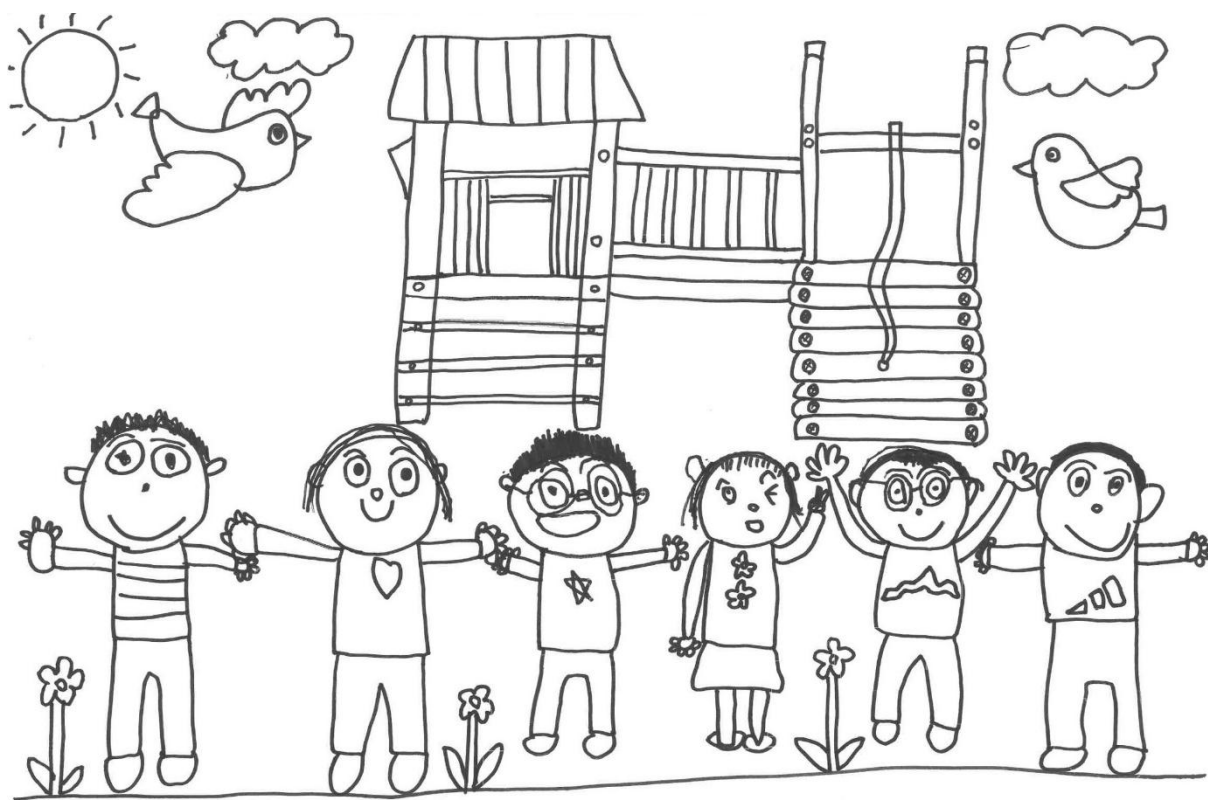


第3期

佐川町子ども・子育て支援事業計画



作：佐川町立黒岩中央保育所「さくらぐみ」一同

令和7年3月
高知県佐川町

はじめに

「おはようございます！」「こんにちは！」子どもたちの気持ちのいい挨拶が聞こえると、少し難しい顔をして歩いている大人たちもスッと表情が明るくなります。

子どもたちの笑顔を見るだけでおじいちゃん、おばあちゃんが元気になります。

子どもたちは地域を元気にする源であり、子どもの持つ力は無限大です。



子どもたちが地域で安全安心に遊び、学ぶことができるまち。保育料、給食費、医療費の無料化など子育てにかかる経済的負担が少ないまち。妊娠期から切れ目なく、子育てに関する専門的な助言やサポートを受けられるまち。保育や子育て支援サービスの充実したまち。郷土愛を育み、我がまちへの誇りと将来への希望を持てるまち佐川町。

本町は、平成30年に「子育てしやすいまち」宣言を行い、将来にわたって元気のあるまちであり続けるために、子どもや子育てを地域全体で支え、子育てしやすいまちづくりを進めています。

時代は変化し、50年前と現在では、子どもを取り巻く環境や子育てに対する考え方も変わっています。今回策定いたしました第3期佐川町子ども・子育て支援事業計画において、様々な施策に取り組むことで、5年後、またその先と、本町が子育てしやすいまちへと進化できることを確信しています。

最後に、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査にご協力くださいました住民の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました「佐川町子ども・子育て会議」の委員の皆さま並びに関係各位に心よりお礼申し上げます。

令和7年3月

佐川町長

片岡 雄司

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画期間	2
3 計画の対象	2
4 計画の位置づけ	3
5 計画の策定方法	4
第2章 子ども・子育てに関する現状と課題	5
1 人口等の状況	5
2 社会的支援が必要な子どもの状況	10
3 保育園（所）の状況	12
4 小学校・中学校の状況	13
5 アンケート調査結果	14
6 子ども・子育てに関する課題のまとめ	41
第3章 計画の基本的な考え方	42
1 基本理念	42
2 子ども・子育て支援の視点	42
3 施策体系図	44
第4章 量の見込みと確保方策	45
1 将来推計児童数	45
2 教育・保育提供区域	46
3 教育・保育事業	48
4 地域子ども・子育て支援事業	51
5 子どもの放課後対策に関する目標量	66
6 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	67
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	67
8 産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	67
9 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	68
10 職業生活と家庭生活との両立を図るための雇用環境の整備と連携	68
11 地域子ども・子育て支援事業の関係機関相互の連携推進	68
第5章 具体的な施策の展開	69
1 まち全体で子育てする環境づくり	69
2 ライフプランの実現に向けた環境づくり	73
3 希望ある健やかな成長に向けた環境づくり	77
4 すべての子育て家庭を守り支える環境づくり	88
第6章 計画の推進	95
1 計画の周知	95
2 関係機関との連携・協働	95
3 計画の進行管理	95
資料編	96
1 佐川町子ども・子育て会議設置条例	96
2 佐川町子ども・子育て会議委員名簿	97
3 策定経過	98



第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

近年の我が国では、ライフスタイルの多様化による未婚化・非婚化、晩婚化等を背景に、出生数の減少や出生率の低下に伴う少子化が進行しています。さらに少子化が進行することで、労働力の減少や地域社会の活力の低下、社会保障費の負担増大に加え、子ども同士の関わりの減少から自主性や社会性が育ちにくくなるといった様々な影響が懸念されています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行は、新たな技術の浸透や生活様式の変化をもたらした一方で、地域のつながりの希薄化、子育て家庭の孤立や居場所の減少等、子どもたちを取り巻く環境に大きな影響を与えています。

子どもは社会の「宝」であり、次代を担っていく希望の光であることから、安心して子どもを産み・育てることのできる社会の実現は、社会全体で取り組むべき重要な課題であります。国では、国や地域を挙げて子育てしやすい社会をめざし、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立され、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月より開始されました。その後も、平成 28 年 6 月には「児童福祉法」の改正、令和元年 5 月には、幼児教育・保育を無償化するための「改正子ども・子育て支援法」が成立し、全面的に実施されました。令和 4 年 6 月に成立した改正児童福祉法では、児童虐待やヤングケアラーの増加等、子育てに困難を抱える世帯の顕在化を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の拡充を含めた、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化について示されました。

また、令和 5 年 4 月には「こども家庭庁」を設立するとともに、「こども基本法」が施行され、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざす方向性が示されています。

佐川町（以下、「本町」という。）においては、令和 2 年 3 月に「第 2 期佐川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、『未来を担う世代を、地域全体で育てあうまち さかわ』を基本理念に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

第 2 期計画が令和 6 年度に計画期間の最終年度を迎えることから、近年の社会潮流、本町の子どもや子育てを取り巻く現状、第 2 期計画の進捗状況等を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取組をさらに効果的かつ総合的に推進するために「第 3 期佐川町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

ただし、計画期間の中間年度を目安として、情勢の変化等を考慮し、必要な計画の見直しを行います。



3 計画の対象

本計画は、本町に住むすべての子ども、子育て家庭、地域住民、行政等の個人及び団体を対象とし、今後取り組むべき子育て支援策や目標を示したものです。

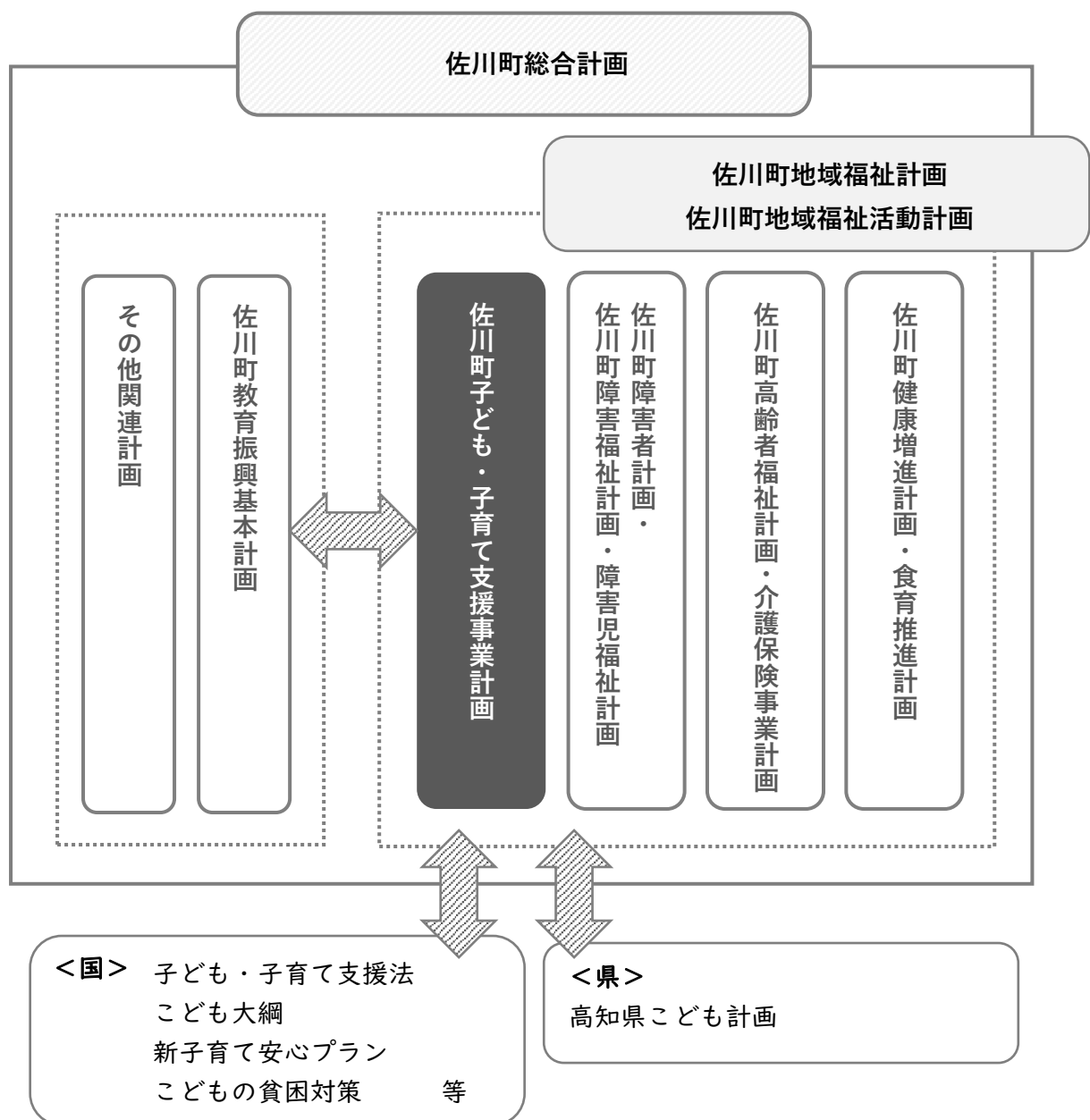
また、これまでの本町の子育て支援施策事業の継続性を保ち、各分野の取組を総合的・一体的に進めるために、各種計画と整合性を持ったものとして策定しています。

4 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけられ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して策定を行う必要があります。

なお、本計画は「佐川町総合計画」を上位計画とし、「佐川町地域福祉計画」等の関連計画における施策との調和を図りながら推進するものです。

また、令和元年には「子どもの貧困対策推進法」が改正され、子ども貧困対策の一層の推進を図るため、子どもの貧困対策計画を策定することが市町村の努力義務とされました。本計画を子どもの貧困対策計画と位置づけ、子どもの貧困対策を総合的に推進します。



5 計画の策定方法

1 佐川町子ども・子育て会議の設置

計画策定においては、幅広い関係者の参画により、子どもの保護者、学職経験者、保育園(所)、学校、地域福祉関係者、その他関係機関の代表者等で構成する「佐川町子ども・子育て会議」を設置し、各種団体や町民の意見を広く反映させながら計画を策定しました。

2 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施

本計画の策定に向けて、子育て中の保護者や子ども本人の意見やニーズを反映した計画とするため、「就学前児童」がいる保護者、「小学生児童」がいる保護者を対象として、アンケート調査を実施しました。

◆調査対象：令和6年3月1日現在に本町に在住する、就学前児童（0～5歳）及び小学校1年生から4年生の保護者

◆調査方法：就学前児童用と小学生用の2種類の調査票を作成し、就学前児童については保育園(所)を通じて配布・回収（一部郵送による配布、回収有り）、小学生については学校を通じて配布・回収

◆調査期間：令和6年3月5日～令和6年3月19日

◆回収結果

調査対象	配布件数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	296 件	202 件	68.2%
小学生の保護者	290 件	208 件	71.7%

3 子育て支援に関する専門職アンケート調査の実施

アンケート調査では、把握しきれない現場からみたニーズや課題を拾い上げるため、専門職アンケートを実施しました。

◆調査対象：町内における子育てに関する専門職（保育士・放課後児童支援員）

◆調査方法：勤務所を通じて紙による配布・回収

◆調査期間：令和6年7月18日～令和6年8月2日

◆回収結果

調査対象	配布件数	有効回収数	有効回収率
専門職	106 件	100 件	94.3%



第2章 子ども・子育てに関する現状と課題

I 人口等の状況

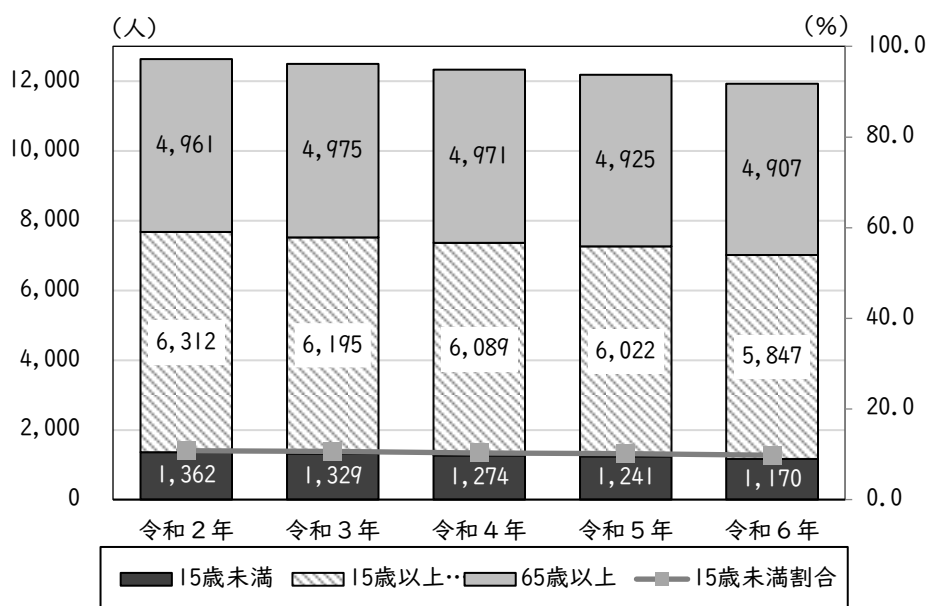
1 人口の推移

本町の人口は、令和2年以降、減少傾向で推移しており令和6年では11,924人となっています。

年齢3区分別にみると、65歳以上は令和3年にわずかに増加したものの減少傾向にあります。15歳未満及び15歳以上64歳未満は減少し続けており、令和6年4月1日現在の15歳未満は1,170人となり、人口全体に占める割合は9.8%まで低下しています。

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	(人)	12,635	12,499	12,334	12,188	11,924
15歳未満	(人)	1,362	1,329	1,274	1,241	1,170
	(%)	10.8	10.6	10.3	10.2	9.8
15歳以上 64歳未満	(人)	6,312	6,195	6,089	6,022	5,847
	(%)	50.0	49.6	49.4	49.4	49.0
65歳以上	(人)	4,961	4,975	4,971	4,925	4,907
	(%)	39.3	39.8	40.3	40.4	41.2

出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）



2 地区別人口の推移

いずれの地区においても、総人口は減少傾向となり少子高齢化の進行が見られます。

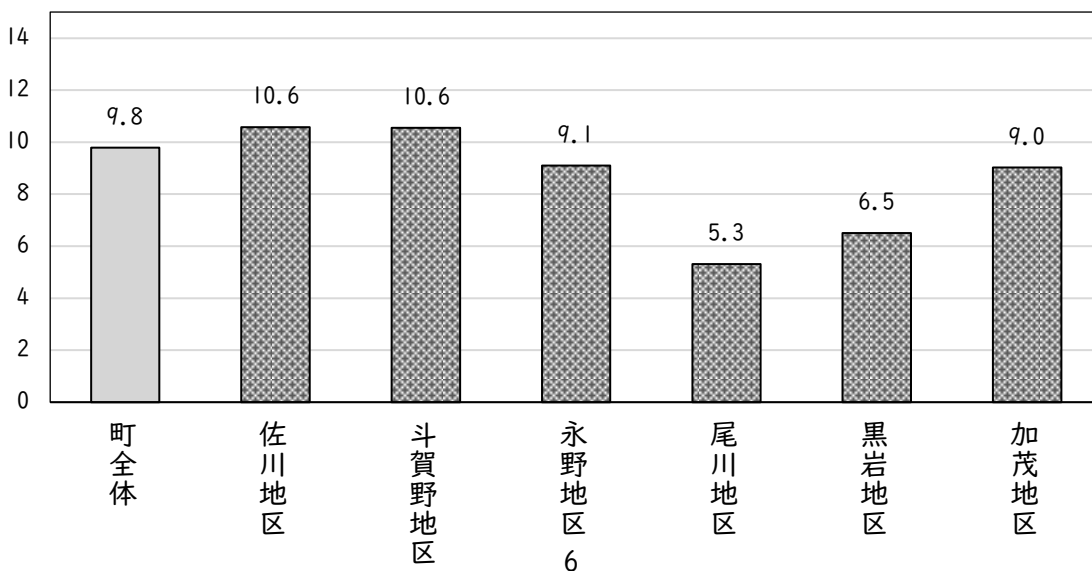
(人)

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
佐川地区	総人口	6,675	6,616	6,564	6,471	6,335
	15歳未満	787	762	740	709	670
	15～65歳未満	3,439	3,391	3,354	3,317	3,231
	65歳以上	2,449	2,463	2,470	2,445	2,434
斗賀野地区	総人口	3,193	3,150	3,125	3,089	3,042
	15歳未満	351	346	335	332	321
	15～65歳未満	1,628	1,592	1,573	1,546	1,505
	65歳以上	1,214	1,212	1,217	1,211	1,216
永野地区	総人口	909	890	886	859	835
	15歳未満	94	93	89	86	76
	15～65歳未満	455	445	442	429	419
	65歳以上	360	352	355	344	340
尾川地区	総人口	721	729	690	679	659
	15歳未満	39	47	41	39	35
	15～65歳未満	294	294	275	269	261
	65歳以上	388	388	374	371	363
黒岩地区	総人口	1,035	1,001	982	967	938
	15歳未満	83	75	63	65	61
	15～65歳未満	455	435	431	419	397
	65歳以上	497	491	488	483	480
加茂地区	総人口	1,021	1,007	972	969	942
	15歳未満	106	99	97	93	85
	15～65歳未満	501	487	454	461	446
	65歳以上	414	421	421	415	411

出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

地区別 15歳未満割合（令和6年4月1日現在）

(%)



3 合計特殊出生率

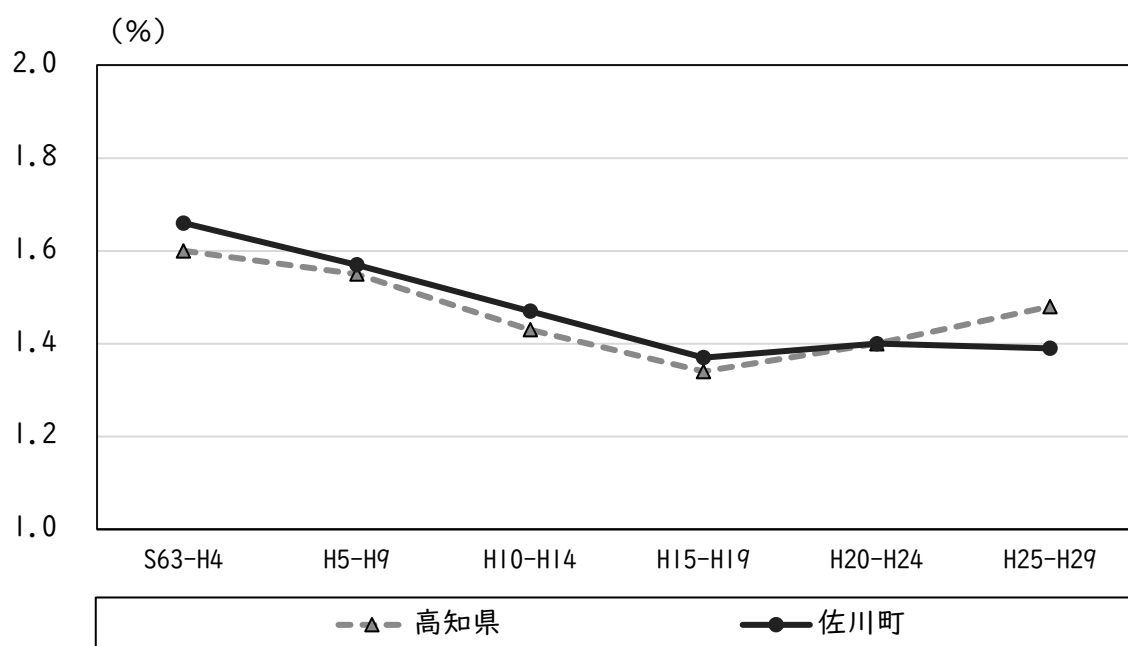
合計特殊出生率とは、人口統計上の指標で、一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均となっています。

本町では減少傾向で推移しており、平成20～24年で1.40と高知県平均と同値となりましたが、平成25～29年は1.39と減少となっています。

(%)

	S63-H4	H5-H9	H10-H14	H15-H19	H20-H24	H25-H29
高知県	1.60	1.55	1.43	1.34	1.40	1.48
佐川町	1.66	1.57	1.47	1.37	1.40	1.39

出典：厚生労働省（人口動態統計特殊報告）



4 未婚率

未婚率をみると、女性より男性が高い傾向にあります。平成27年の未婚率と比較すると、男性は25～29歳、35～39歳は低下していますが、それ以外の年齢は上昇しています。女性については、25～29歳は低下していますが、それ以外の年齢は未婚率が上昇しています。

(%)

佐川町	男性		女性	
	平成27年	令和2年	平成27年	令和2年
20～24歳	93.3	93.3	89.5	92.1
25～29歳	74.2	66.5	62.3	62.0
30～34歳	44.4	57.3	37.3	40.0
35～39歳	38.5	34.1	23.8	25.8
40～44歳	29.9	31.4	19.7	21.8
45～49歳	24.4	29.1	12.4	19.7

出典：国勢調査

5 女性の就業率

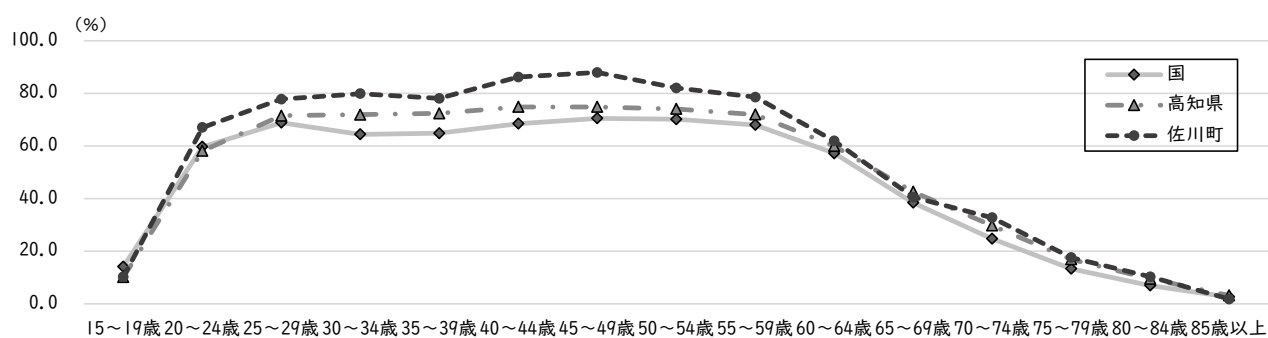
平成27年と比較すると、子育て世代の年代の女性の就業率は減少傾向となっており、それ以外については増加傾向となっています。

また、国及び高知県と比較し、本町における女性の就業率は高くなっています。

(%)

	国	高知県		佐川町	
	令和2年	平成27年	令和2年	平成27年	令和2年
15～19歳	14.2	9.7	10.2	8.6	10.3
20～24歳	59.7	55.3	58.2	65.2	67.1
25～29歳	68.9	69.8	71.6	78.0	77.8
30～34歳	64.5	68.9	71.9	80.3	79.9
35～39歳	64.9	71.8	72.4	83.4	78.1
40～44歳	68.5	74.1	74.9	87.1	86.3
45～49歳	70.6	74.5	74.9	87.4	88.0
50～54歳	70.2	74.2	74.1	83.7	82.1
55～59歳	68.0	69.6	72.0	76.0	78.6
60～64歳	57.3	53.1	60.0	57.2	61.9
65～69歳	38.5	37.4	42.6	38.6	40.5
70～74歳	24.8	23.6	29.8	25.6	32.8
75～79歳	13.3	14.8	16.9	18.8	17.6
80～84歳	7.0	8.0	9.5	6.3	10.3
85歳以上	2.6	3.1	3.2	2.2	1.8

出典：国勢調査



6 生活保護の状況

生活保護の状況をみると、被保護世帯数は令和4年度に増加し、その後は減少傾向となっています。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被保護世帯数	(世帯数)	162	161	166	149	144
被保護者数	(人)	200	195	205	180	171

出典：健康福祉課（各年3月末日現在、令和6年度は6月末日現在）

7 生活困窮者の状況

制度の狭間の問題等を抱えた生活困窮者に対し、自立に向けた伴走的な支援が可能となるとともに、地域福祉活動の基盤を活かした地域における生活困窮者のニーズの掘り起こしや、就労支援に向けた新しい資源の開発等、生活困窮者支援を通じた地域福祉の推進に取り組んでいます。

新規相談受付件数は減少傾向で推移しています。

対応		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規相談受付件数	(件)	41	48	23	15	17
他制度・機関につなぐ	(件)	28	38	12	4	8
情報提供や相談のみ	(件)	2	1	6	4	4
プラン作成	(件)	11	9	5	7	5
就労支援対象者数	(人)	11	9	5	7	5

出典：健康福祉課（各年3月末日現在、令和6年度は6月末日現在）

2 社会的支援が必要な子どもの状況

1 障害児保育の状況

障害児保育の状況をみると、保育園（所）は減少傾向で推移しており、幼稚園は令和4年度より0人となっています。

■保育園（所）における障害児保育の実施状況 (人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在園者数（全体）	420	396	366	348	290
特児のみ	5	3	7	8	3
個別支援の必要な児童（特児除く）	2	7	5	4	10

出典：健康福祉課（各年3月末現在、令和6年度は4月1日現在）

■幼稚園における障害のある子どもの在園者数 (人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在園児童数	1（0）	1（0）	0（0）	0（0）	0（0）

出典：健康福祉課（各年3月末現在、令和6年度は4月1日現在）

2 障害のある子どもの就学状況

障害のある子どもの就学状況をみると、令和6年度は小学校の学級数、児童数が増加となっています。

■特別支援学級の学級数と児童・生徒数の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	学級数	11	14	14	13	14
	児童数（人）	41	48	43	36	44
中学校	学級数	5	5	5	5	6
	生徒数（人）	15	17	15	21	18

出典：教育委員会（各年5月1日現在）

■特別支援学校高等部の在籍者数の状況 (人)

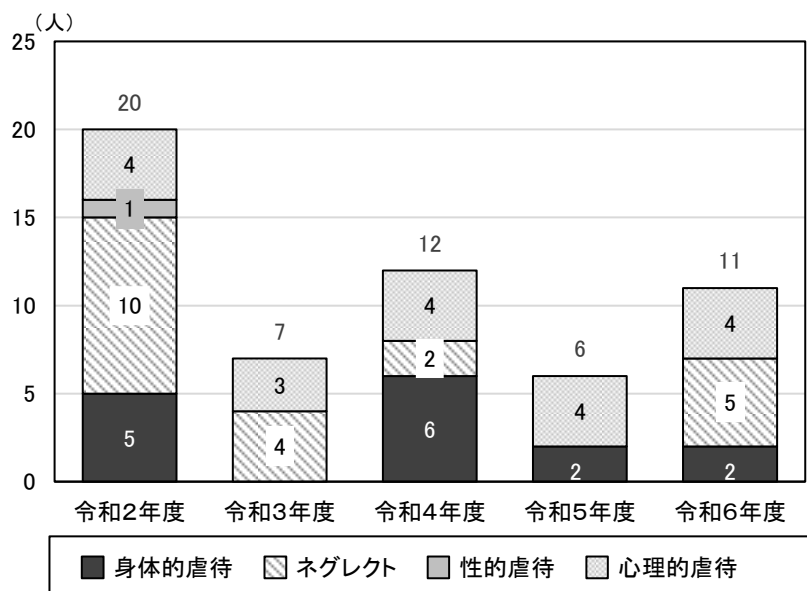
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1年生	6	4	10	4	3
2年生	4	5	4	10	5
3年生	5	3	5	3	10
計	15	12	19	17	18

資料：高知県教育委員会（各年5月1日現在）

3 虐待の状況

子どもの虐待についてみると、令和2年度の状況と比べると増減はありますが減少しています。

性的虐待については、令和3年度より0人が続いています。ネグレクトについては、令和5年度は0人となっていましたが、令和6年度は5人と増加しています。



出典：健康福祉課

4 外国人人口の状況

令和6年における15歳未満の外国人人口は1人となっています。

(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
外国人人口	67	68	46	74	98
15歳未満	1	1	1	1	1
15～65歳未満	64	65	43	71	95
65歳以上	2	2	2	2	2

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

3 保育園（所）の状況

現在、本町の保育園（所）は7園となっています。

各保育園（所）の利用定員は、下記のとおりとなっています。

保育園（所）名		住所	電話番号	利用定員	
1	佐川町立黒岩中央保育所	佐川町黒原 2242 番地 1	0889-22-9220	58	名
2	佐川町立永野保育所	佐川町永野 1721 番地	0889-22-2125	45	名
3	社会福祉法人 笑育会 佐川町若草保育園	佐川町乙 1759 番地	0889-22-9294	70	名
4	社会福祉法人 花園保育園 花園保育園	佐川町甲 1462 番地 4	0889-22-0075	60	名
5	社会福祉法人 佐川町児童福祉協会 斗賀野中央保育園	佐川町東組 1245 番地 1	0889-22-1205	90	名
6	社会福祉法人 尾川児童福祉協会 尾川中央保育園	佐川町本郷耕 2043 番地	0889-22-2732	30	名
7	社会福祉法人 おひさま 海津見保育園	佐川町加茂 673 番地 1	0889-22-7062	30	名



4 小学校・中学校の状況

本町では、佐川町立小・中学校に通学する場合は、下表のとおり通学区域を設定しています。通学区域とは、住民基本台帳に基づき、佐川町教育委員会が設定した区域のことで、本人及び保護者の意志に関わらず就学する学校が決定されます。

なお、本町の保育園（所）は、希望する保育園（所）に入所することができますが、小学校に入学する際には、通学区域一覧により入学すべき学校が決められています。

佐川町立小学校通学区域一覧表	
佐川小学校	甲、乙（鳥の巣地区を除く）、丙、ムロハラ
斗賀野小学校	永野、東組、中組、西組、川ノ内組、西山組、乙（鳥の巣地区）
尾川小学校	本郷耕、西山耕、古畑耕、峰耕
黒岩小学校	黒原、四ツ白、二ツ野、中野、瑞応、庄田、大田川、平野

※加茂地区（加茂・岩目地）は、日高村・佐川町学校組合立加茂小学校へ入学することになります。

佐川町立中学校通学区域一覧表	
佐川中学校	甲、乙、丙、ムロハラ、永野、東組、中組、西組、川ノ内組、西山組、黒原、四ツ白、二ツ野、中野、瑞応、庄田、大田川、平野、土佐市谷地
尾川中学校	本郷耕、西山耕、古畑耕、峰耕

※加茂地区（加茂・岩目地）は、日高村・佐川町学校組合立加茂中学校へ入学することになります。

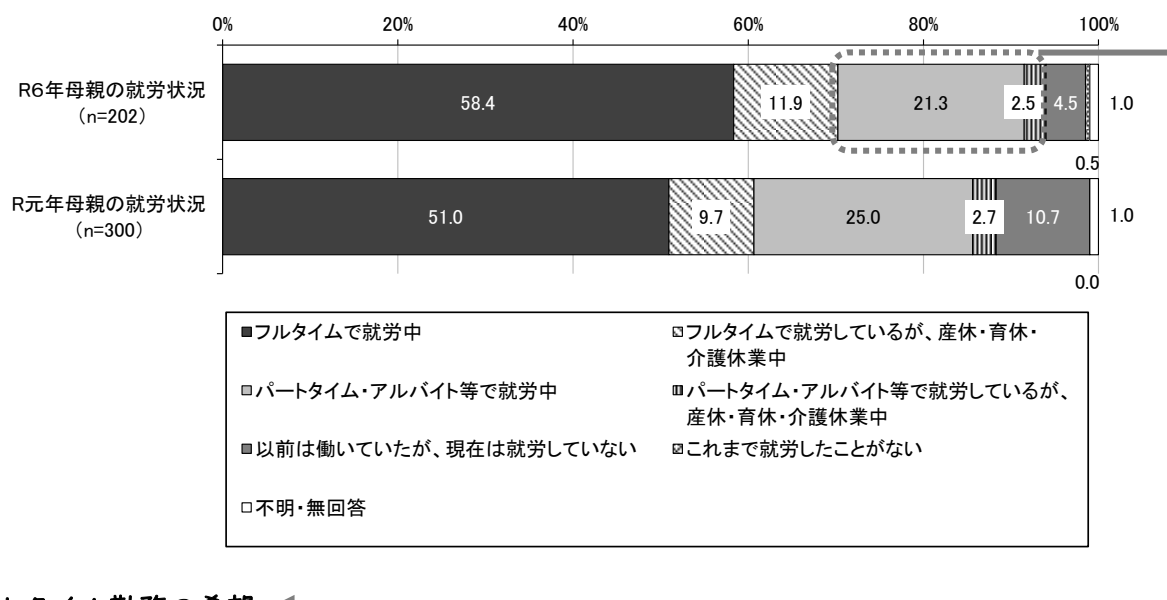
出典：佐川町教育委員会

5 アンケート調査結果

1 就学前児童保護者調査

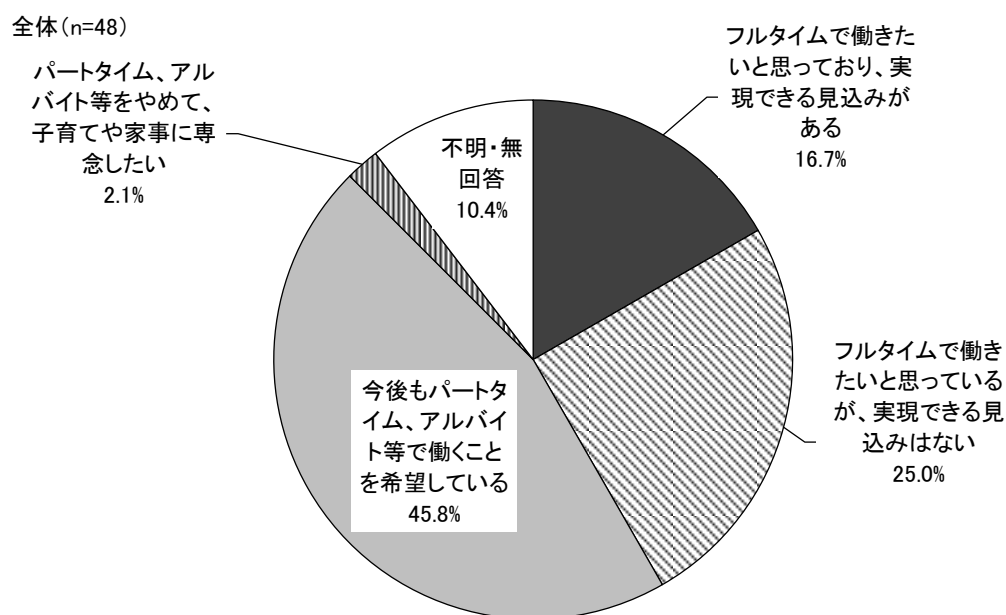
(1) 母親の就労状況

「フルタイムで就労中」が58.4%と最も高く、次いで「パートタイム・アルバイト等で就労中」が21.3%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中」が11.9%となっています。前回と比べるとパートタイム・アルバイト就労者が減少し、フルタイム就労者が増加しています。



フルタイム勤務の希望

「今後もパートタイム、アルバイト等で働くことを希望している」が45.8%と最も高く、次いで「フルタイムで働きたいと思っているが、実現できる見込みはない」が25.0%、「フルタイムで働きたいと思っており、実現できる見込みがある」が16.7%となっています。

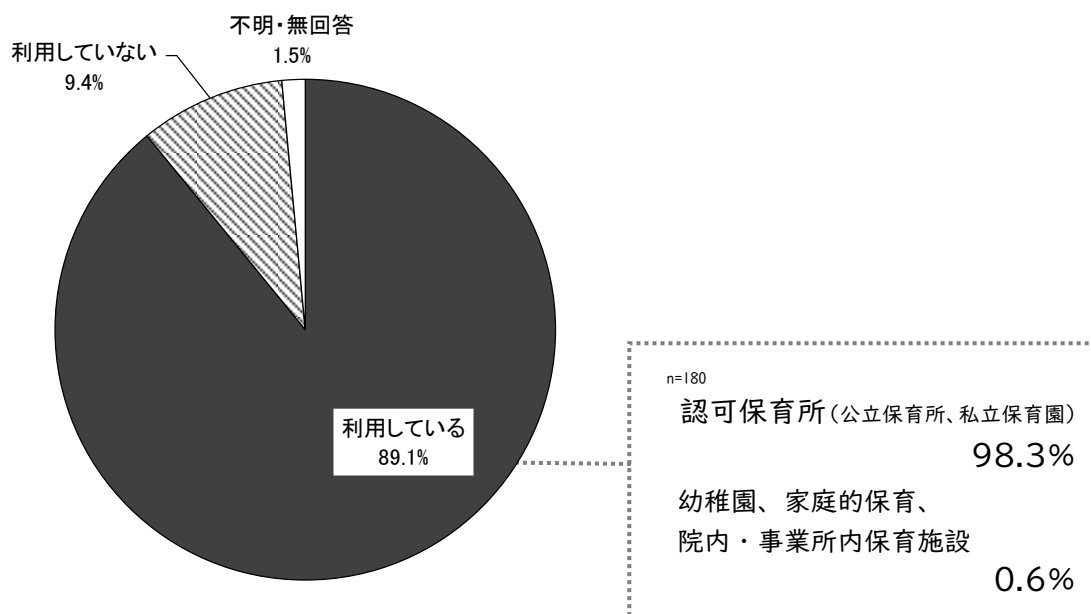


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用意向

利用状況

「利用している」が89.1%、「利用していない」が9.4%となっています。

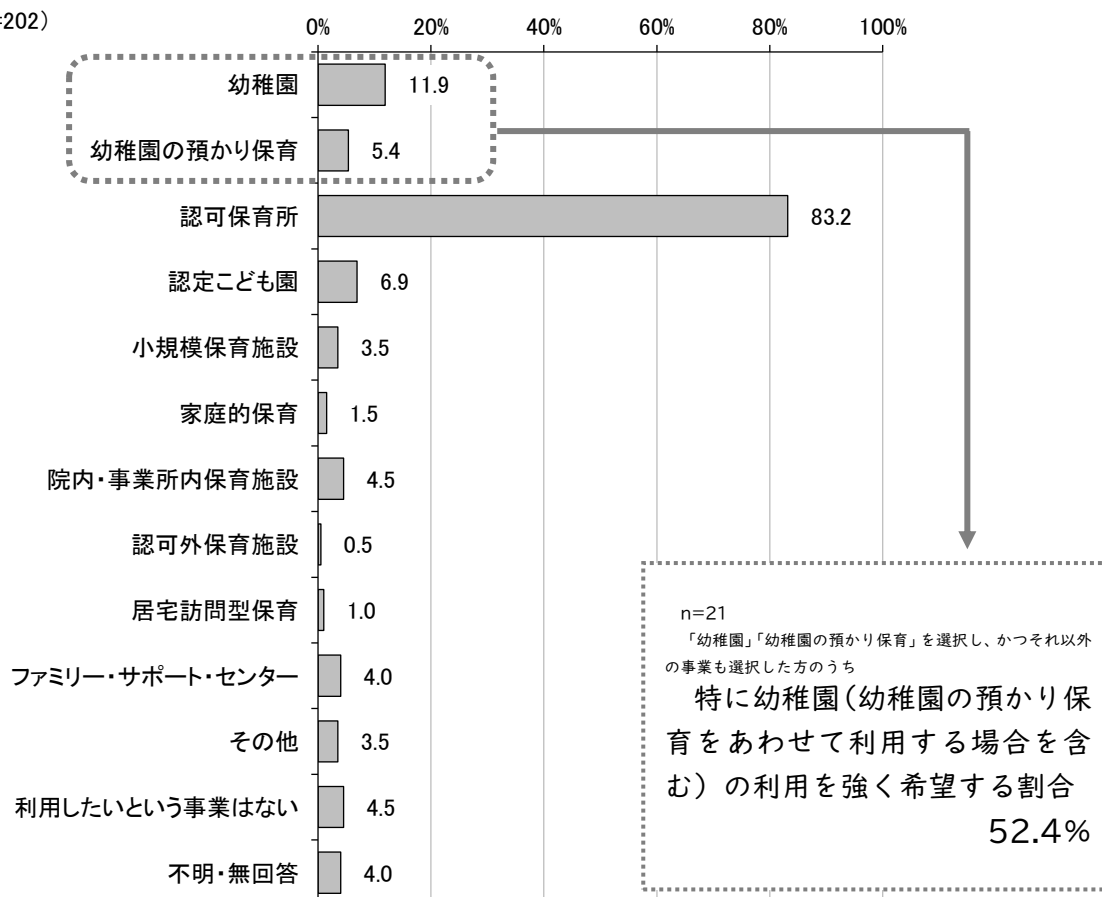
全体(n=202)



利用意向

定期的に利用したいと考える事業は、「認可保育所」が83.2%と最も高く、次いで「幼稚園」が11.9%、「認定こども園」が6.9%となっています。

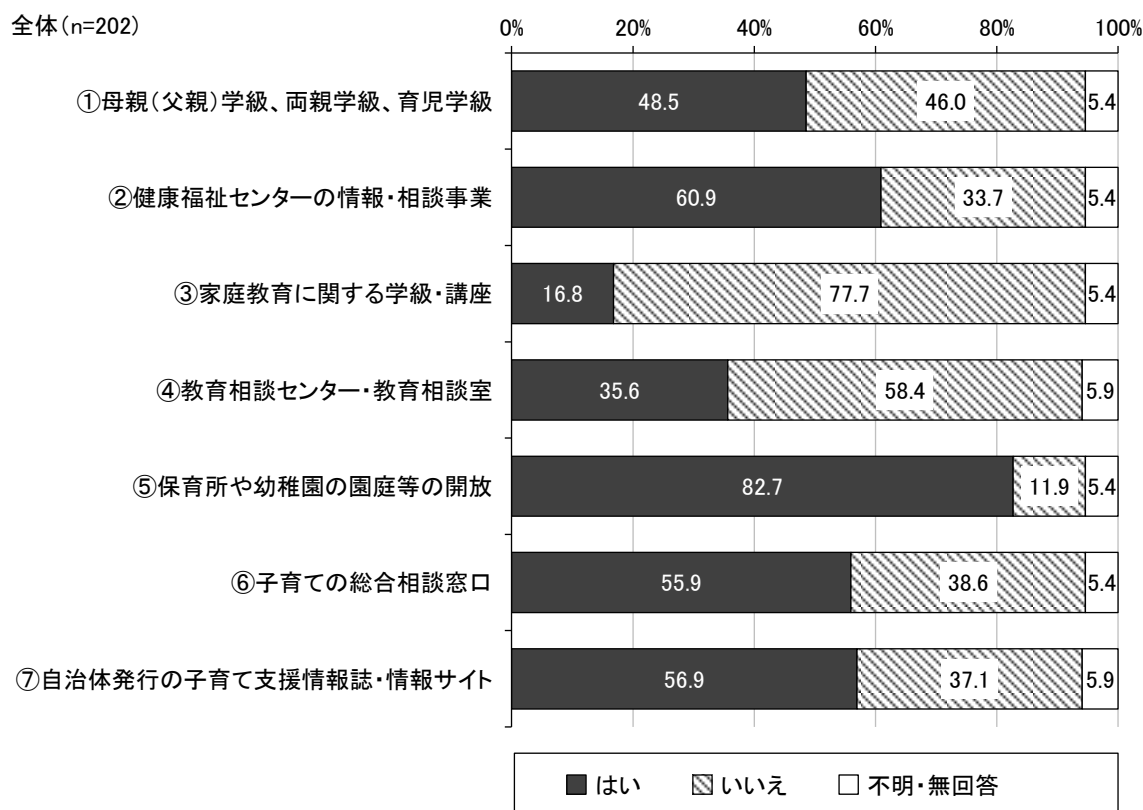
全体(n=202)



(3) 子育て支援事業の認知度・利用経験・利用意向

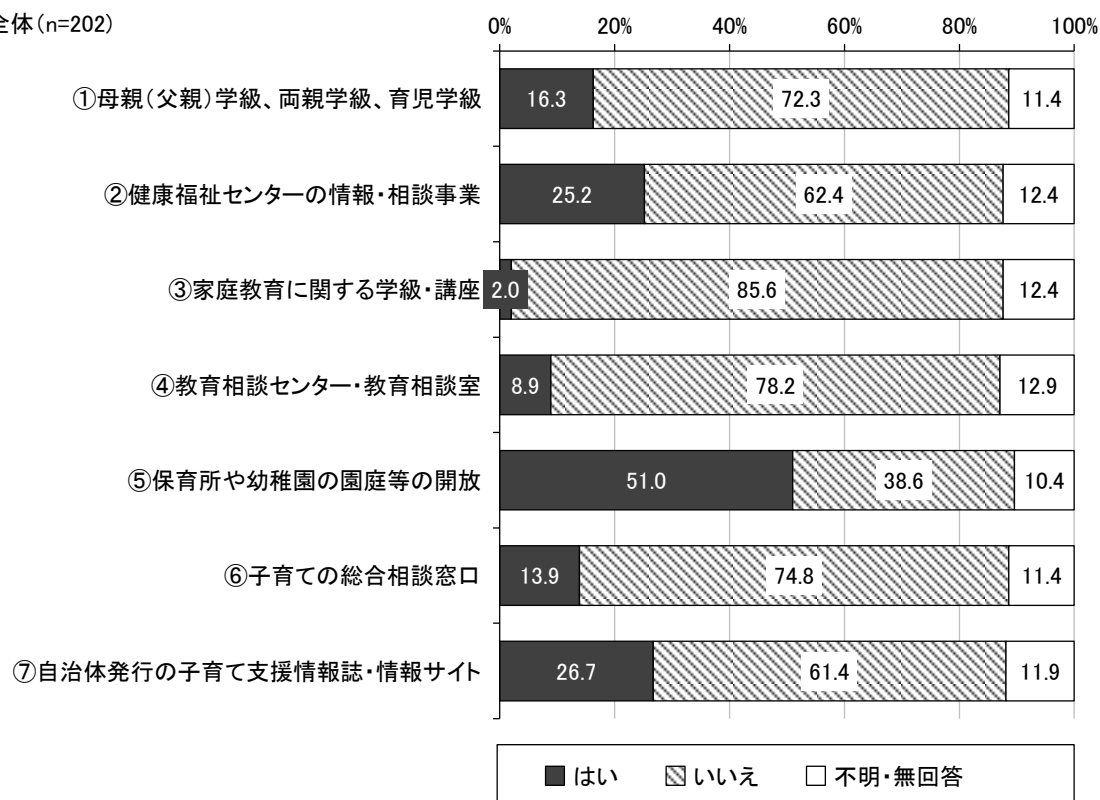
認知度

〔③家庭教育に関する学級・講座〕〔④教育相談センター・教育相談室〕では「いいえ」、その他の事業では「はい」が高くなっています。



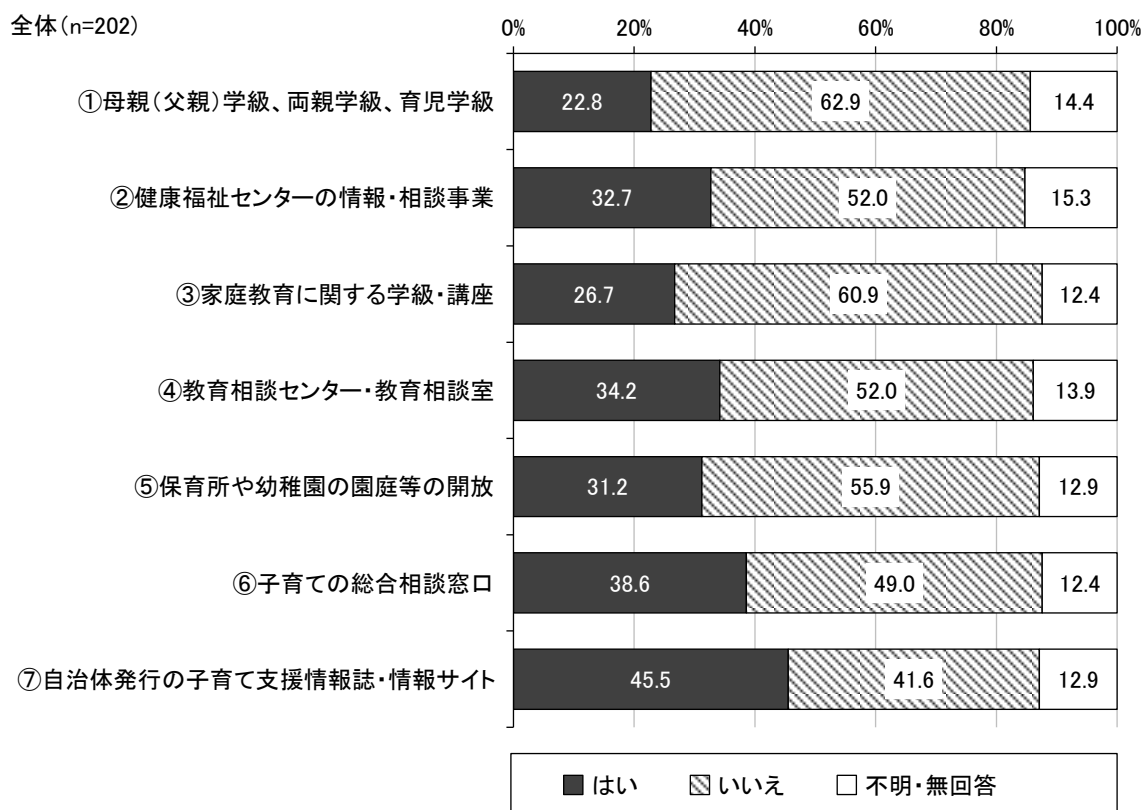
利用経験

〔⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放〕では「はい」、その他の事業では「いいえ」が高くなっています。全体 (n=202)



利用意向

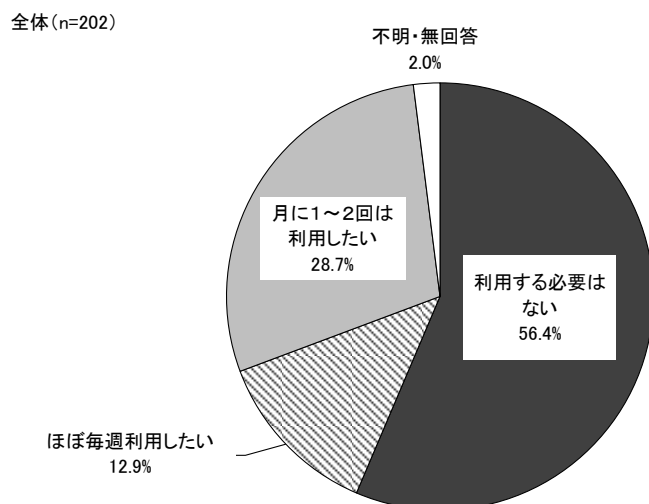
〔⑦自治体発行の子育て支援情報誌・情報サイト〕では「はい」、その他の事業では「いいえ」が高くなっています。



(4) 土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用意向

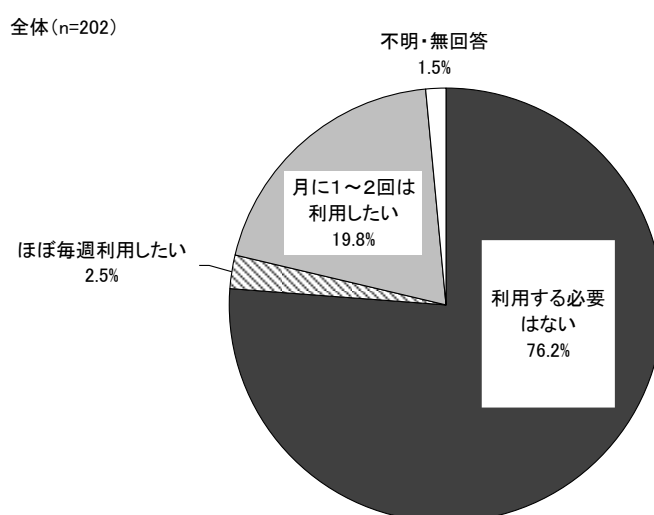
土曜日

「利用する必要はない」が 56.4%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が 28.7%、「ほぼ毎週利用したい」が 12.9%となっています。



日曜・祝日

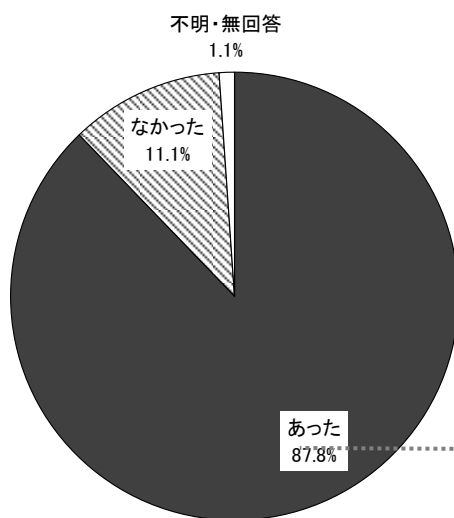
「利用する必要はない」が 76.2%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が 19.8%、「ほぼ毎週利用したい」が 2.5%となっています。



(5) 病気の際の対応

平日の定期的な教育・保育の事業を利用している方のうち、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと「あった」が87.8%、「なかった」が11.1%となっています。

全体 (n=180)



n=158

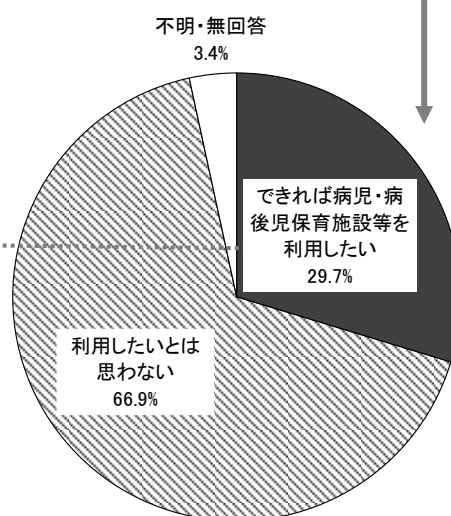
【対処方法】

母親が休んだ	89.9%
父親が休んだ	51.3%
親族・知人にみてもらった	46.8%
就労していない方の親がみた	10.1%

「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったか

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が29.7%、「利用したいとは思わない」が66.9%となっています。

全体 (n=145)



n=43

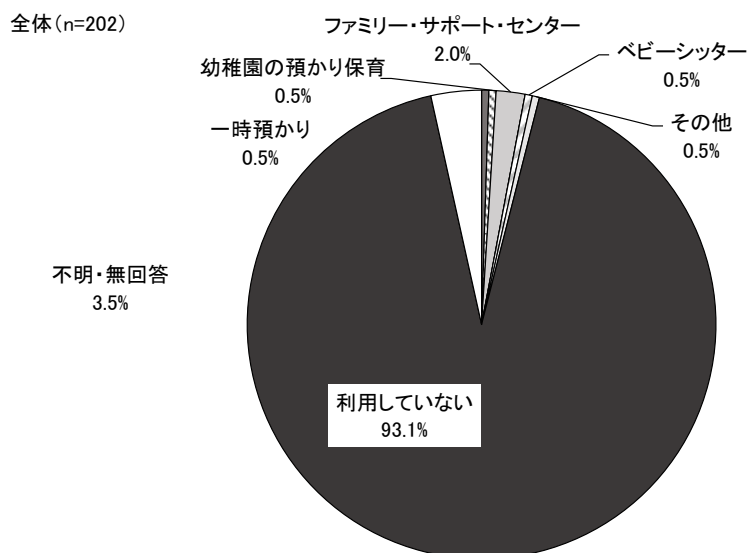
【望ましい事業形態】

小児科に併設した施設で子どもを保育する事業	72.1%
他の施設に併設した施設で子どもを保育する事業	60.5%
地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業	18.6%

(6) 一時預かり等の利用状況と利用意向

利用状況

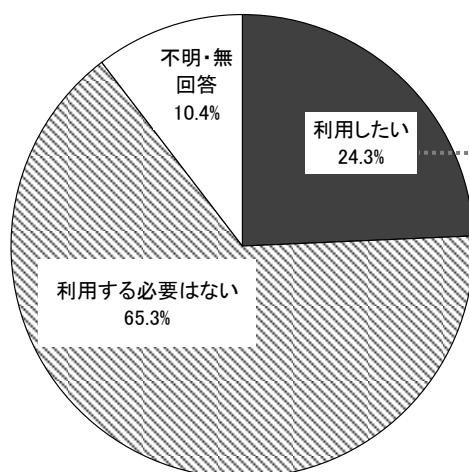
「利用していない」が93.1%と最も高く、次いで「ファミリー・サポート・センター」が2.0%、「一時預かり」「幼稚園の預かり保育」「ベビーシッター」「その他」が0.5%となっています。



利用意向

「利用したい」が24.3%、「利用する必要はない」が65.3%となっています。

全体 (n=202)



n=49

【利用目的】

私用やリフレッシュ	77.6%
冠婚葬祭、学校行事等	63.3%
不定期の就労	32.7%

【合計日数】

年12日以上	30.6%
年5日、年10日	14.3%
年3日	4.1%

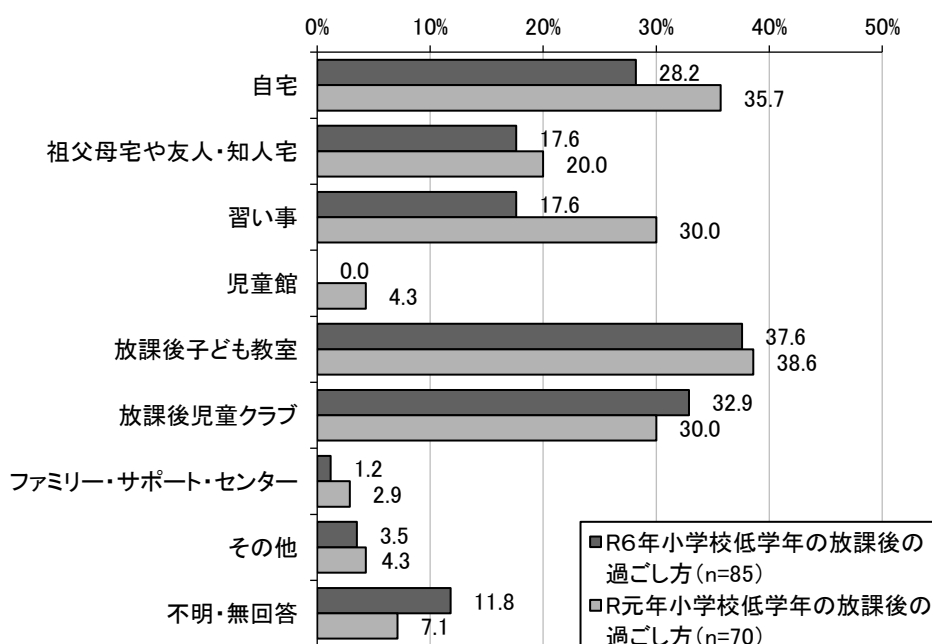
(7) 小学校就学後の放課後の過ごし方

※あて名のお子さんが5歳以上である方のみ

小学校低学年の間

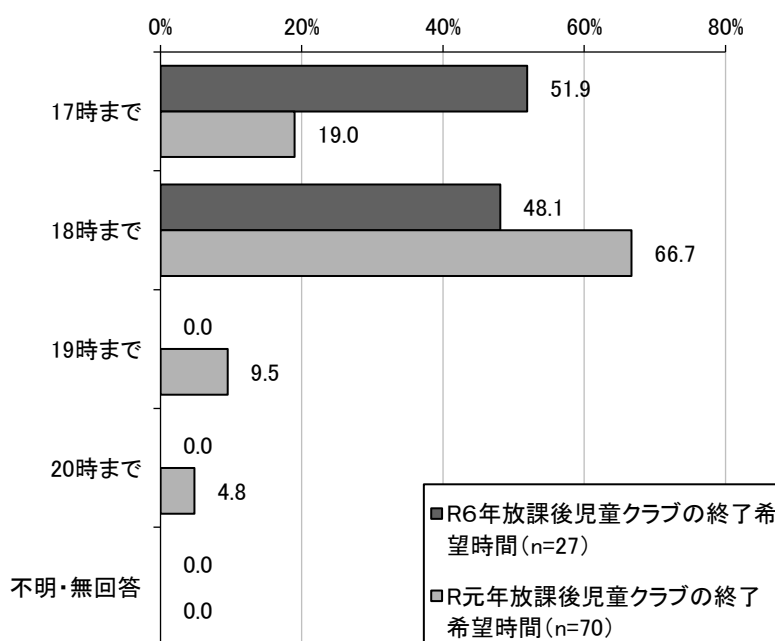
放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについては、「放課後子ども教室」が37.6%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が32.9%、「自宅」が28.2%となっています。

前回と比べると「自宅」や「習い事」の意向は大きく減少している一方、放課後児童クラブの意向はやや増加しています。



放課後児童クラブの終了希望時間（低学年）

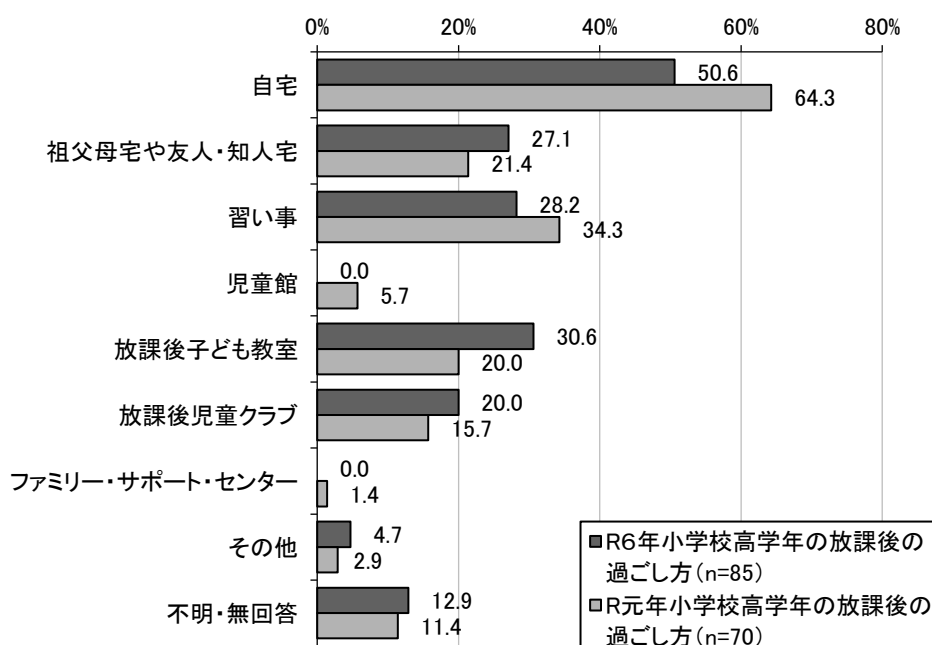
「17時まで」が51.9%と最も高く、次いで「18時まで」が48.1%となっています。前回と比べると「17時まで」の希望が増加し、18時以降の希望は減少しています。



小学校高学年の間

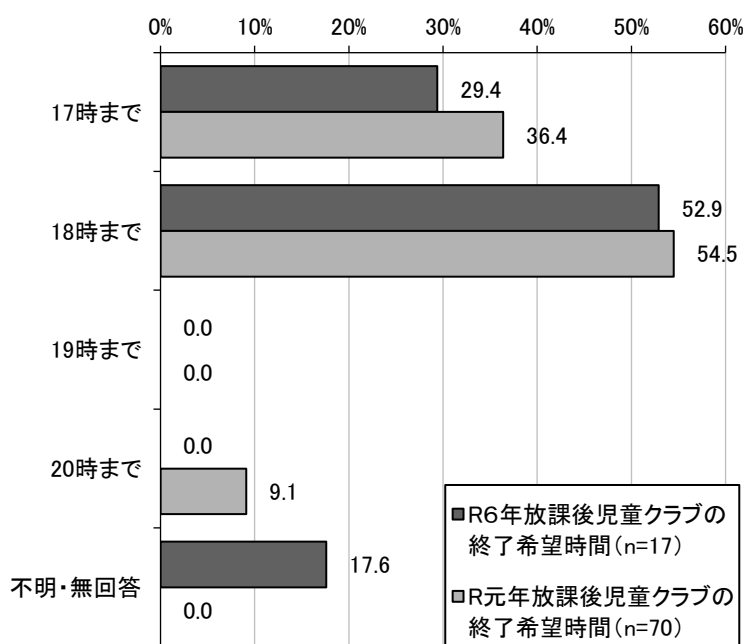
放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについては、「自宅」が50.6%と最も高く、次いで「放課後子ども教室」が30.6%、「習い事」が28.2%となっています。

前回と比べると「自宅」や「習い事」の意向は減少している一方、「放課後子ども教室」や「放課後児童クラブ」の意向は増加しています。



放課後児童クラブの終了希望時間（高学年）

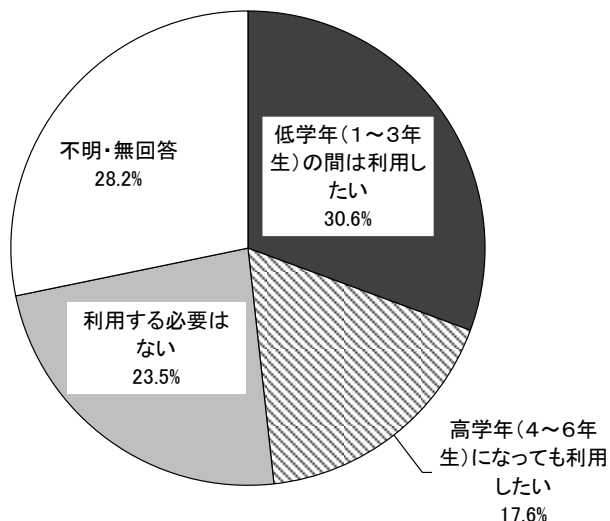
「18時まで」が52.9%と最も高く、次いで「17時まで」が29.4%となっています。前回と比べて傾向に変化はありませんでした。



(8) 長期休暇期間中における放課後児童クラブの利用意向

「低学年（１～３年生）の間は利用したい」が30.6%と最も高く、次いで「利用する必要はない」が23.5%、「高学年（４～６年生）になっても利用したい」が17.6%となっています。

全体(n=85)

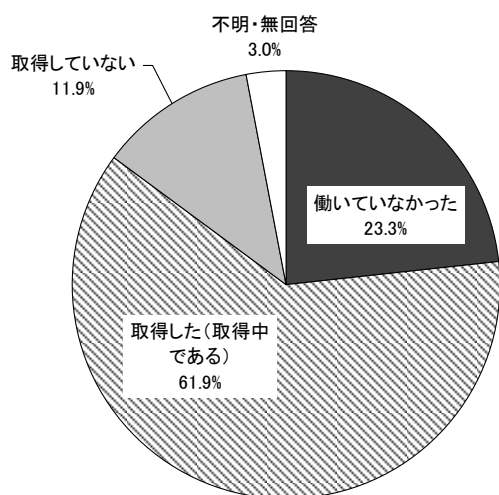


(9) 育児休業の取得

母親

「取得した（取得中である）」が61.9%と最も高く、次いで「働いていなかった」が23.3%、「取得していない」が11.9%となっています。

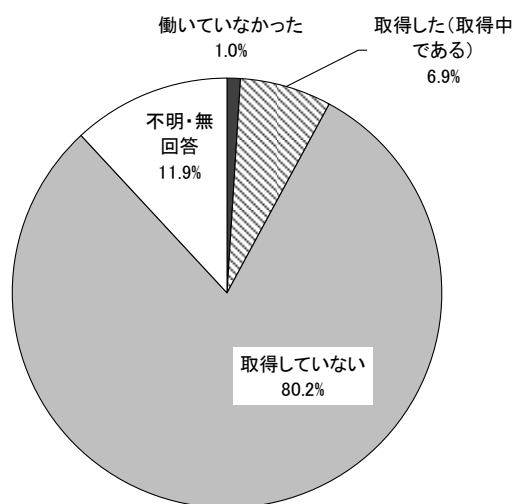
全体(n=202)



父親

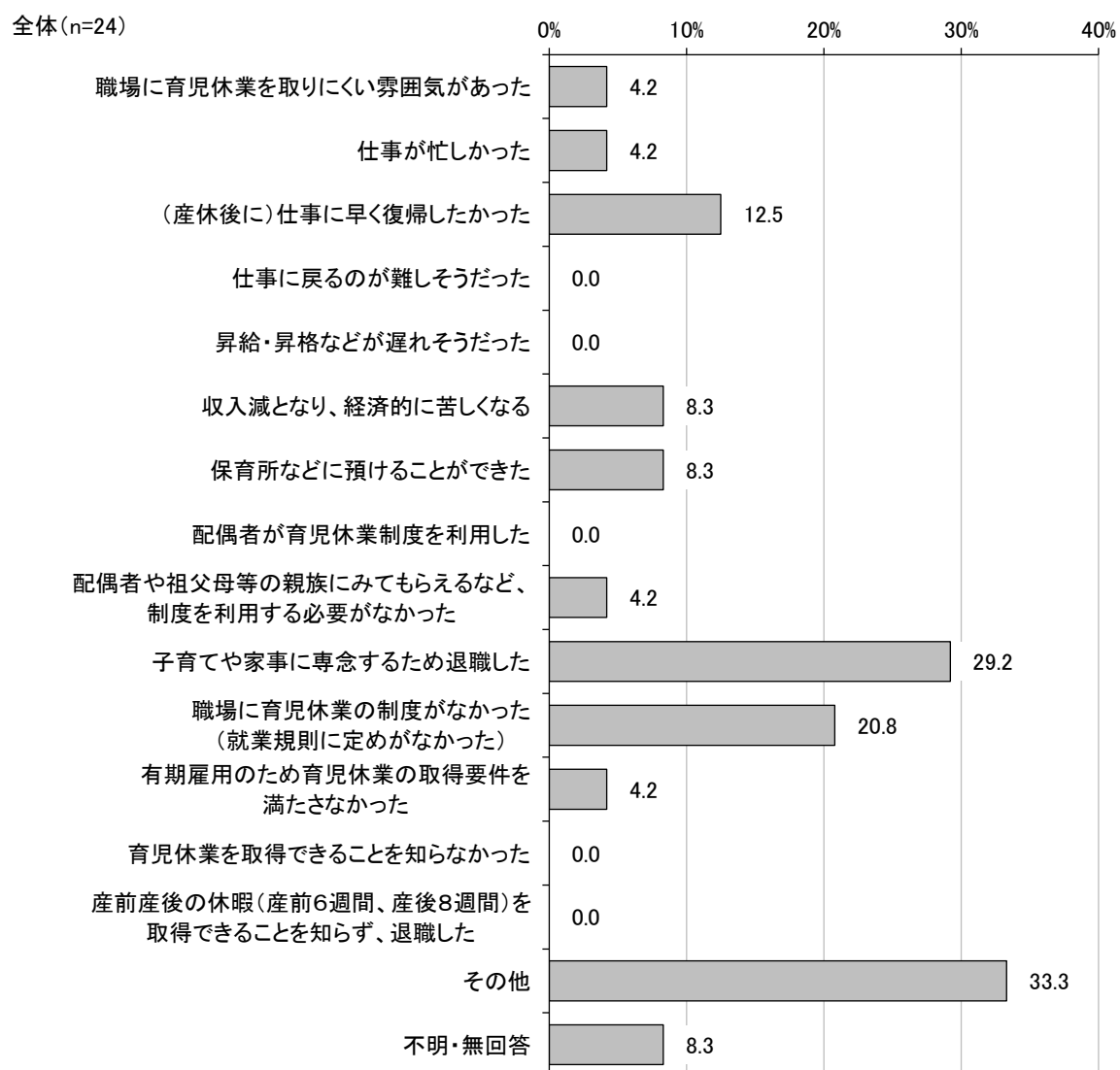
「取得していない」が80.2%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が6.9%、「働いていなかった」が1.0%となっています。

全体(n=202)



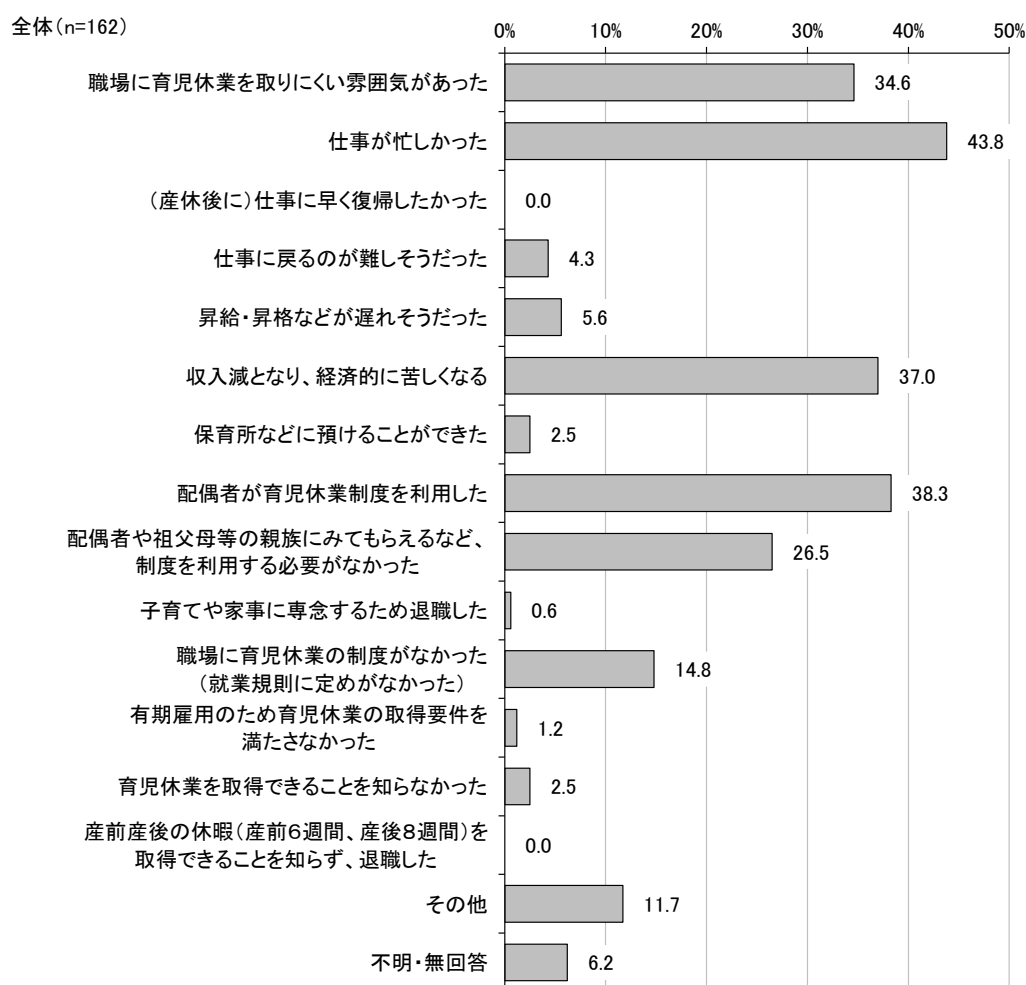
取得していない理由（母親）

「子育てや家事に専念するため退職した」が29.2%、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が20.8%となっています。



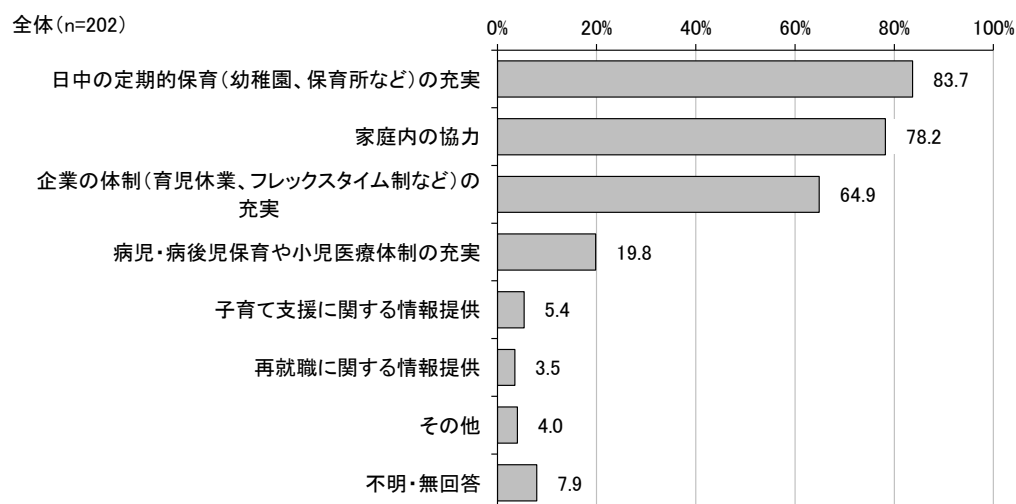
取得していない理由（父親）

「仕事が忙しかった」が43.8%と最も高く、次いで「配偶者が育児休業制度を利用した」が38.3%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が37.0%となっています。



(10) 子育てをしながら仕事をする上で必要なこと

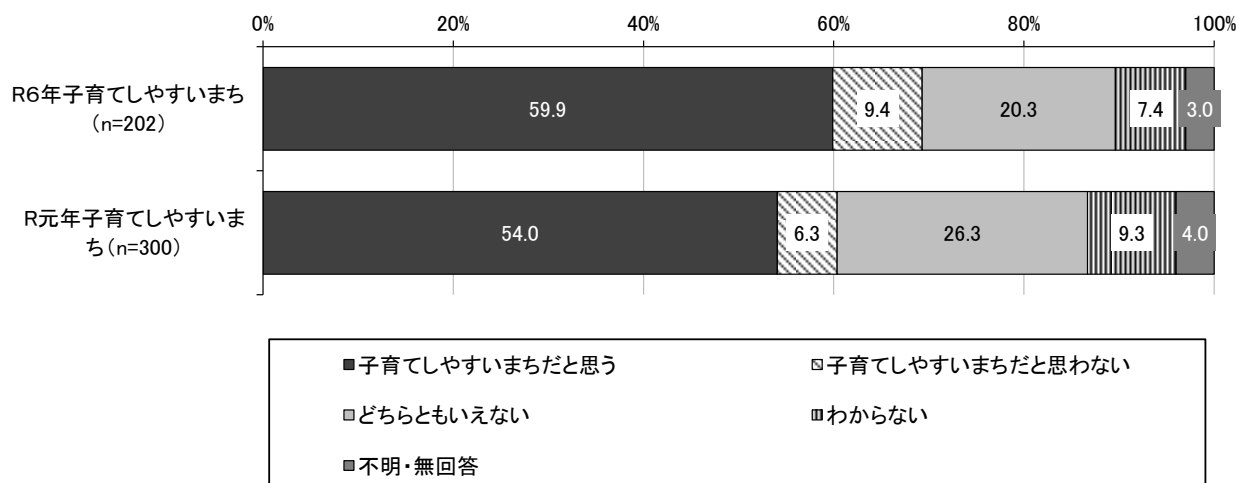
「日中の定期的保育(幼稚園、保育所など)の充実」が83.7%と最も高く、次いで「家庭内の協力」が78.2%、「企業の体制(育児休業、フレックスタイム制など)の充実」が64.9%となっています。



(11) 子育て全般について

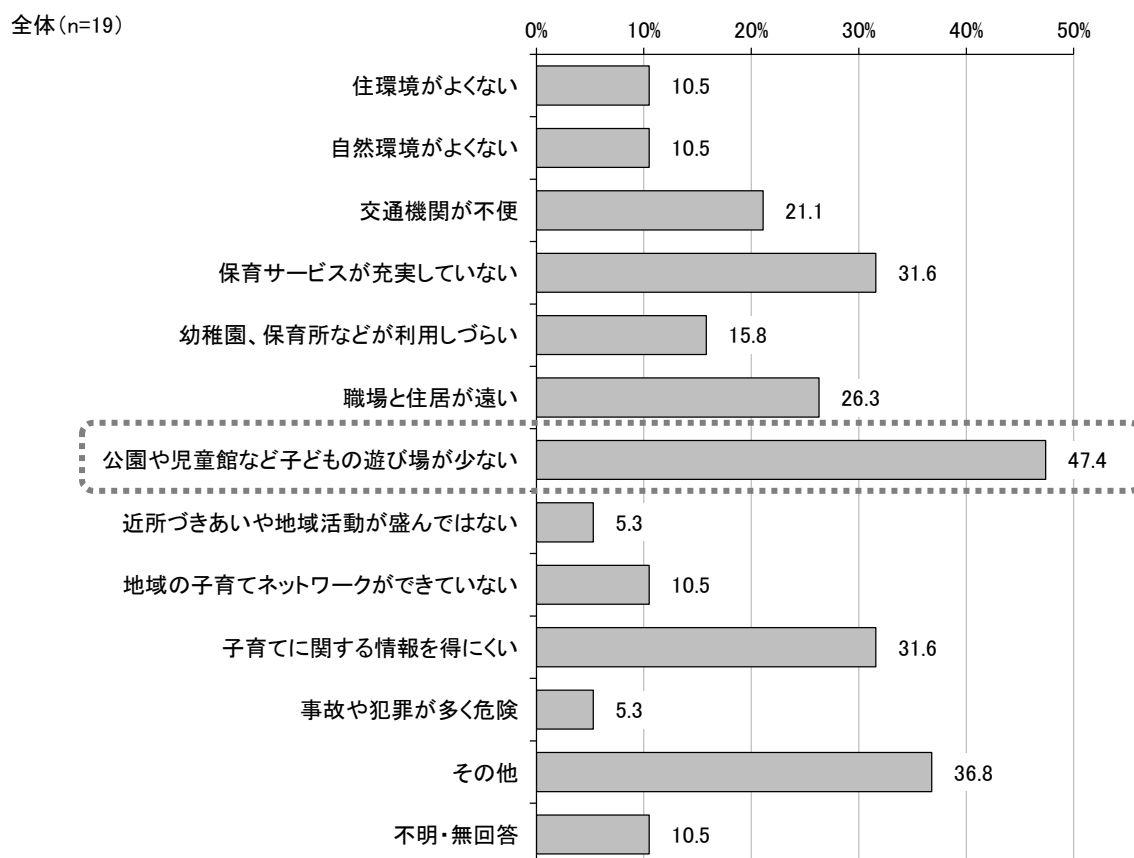
子育てのしやすさ

「子育てしやすいまちだと思う」が59.9%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が20.3%、「子育てしやすいまちだと思わない」が9.4%となっています。



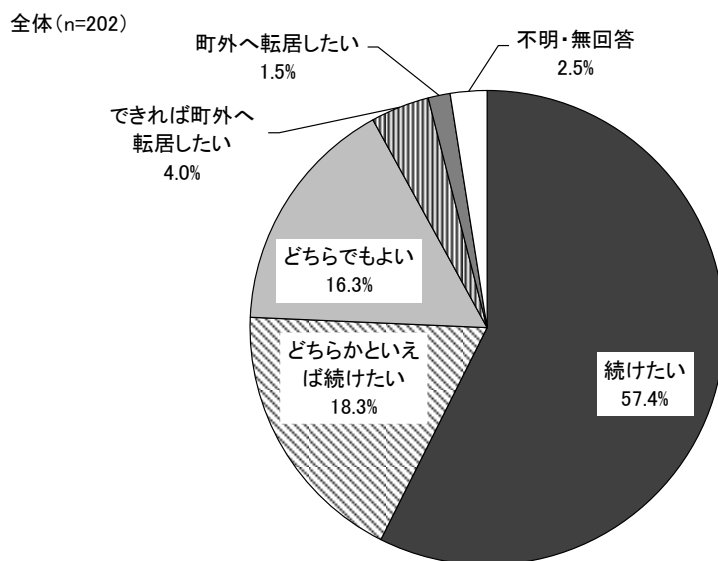
子育てしやすいまちだと思わない理由

「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」が47.4%と最も高く、次いで「その他」が36.8%、「保育サービスが充実していない」「子育てに関する情報を得にくい」が31.6%となっています。



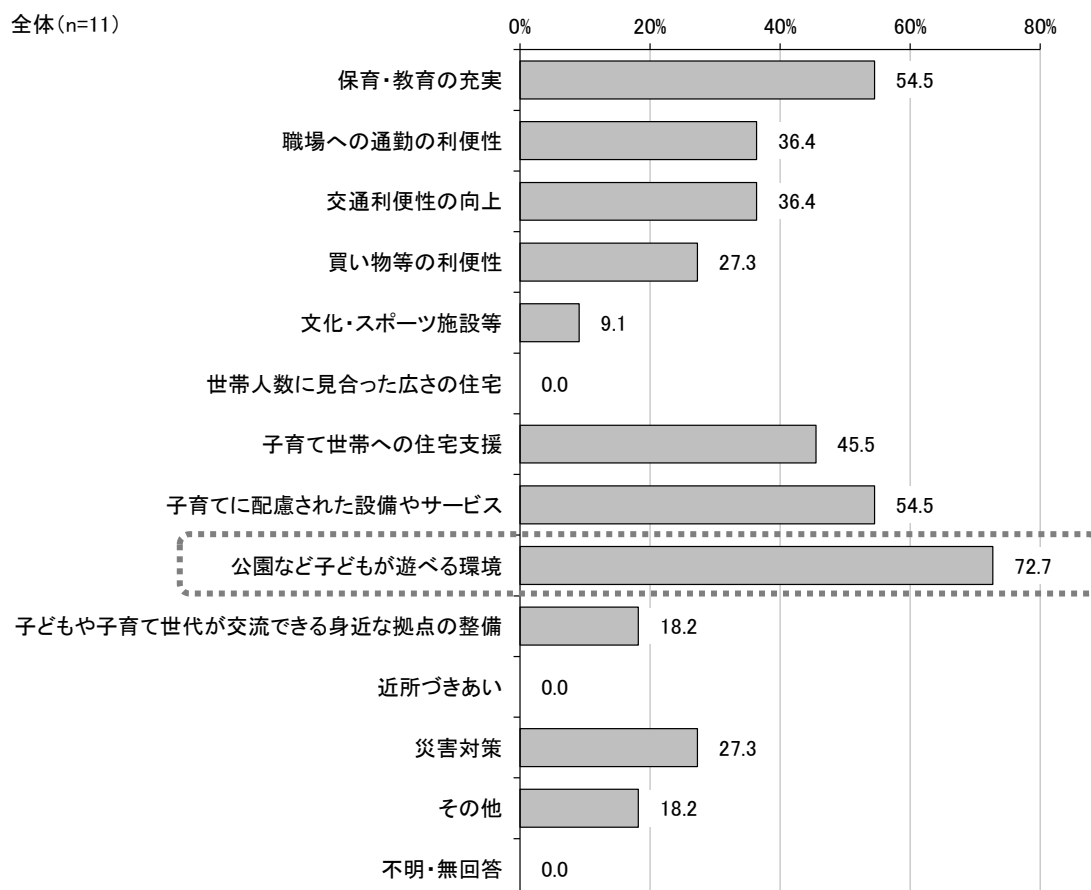
子育てを続けたいか

「続けたい」が57.4%と最も高く、次いで「どちらかといえば続けたい」が18.3%、「どちらでもよい」が16.3%となっています。



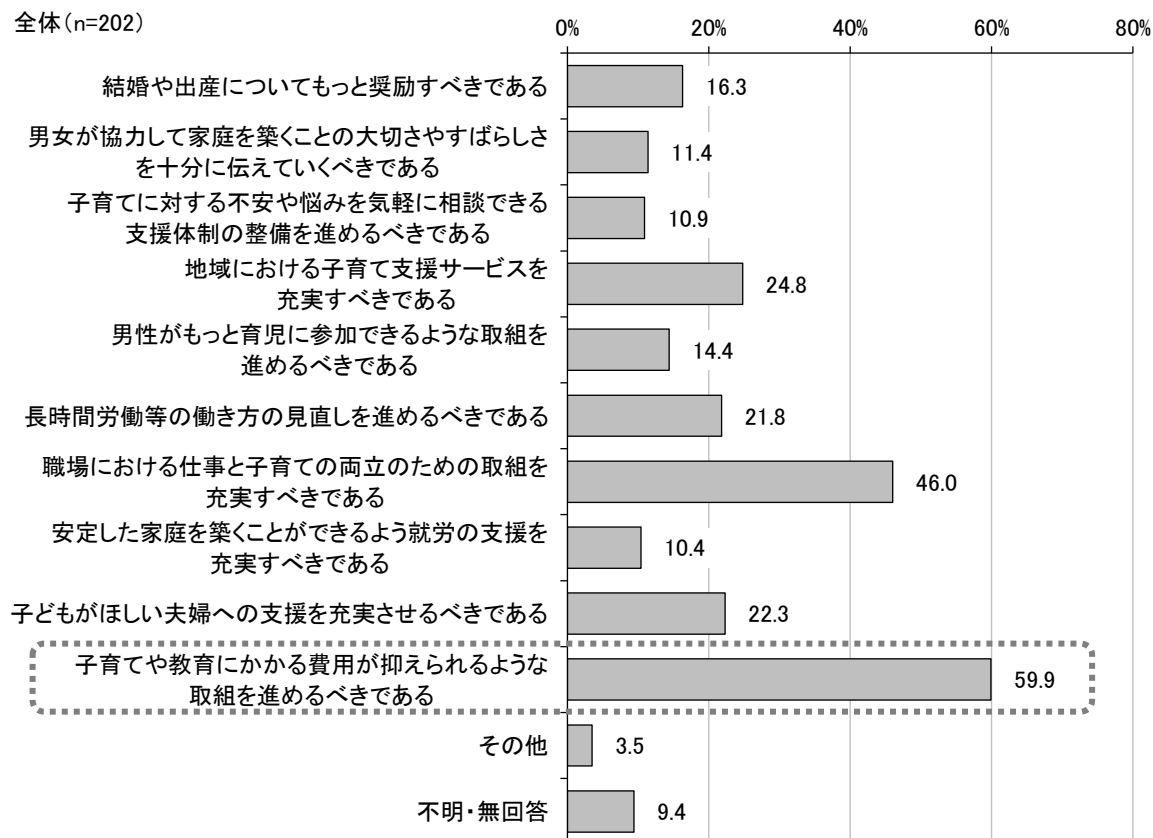
転居したい方の本町に住み続けるために重視すること

「公園など子どもが遊べる環境」が72.7%と最も高く、次いで「保育・教育の充実」「子育てに配慮された設備やサービス」が54.5%となっています。



(12) 少子化対策への考え方

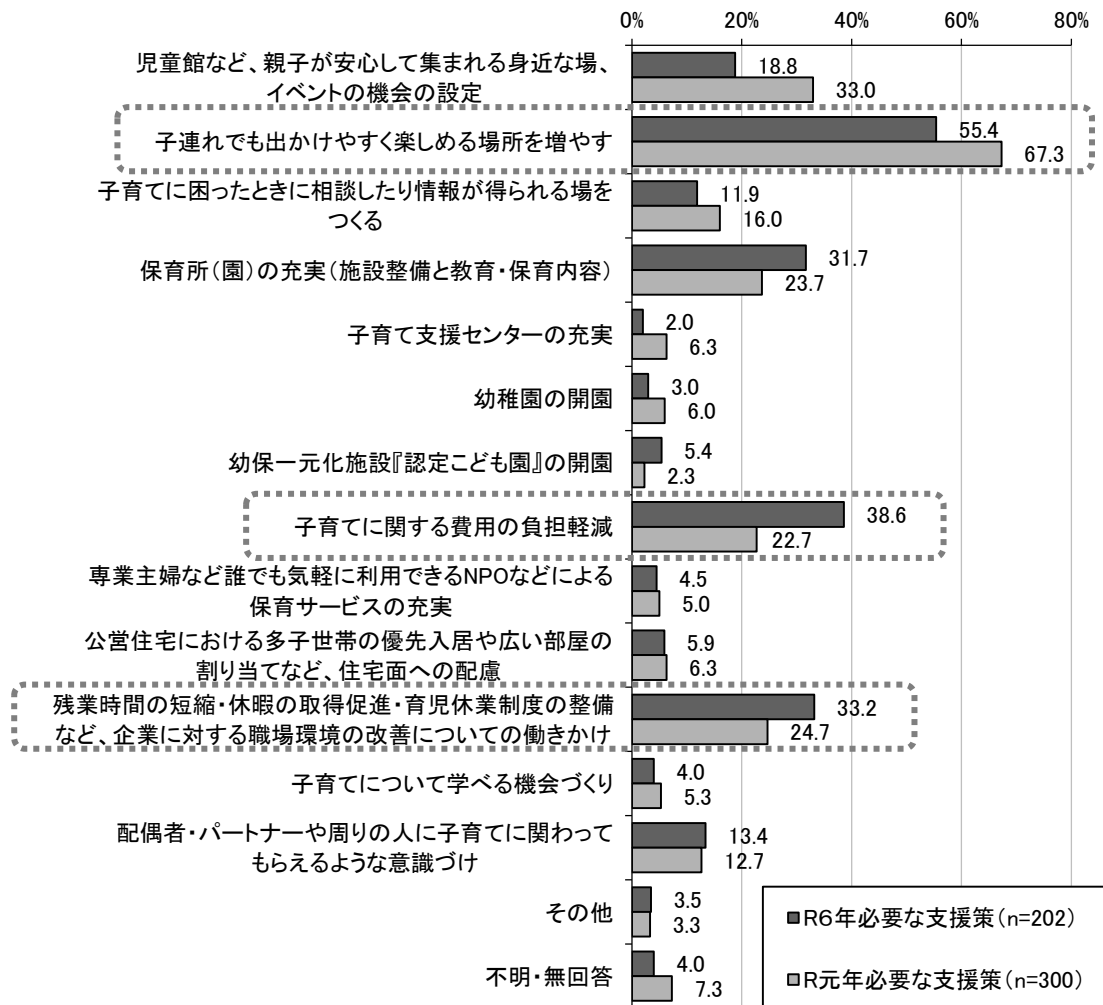
「子育てや教育にかかる費用が抑えられるような取組を進めるべきである」が 59.9%と最も高く、次いで「職場における仕事と子育ての両立のための取組を充実すべきである」が 46.0%、「地域における子育て支援サービスを充実すべきである」が 24.8%となっています。



(13) 子育て環境充実のための支援策

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」が55.4%と最も高く、次いで「子育てに関する費用の負担軽減」が38.6%、「残業時間の短縮・休暇の取得促進・育児休業制度の整備など、企業に対する職場環境の改善についての働きかけ」が33.2%となっています。

前回と比べると傾向に大きな変化はありませんでしたが、「子育てに関する費用の負担軽減」と「残業時間の短縮・休暇の取得促進・育児休業制度の整備など、企業に対する職場環境の改善についての働きかけ」が増加しています。

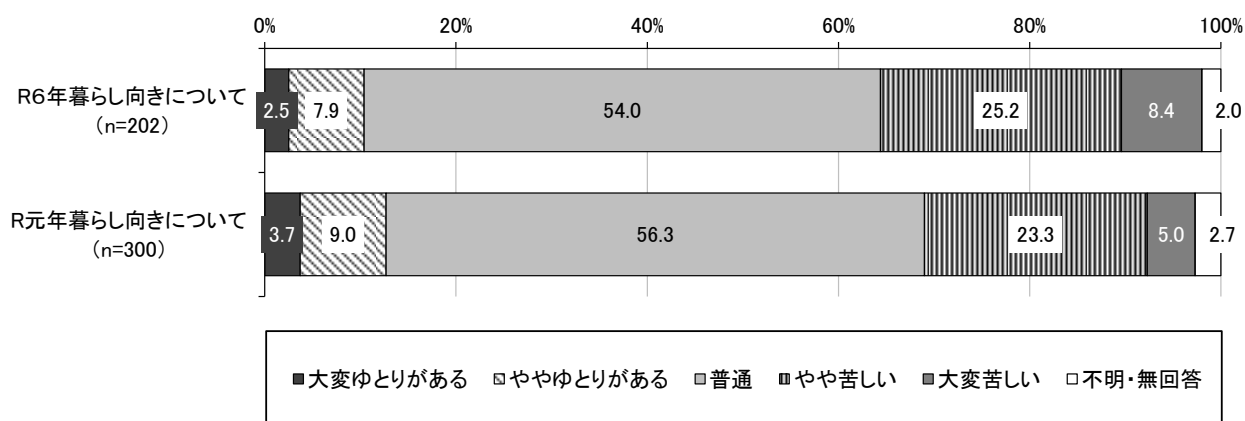


(14) 子育て環境や暮らし向き

暮らし向き

「普通」が54.0%と最も高く、次いで「やや苦しい」が25.2%、「大変苦しい」が8.4%となっています。

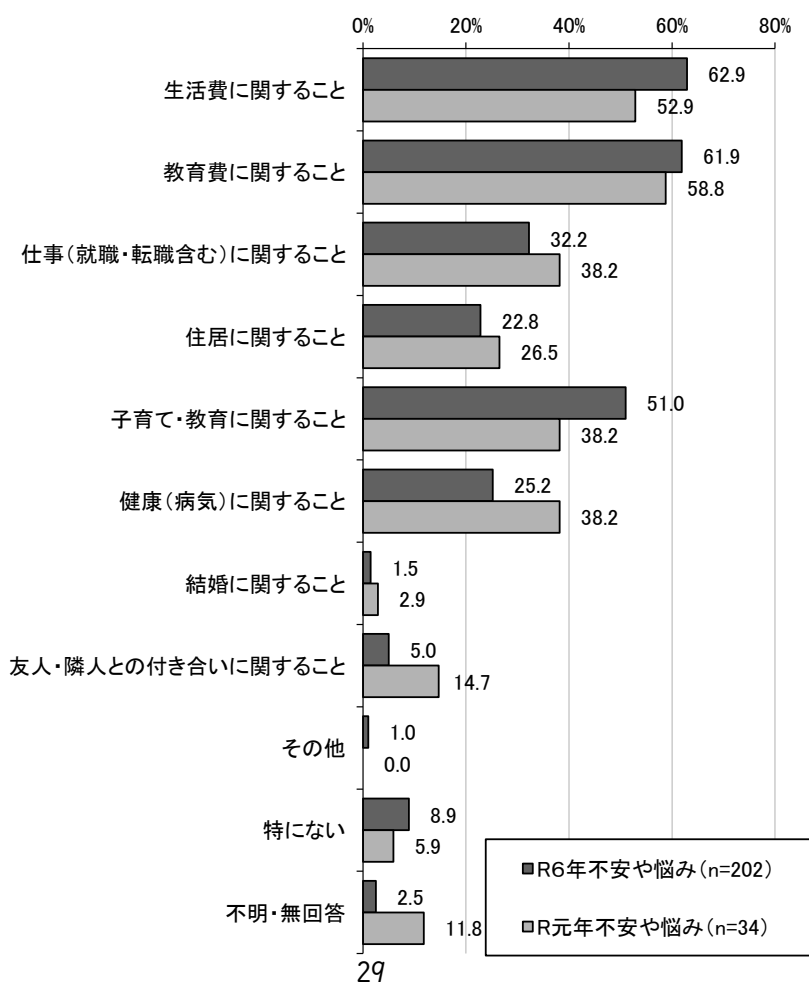
前回と比べると傾向に大きな変化はありませんでした。



生活上の不安や悩み

「生活費に関すること」が62.9%と最も高く、次いで「教育費に関すること」が61.9%、「子育て・教育に関すること」が51.0%となっています。

前回と比べると「生活費に関すること」と「子育て・教育に関すること」の割合が大きく増加し、「健康（病気）に関すること」の割合は減少しています。

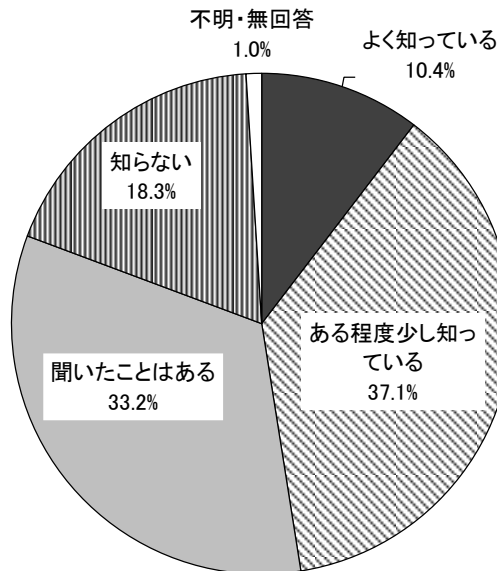


(15)「子どもの権利」について

認知度

「ある程度少し知っている」が37.1%と最も高く、次いで「聞いたことはある」が33.2%、「知らない」が18.3%となっています。

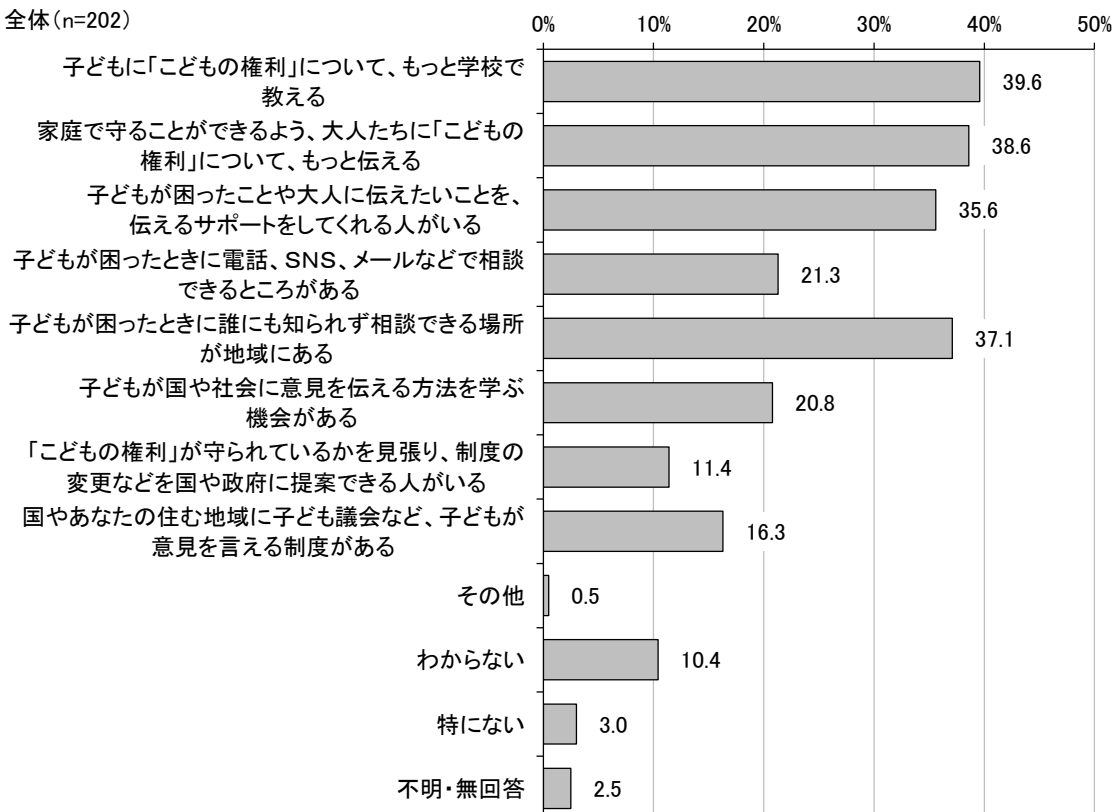
全体(n=202)



「子どもの権利」を守るためにあると良い仕組み

「子どもに「こどもの権利」について、もっと学校で教える」が39.6%と最も高く、次いで「家庭で守ることができるよう、大人たちに「こどもの権利」について、もっと伝える」が38.6%、「子どもが困ったときに誰にも知られず相談できる場所が地域にある」が37.1%となっています。

全体(n=202)

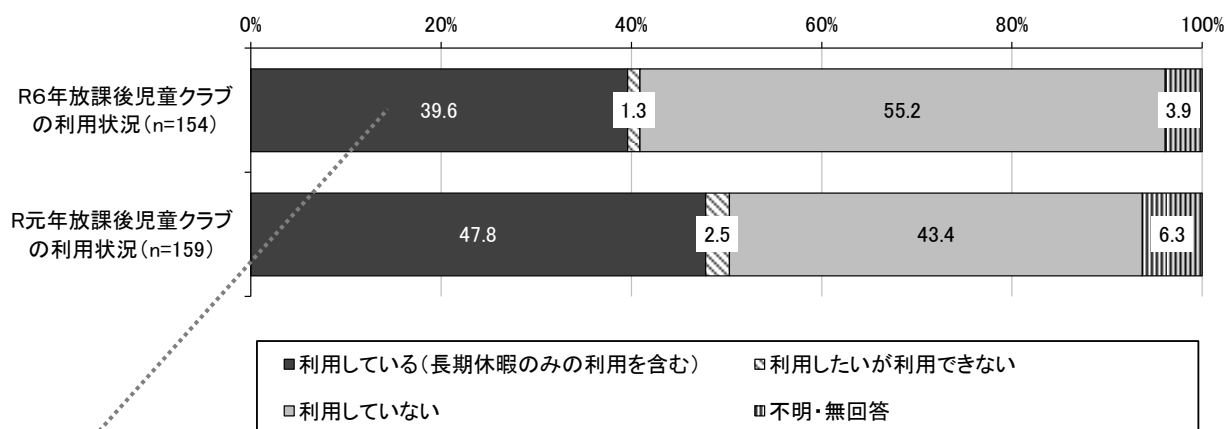


2 小学生児童保護者調査

(1) 放課後児童クラブの利用状況

※佐川小学校・加茂小学校区域の方

「利用していない」が55.2%と最も高く、次いで「利用している（長期休暇のみの利用を含む）」が39.6%、「利用したいが利用できない」が1.3%となっています。



n=61

【利用日数】

週5日	86.9%
週3日	8.2%
週4日	3.3%

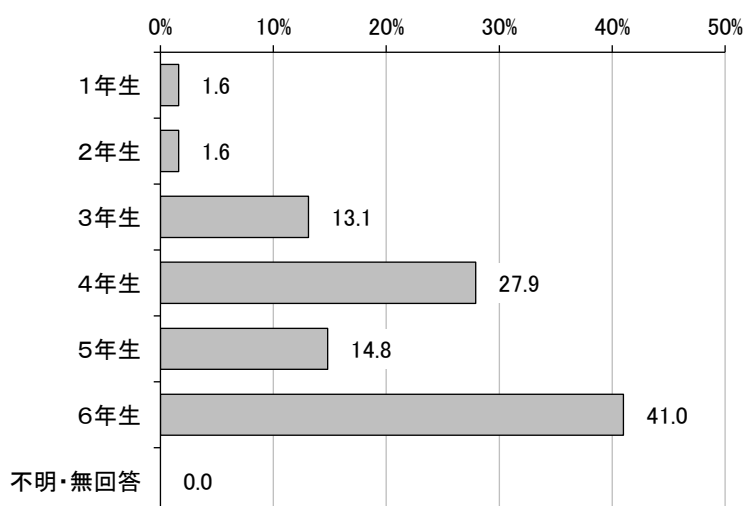
【利用終了時間】

17時半～18時まで	34.4%
17時～17時半まで	26.2%
16時半～17時まで	16.4%

利用希望学年

「6年生」が41.0%と最も高く、次いで「4年生」が27.9%、「5年生」が14.8%となっています。

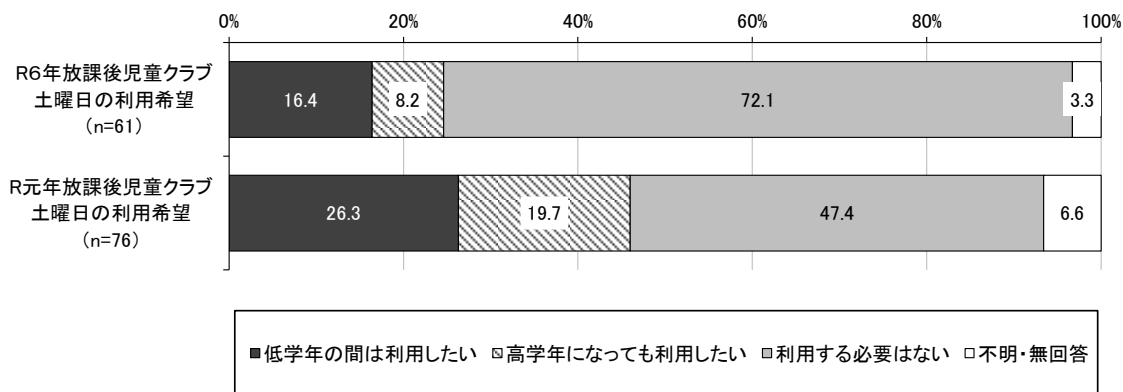
全体(n=61)



土曜日の利用希望

「利用する必要はない」が72.1%と最も高く、次いで「低学年の間は利用したい」が16.4%、「高学年になっても利用したい」が8.2%となっています。

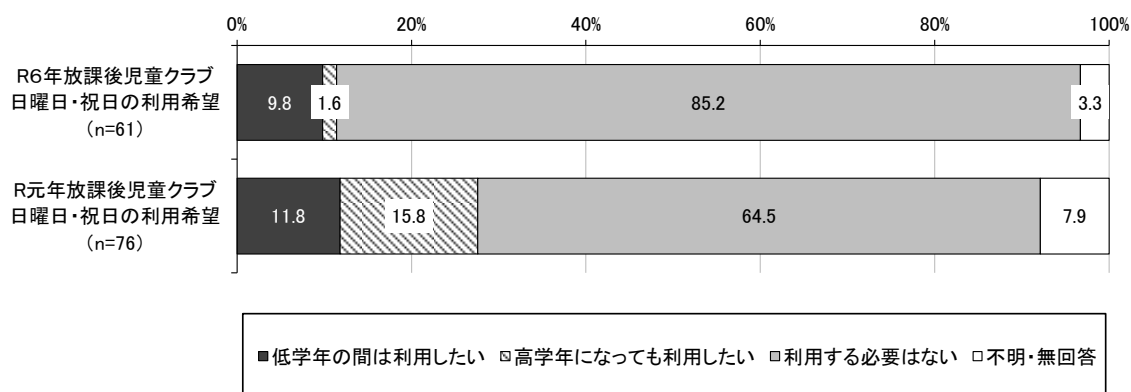
前回と比べると低学年・高学年のいずれも利用希望割合が減少しています。



日曜日・祝日の利用希望

「利用する必要はない」が85.2%と最も高く、次いで「低学年の間は利用したい」が9.8%、「高学年になっても利用したい」が1.6%となっています。

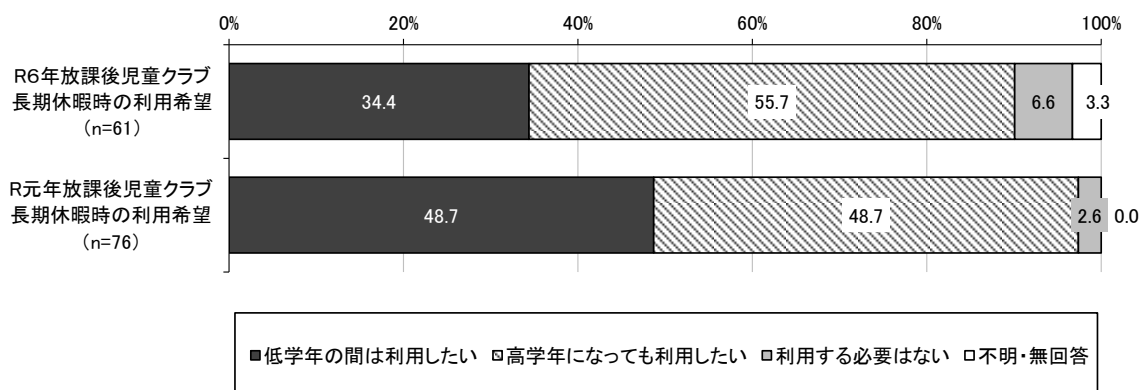
前回と比べると低学年・高学年のいずれも利用希望割合が減少しています。



長期休暇時（夏休み・冬休み等）の利用希望

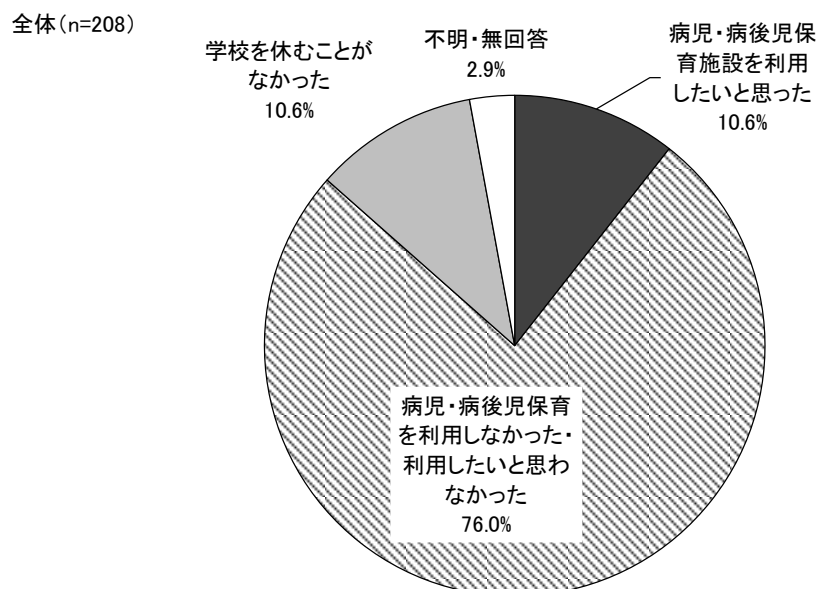
「高学年になっても利用したい」が55.7%と最も高く、次いで「低学年の間は利用したい」が34.4%、「利用する必要はない」が6.6%となっています。

前回と比べると低学年の利用希望割合は減少しています。



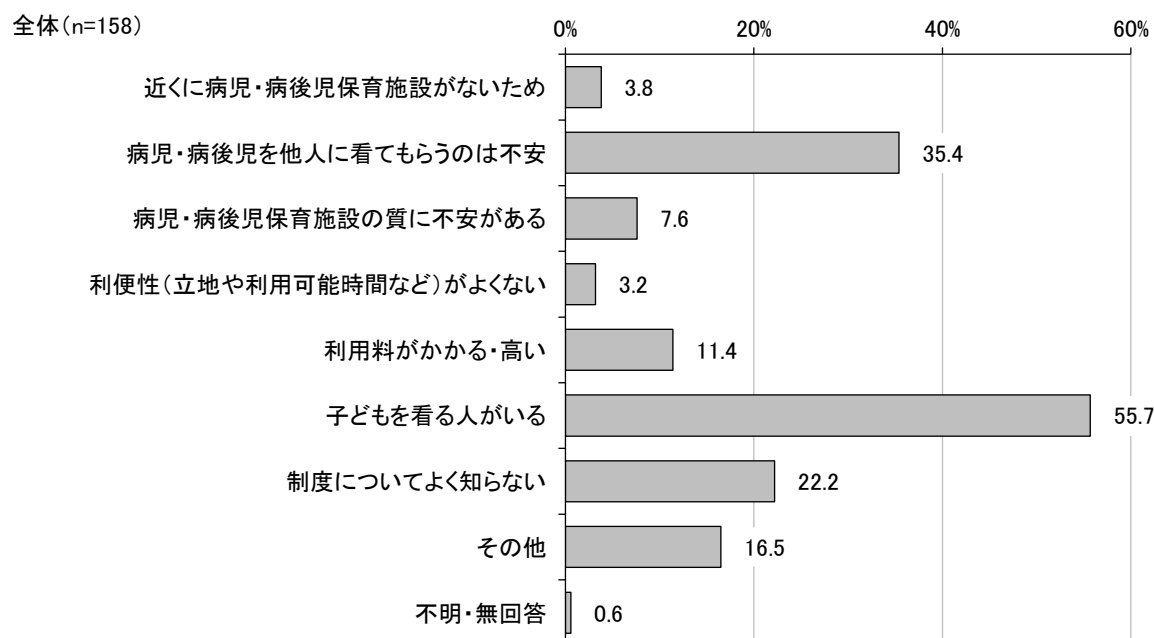
(2) 病児・病後児保育施設の利用

「病児・病後児保育を利用しなかった・利用したいと思わなかった」が76.0%と最も高く、次いで「病児・病後児保育施設を利用したいと思った」「学校を休むことがなかった」が10.6%となっています。



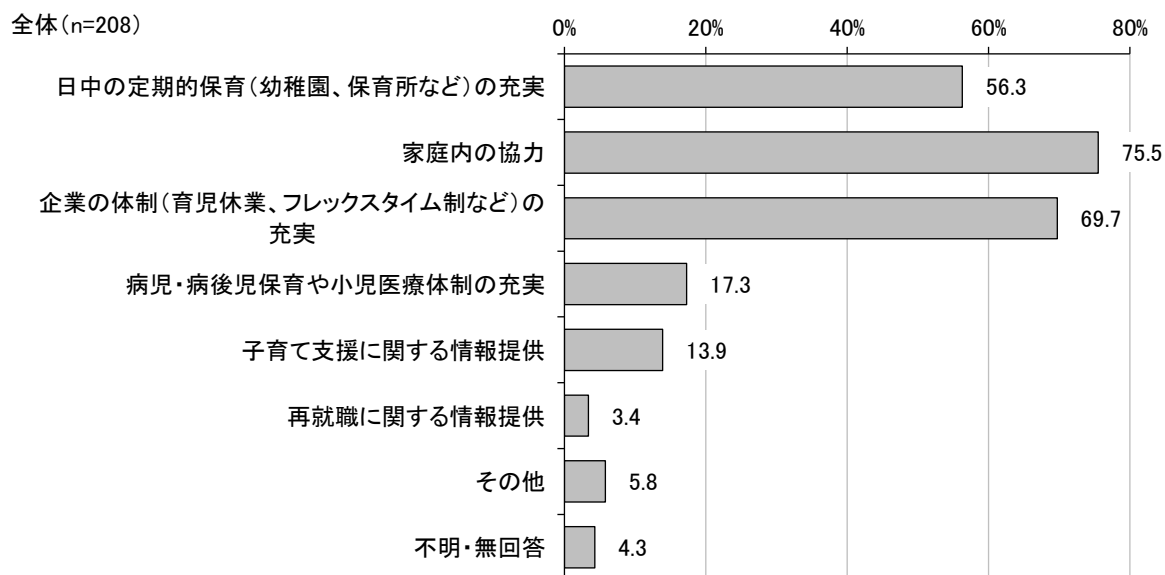
病児・病後児保育施設を利用しなかった（または利用したいと思わなかった）理由

「子どもを看る人がいる」が55.7%と最も高く、次いで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が35.4%、「制度についてよく知らない」が22.2%となっています。



(3) 子育てをしながら仕事をする上で必要なこと

「家庭内の協力」が75.5%と最も高く、次いで「企業の体制（育児休業、フレックスタイム制など）の充実」が69.7%、「日中の定期的保育（幼稚園、保育所など）の充実」が56.3%となっています。

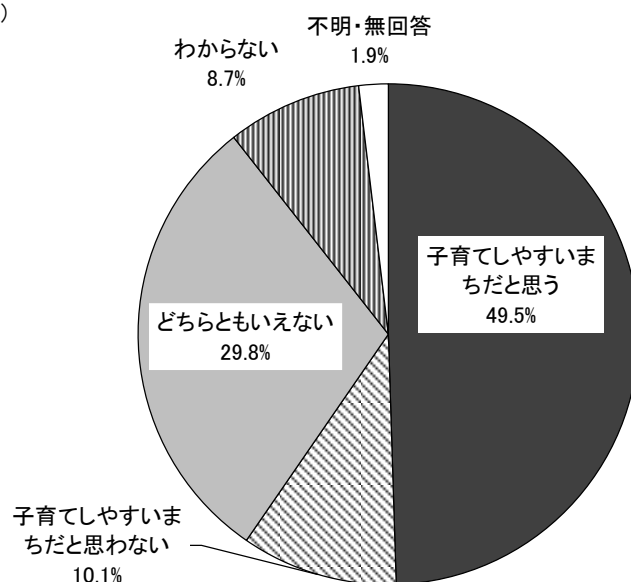


(4) 子育て全般について

子育てのしやすさ

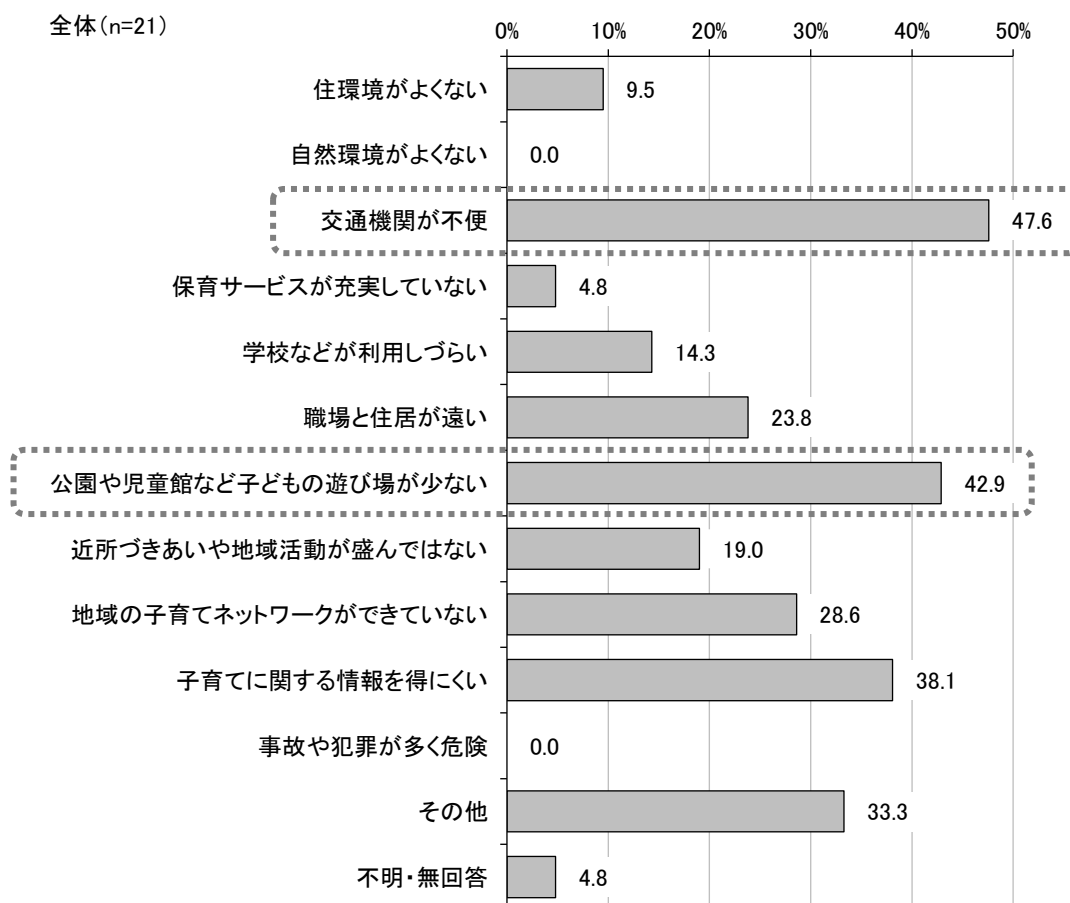
「子育てしやすいまちだと思う」が49.5%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が29.8%、「子育てしやすいまちだと思わない」が10.1%となっています。

全体(n=208)



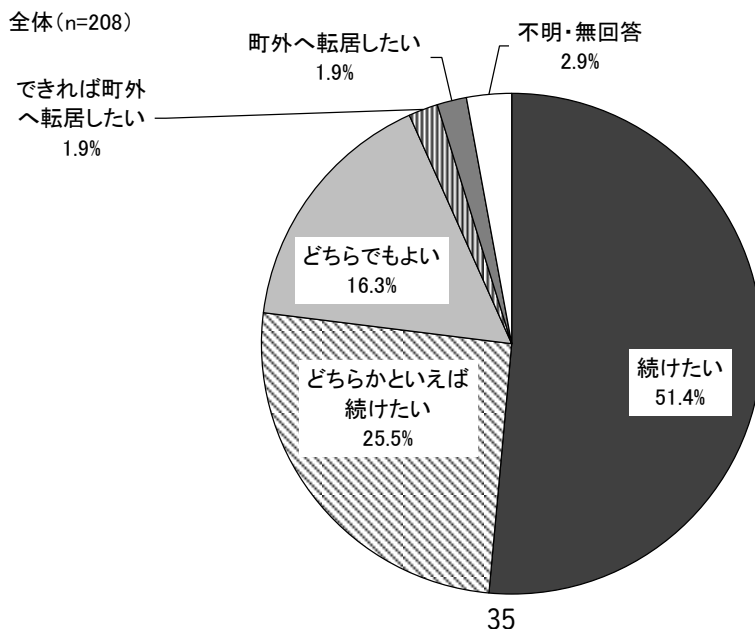
子育てしやすいまちだと思わない理由

「交通機関が不便」が47.6%と最も高く、次いで「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」が42.9%、「子育てに関する情報を得にくい」が38.1%となっています。



子育てを続けたいか

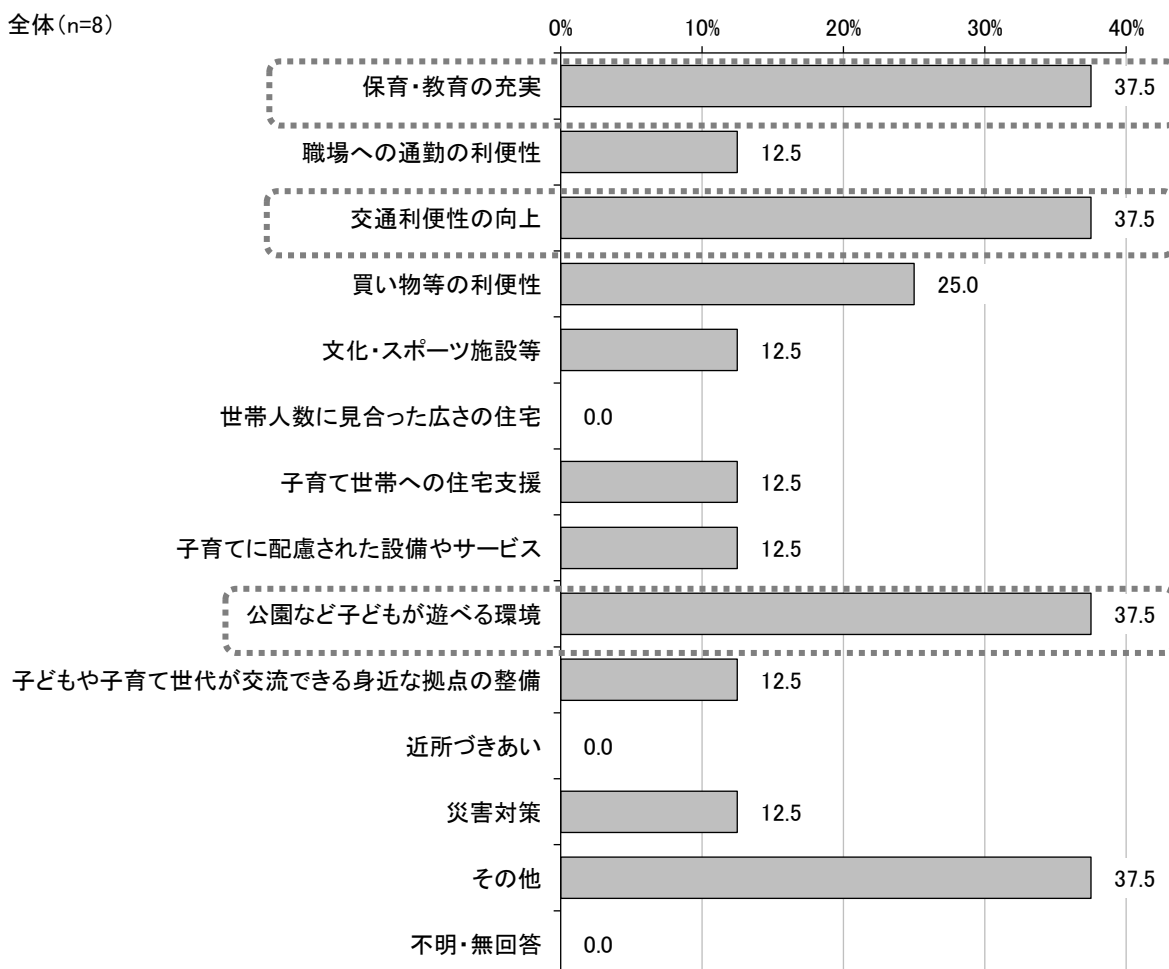
「続けたい」が51.4%と最も高く、次いで「どちらかといえば続けたい」が25.5%、「どちらでもよい」が16.3%となっています。



転居したい方の本町に住み続けるために重視すること

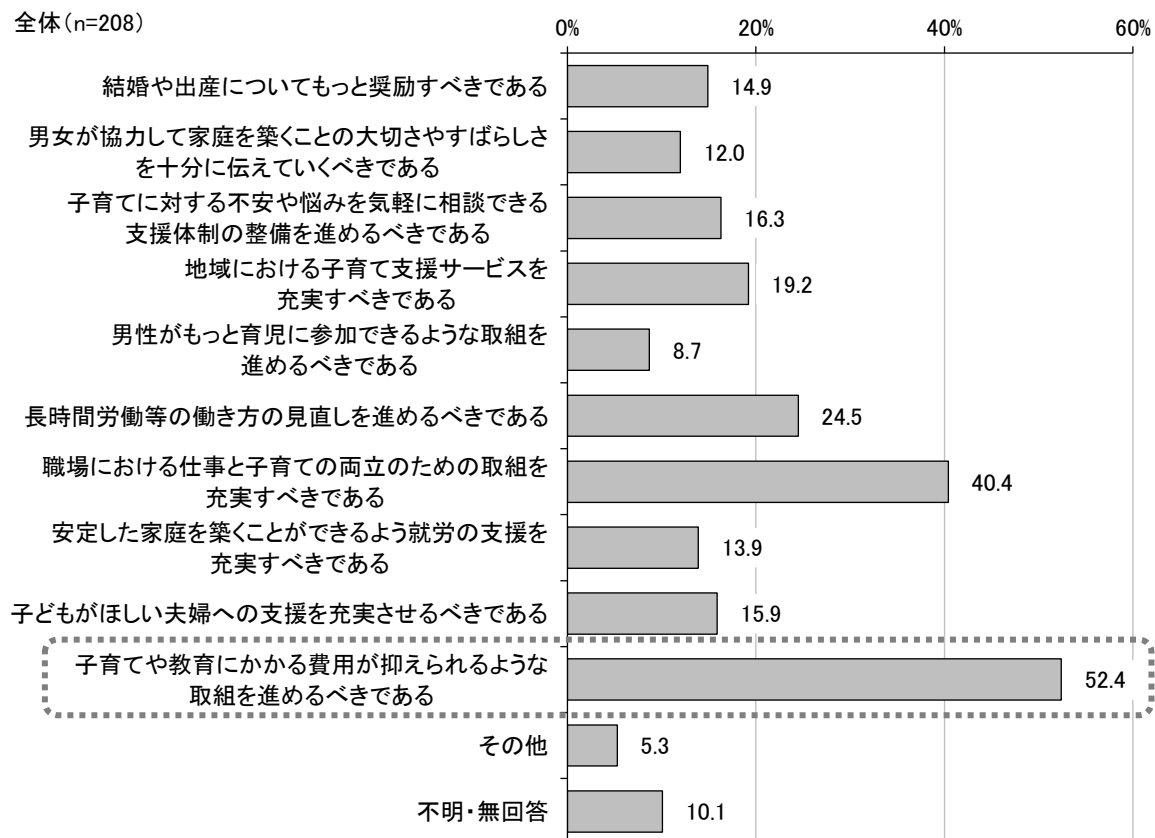
「保育・教育の充実」「交通利便性の向上」「公園など子どもが遊べる環境」「その他」が 37.5% と最も高くなっています。

全体 (n=8)



（５）少子化対策への考え方

「子育てや教育にかかる費用が抑えられるような取組を進めるべきである」が 52.4%と最も高く、次いで「職場における仕事と子育ての両立のための取組を充実すべきである」が 40.4%、「長時間労働等の働き方の見直しを進めるべきである」が 24.5%となっています。

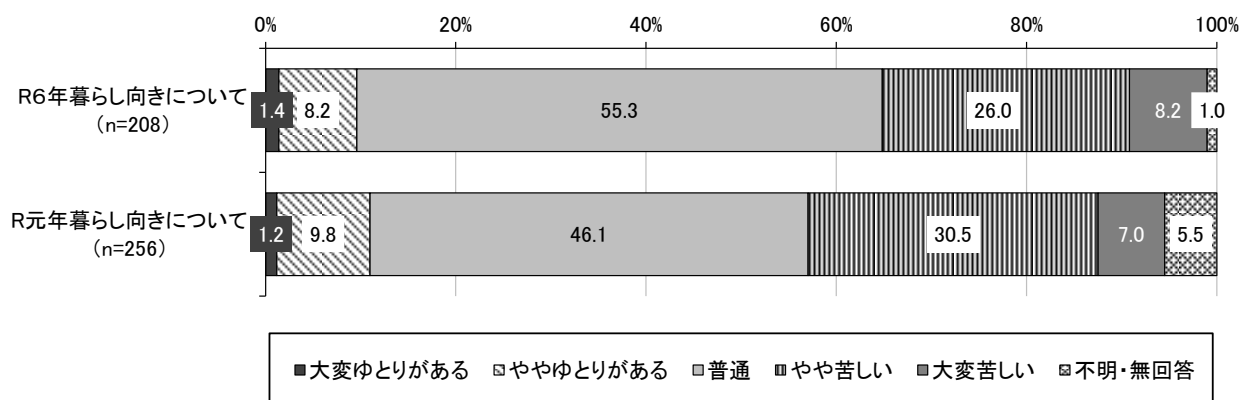


(6) 子育て環境や暮らし向き

暮らし向き

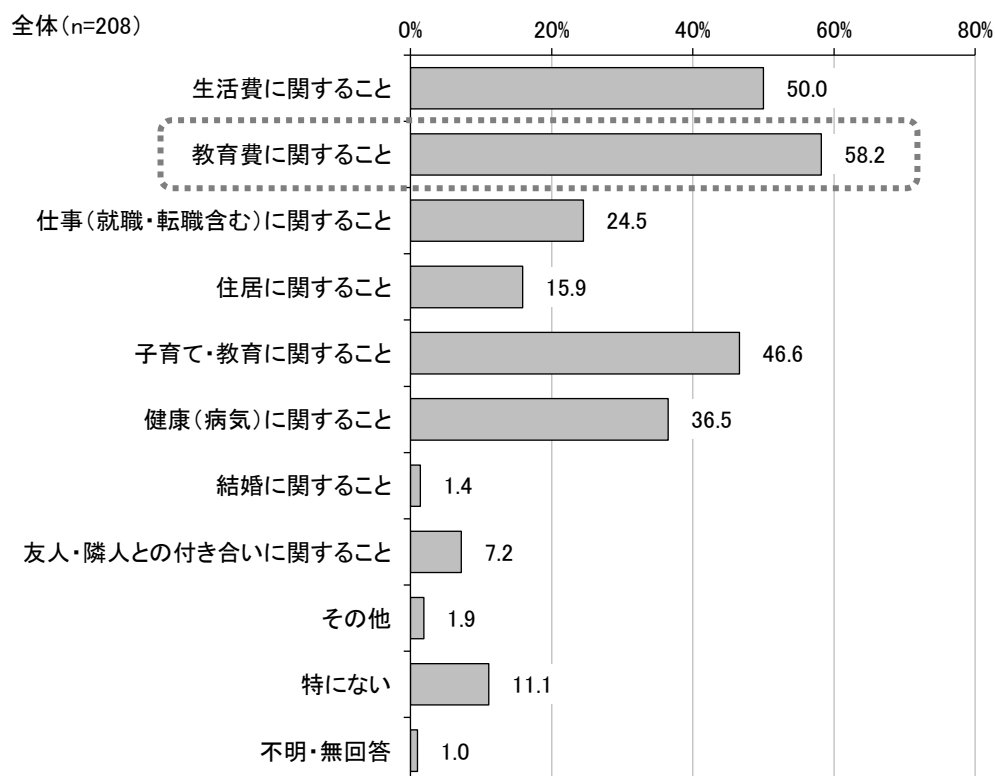
「普通」が55.3%と最も高く、次いで「やや苦しい」が26.0%、「ややゆとりがある」「大変苦しい」が8.2%となっています。

前回と比べると「普通」の割合が増加しています。



生活上の不安や悩み

「教育費に関すること」が58.2%と最も高く、次いで「生活費に関すること」が50.0%、「子育て・教育に関すること」が46.6%となっています。

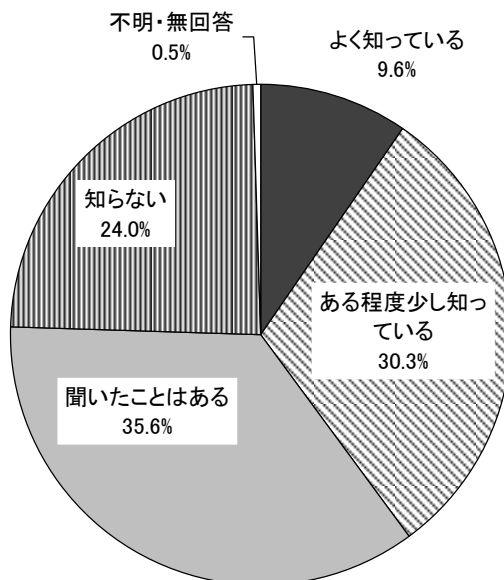


(7)「子どもの権利」について

認知度

「聞いたことはある」が35.6%と最も高く、次いで「ある程度少し知っている」が30.3%、「知らない」が24.0%となっています。

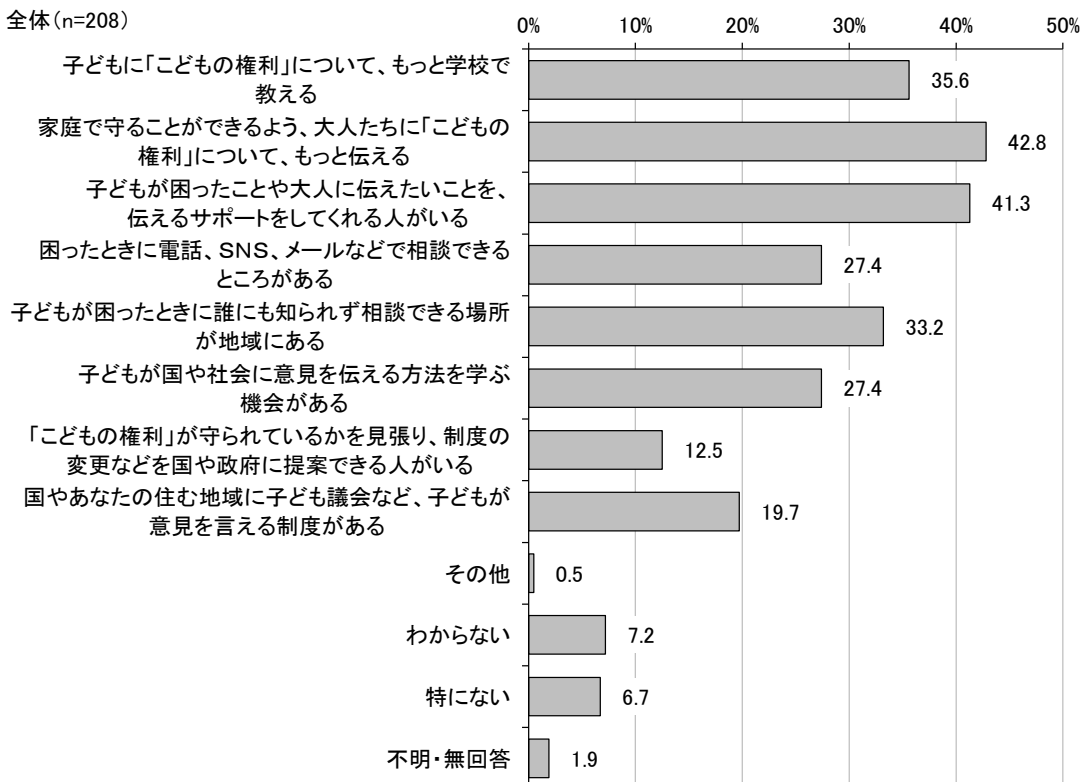
全体(n=208)



「子どもの権利」を守るためにあると良い仕組み

「家庭で守ることができるよう、大人たちに「こどもの権利」について、もっと伝える」が42.8%と最も高く、次いで「子どもが困ったことや大人に伝えたいことを、伝えるサポートをしてくれる人がいる」が41.3%、「子どもに「こどもの権利」について、もっと学校で教える」が35.6%となっています。

全体(n=208)



3 専門職アンケート調査

専門職アンケートから見えた現状をまとめました。

現状 1 子どもと支援のニーズ

- 子どもの数が減少する一方で、個別支援を必要とする子どもが増加している。
- 大人の支援者が不足しており、教育制度の改革が必要と感じている。
- 子どもの特性を認め、得意なことを伸ばせる学校が必要である。

現状 2 人材確保と保育士の状況

- 保育士の不足が深刻で、職員の高齢化が進行中。
- 働く保育士の労働環境が厳しく、長時間勤務が常態化している。

現状 3 親や家庭と現場の役割認識の相違

- 親が主体的に子育てを行うことが重要で、親育ての支援が必要である。
- 子育てに関する情報が伝わりにくく、支援事業の周知が不足している。
- 家庭での子育ての責任感が薄れ、保育士に頼る傾向が強くなっている。
- 親の子育てに対する考え方が多様化し、保育士とのコミュニケーションが難しい。
- 園での活動内容の理解が難しく、保護者への情報伝達が不十分である。

現状 4 その他の具体的な問題

- 病後児保育は予約が必要で、子ども教室は学校の休みに合わせて閉鎖されるため、振休などの際の預ける場所が不足している。

地域全体で子どもを支え、親や保育士の役割を見直し、効果的な支援を行うことが求められています。教育・保育制度や地域の仕組みを改善し、すべての子どもが成長できる環境を整える必要があります。

6 子ども・子育てに関する課題のまとめ

これまでの現状を踏まえ、本町における子ども・子育ての課題についてとりまとめを行いました。

課題1 子ども・子育てしやすい環境の整備

少子化や核家族化、共働き家庭の一般化等で地域のつながりの希薄化が進んでいます。社会環境が変化する中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育て家庭が孤立化することにより、その負担感が増大しています。

このため、身近な場所で日常的な相談ができるよう、相談窓口の充実を図るとともに、支援に必要なサービスが提供できるよう地域資源を開拓する取組を進めていくことが必要です。また、地域においては、地域ぐるみの見守りや支え合いにつながるよう、地域住民が主体となる子育て支援活動を推進していくことが求められています。

課題2 子どもの遊び場・居場所づくり

今回の保護者アンケートで最も多く求められた支援策として「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」が挙げられました。本町では、新図書館や道の駅横に公園を整備するなどの居場所づくりに取り組んできましたが、公園等外で安全に遊べる場所を求める声は引き続きみられ、自由回答からも「道の駅横に大きな公園はできたが、子どもだけで行かせるのは心配…」といったご意見もありました。

また、家や学校以外の子どもの居場所としては、放課後児童クラブや放課後子ども教室の利用ニーズも高く、保護者が安心できる遊び場や居場所づくりが求められています。

課題3 子ども・子育てと仕事の両立の実現

保護者アンケートでは、第2期調査時より多く求められた支援策として「子育てに関する費用の負担軽減」や「職場環境の改善についての働きかけ」が挙げられました。子どもを育てる中で、子どもとの時間を大切にしたい一方で、金銭的な理由や自身のキャリアアップなど、様々な理由で働いているもしくは働かざるを得ない保護者が増加しています。

働く保護者から、土曜保育や延長保育のニーズがある中で、それらの受け皿となる保育士が不足していることもまた事実です。子育てと仕事の両立に向けた支援としては、子育て家庭への経済支援や企業への働きかけ及び保育サービスの充実はもちろんですが、教育・保育現場への支援も求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは社会の「宝」であり、次代を担っていく希望の光です。すべての子どもが幸せを感じ、成長する中で夢を抱き、豊かな人間性を形成できる環境を築くことはとても重要なことです。

本町では、平成30年に「子育てしやすいまち宣言」を行い、家庭や地域、行政等の関係機関がみんなて手をつなぎ、地域全体で子どもを育むまちづくりを行っています。

たくさん褒めたり、時には、愛のある厳しい声かけをしたり、地域全体が温かさのある環境のもとで、子どもたちが郷土を愛しながら心身共に健やかに育つことができるよう、前期計画に引き続き、本計画の基本理念を『未来を担う世代を、地域全体で育てあうまち さかわ』とします。

計画の基本理念

未来を担う世代を、地域全体で育てあうまち さかわ

2 子ども・子育て支援の視点



子ども

すべての子どもが安心して健やかに育つまち

子どもが安心して健やかに育つためには、一人の人間として成長していく中で、家庭やまわりの大人からしっかり愛情を注がれ、自尊意識（自己肯定感）を育むことがとても大切です。

本町は、乳児期の愛着形成、幼児期の人格形成の重要性を踏まえ、年齢や発達に応じた質の高い教育・保育を切れ目なく行うことで、子どもの健やかな成長を保障します。

加えて、子どもが保育所等から小学校へ安心して階段を上がれるように、保育士や教職員等が教育・保育に対して、相互に理解を深め、連携する取り組みを進めるとともに、さかわ未来学を基軸とした郷土愛を育む教育を一貫して推進します。

また、子どもの人権の尊重は社会的に取り組むべき大きな課題となっています。貧困や虐待等厳しい家庭環境にある子どもたちが希望を持てるように、安心して過ごせる居場所や、意欲的に学習に取り組める支援体制等、福祉と教育の両面で環境整備に努めます。



家庭

すべての親が子育てを楽しめるまち

社会や価値観の変化、将来への不安など、多様な要因が絡み合い、少子化が進んでいます。

本町では、少子化に歯止めをかけるため、保育・学校教育の充実、保育料や給食費、医療費の無料化等を通じて、子育てしやすいまちに取り組んでいます。

「まきのさんの道の駅」に隣接するおもちゃ美術館や遊具公園、さらには令和6年12月に新しくオープンした「町立図書館さくと」等、町内には、親子が一緒に学び楽しめる施設も充実しています。

子育て支援の取組を広く周知するとともに、町にある施設や資源、人材を有益に活用し、行政や企業、地域団体等が協働して、親と子どもが気軽に参加できるような取り組みを進めます。

そういった取組を通じて、子どもの成長を感じながら親自身も育つことができ、同時に親同士がつながることで、すべての親が子育てに楽しさと喜びを感じられるまちをめざします。

また、環境整備として、官民挙げてのワークライフバランスの推進、男性の家事・育児の参画促進、保育ニーズの多様化への対応等を行っていきます。



地域

地域全体で子育てを支援するまち

地域社会は教育の場です。その中で、子どもは地域とふれあいながら育ちます。また、地域社会も子どもによって活性化します。

地域社会つながりが弱くなるなかで、貧困や児童虐待、ヤングケアラー等、子育てに困難を抱える家庭が孤立することが懸念されます。

かけがえのない本町の子どもたちの成長を地域社会全体で見守っていけるよう、行政が基軸となりながら、家庭や地域、保育園（所）、学校、関係機関等が連携を一層密にし、一体となった子育てに取り組めます。

子育て世代の地域でのつながりは、保育園（所）の保護者会活動や小中学校のPTA活動での保護者間の助け合いが大きなきっかけとなります。それぞれの活動を支援しながら、子育て家庭と地域の結びつきを密にしていきます。

親の役割を大切にしながら、遠慮なく「みんなでほめる、叱る、育てる」ことができる地域が理想です。

子どものいる家庭と地域の方々がつながり、地域全体で子どもたちを温かく包み込み、その育ちを見守っていくことにより、町内の様々な場所が活気に満ちる、そんな、魅力あるまちをめざします。

3 施策体系図

【基本理念】

未来を担う世代を、地域全体で育てあうまち さかわ

【子ども・子育て支援の視点】

子ども 家庭 地域	すべての子どもが安心して健やかに育つまち すべての親が子育てを楽しめるまち 地域全体で子育てを支援するまち
--------------------------	--

量の見込みと確保方策（第4章）

- | | |
|------------------------------------|-----------------|
| 1 将来推計児童数 | 2 教育・保育提供区域 |
| 3 教育・保育事業 | 4 地域子ども・子育て支援事業 |
| 5 子どもの放課後対策に関する目標量 | |
| 6 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保 | |
| 7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 | |
| 8 産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 | |
| 9 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | |
| 10 職業生活と家庭生活との両立を図るための雇用環境の整備と連携 | |
| 11 地域子ども・子育て支援事業の関係機関相互の連携推進 | |

具体的な施策の展開（第5章）

基本目標	施策の方向
1 まち全体で子育てする環境づくり	1 地域における子育て支援 2 児童の健全育成を地域で支える取組の推進
2 ライフプランの実現に向けた環境づくり	1 家庭生活と職業生活の両立 2 子育て支援サービスの拡充 3 保育サービスの充実
3 希望ある健やかな成長に向けた環境づくり	1 子どもの教育・保育環境 2 放課後等の居場所づくり 3 保・小・中・高の連携による継続性のある教育の推進 4 母子保健・医療体制
4 すべての子育て家庭を守り支える環境づくり	1 援助の必要な家庭への支援 2 子どもの貧困対策の推進 3 安心・安全な生活環境



第4章 量の見込みと確保方策

1 将来推計児童数

計画期間における0～11歳の子どもの人口は、過去5年（令和2～6年、各年4月1日現在）の住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法^{※1}により推計を行いました。

令和6年と令和11年で比較すると、就学前児童と小学校低学年は約50人、小学校高学年は約100人の減少が予測されます。

（人）

	実績	推計（第3期）				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	45	48	46	45	44	43
1歳	54	47	50	49	47	47
2歳	51	55	48	51	49	48
3歳	71	52	56	49	52	50
4歳	52	72	52	56	49	52
5歳	67	52	72	52	56	49
6歳	84	68	52	72	53	56
7歳	67	85	68	53	73	53
8歳	84	68	86	69	53	74
9歳	104	84	67	86	69	53
10歳	99	104	84	68	86	69
11歳	103	100	106	85	69	87
就学前児童 （0～5歳）	340	326	324	302	297	289
小学校低学年 （6～8歳）	235	221	206	194	179	183
小学校高学年 （9～11歳）	306	288	257	239	224	209

出典：令和2～6年（各年4月1日現在）の住民基本台帳各歳別人口を基に変化率を求め推計

¹ コーホート変化率法：過去における実績人口から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。ここでいう「コーホート」とは、同じ年（または同じ時期）に生まれた人々の集団のことを指します。

2 教育・保育提供区域

国の基本指針における区域設定の考え方（人口規模）や施設整備の状況等から、本町の教育・保育提供区域については、町全体とする案（1区域）、中学校区の積み上げ案（3区域）が考えられます。

1 児童数、教育・保育施設等の設置状況（令和6年4月1日現在）

区域設定		0～5歳児 (人)	6～11歳児 (人)	保育園設 置数	幼稚園設 置数	地域子育て 支援拠点 施設	放課後児童 クラブ数
1区域	町全域	340	544	7	0	1	1
3区域	佐川中学校区	311	489	5	0	1	1
	（うち黒岩 中学校区）	(14)	(24)	(1)	(0)	(0)	(0)
	尾川中学校区	12	13	1	0	0	0
	加茂中学校区	17	42	1	0	0	0

※黒岩中学校は、休校中のため佐川中学校区に統合しています。

2 区域割りの想定されるメリット・デメリット

区域設定 (案)	メリット	課題（デメリット）等
1区域 とした場合	●需給調整の発生する機会が少なく、新規参入がしやすい。（各施策の選択の幅が広がる） ●利用者の選択範囲が広がる。（勤務地等の都合による、居住エリア以外の施設・事業のニーズを吸収できる） ●事業計画における需要量見込みが推計しやすい。	●利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅近辺にない場合もある。
3区域 とした場合	●利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅近辺にある可能性が高くなる。	●利用者の選択範囲が狭くなる。（勤務地等の都合による、居住エリア以外の施設・事業は原則利用できなくなる） ●事業計画における需要量見込みが推計しにくい。（困難）

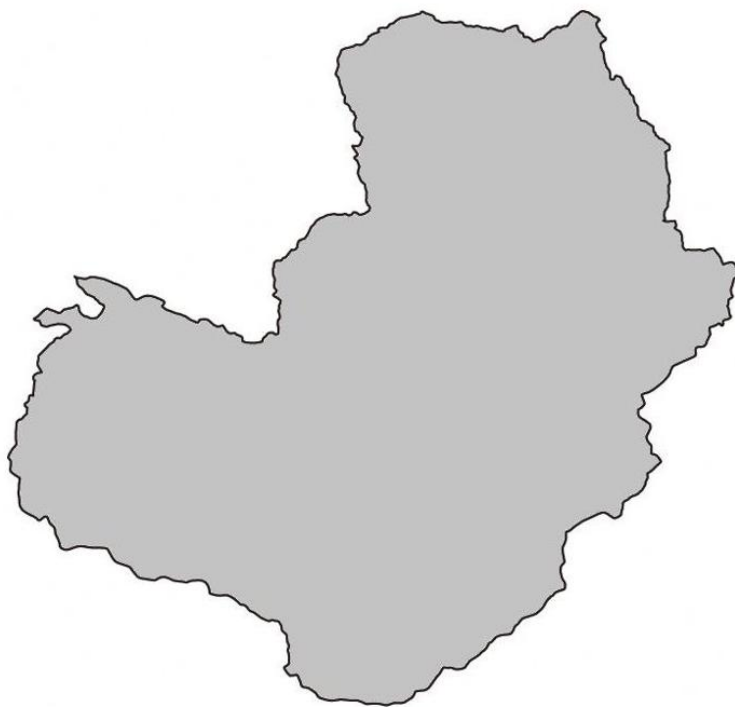
【Ⅰ区域に設定する要因】

- ①本町の人口が、約 11,000 人～12,000 人規模と予測されること。
- ②中学校区別等に区分けした量の見込み算出（需給計画）が、人口規模的に困難なこと。
- ③今後の少子化の動向によっては、統廃合について検討する必要が発生すること。
- ④今後の少子化の動向によっては、認定こども園への移行等適正配置について検討する必要があること。
- ⑤現在、保育園（所）は通所区域を設定していないこと。
- ⑥④と関係するが、新たな施設整備等について選択肢を幅広く残しておきたいこと。

以上の点等を考慮し、

第3期計画における「教育・保育の提供区域」については、現行のⅠ区域を継続します。

ただし引き続き、中学校区単位を念頭に置いた教育・保育並びに子育て支援策の充実、質の向上に努めていきます。



3 教育・保育事業

教育・保育事業の認定区分と対象児童・施設は以下のとおりです。

認定区分		利用できる施設等
1号認定	【教育標準時間認定】 子どもが満3歳以上で、幼稚園等で教育を希望	幼稚園、認定こども園 (教育標準時間)
2号認定	【保育認定 満3歳以上】 子どもが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等で教育・保育を希望	保育所、認定こども園 (保育標準時間、保育短時間)
3号認定	【保育認定 満3歳未満】 子どもが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等で保育を希望	保育所、認定こども園 (保育標準時間、保育短時間)、地域型保育事業所

1 教育・保育事業（幼稚園）

本町には現在、幼稚園はありません。

■「量の確保」に向けた取組

今後も町内に幼稚園の整備計画はないため、近隣の自治体との連携により確保に努めます。

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3人	3人	3人	3人	3人
1号認定者の利用	3人	3人	3人	3人	3人
2号認定者の利用	0人	0人	0人	0人	0人
②確保の内容（佐川町内）	0人	0人	0人	0人	0人
1号認定者の利用	0人	0人	0人	0人	0人
2号認定者の利用	0人	0人	0人	0人	0人
③確保の内容（近隣の自治体）	3人	3人	3人	3人	3人
1号認定者の利用	3人	3人	3人	3人	3人
2号認定者の利用	0人	0人	0人	0人	0人
②+③-①	0人	0人	0人	0人	0人

2 特別利用保育

地域に認定区分に応じた施設がない場合、満3歳以上で保護者の保育の必要性（就労の有無）にかかわらず、教育のみの認定（教育標準時間認定：1号認定）を受けた子どもが保育所を利用できる制度です。

本町では、平成29年4月から公立保育所2か所（黒岩中央保育所・永野保育所）で、1号認定の子どもの受入れを行っています。

3 教育・保育事業（保育所・認定こども園）

公立保育所2か所（黒岩中央保育所、永野保育所）、私立保育所5か所（佐川町若草保育園、花園保育園、斗賀野中央保育園、尾川中央保育園、海津見保育園）で実施しています。

本町には現在、認定こども園はありません。

■実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所等利用者	440人	410人	385人	376人	311人
3号（0歳）	37人	51人	40人	39人	8人
3号（1歳）	60人	45人	64人	47人	46人
3号（2歳）	84人	67人	49人	67人	51人
2号（3歳以上）	247人	239人	220人	203人	189人
他市町からの受入	12人	8人	12人	20人	18人

※令和2～5年度は3月末時点、令和6年度のみ4月1日時点

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	314人	313人	291人	287人	279人
3号（0歳）	28人	27人	26人	26人	25人
3号（1歳）	43人	46人	44人	42人	42人
3号（2歳）	53人	46人	50人	48人	47人
2号（3歳以上）	176人	180人	157人	157人	151人
他市町からの受入	14人	14人	14人	14人	14人
②確保方策（利用定員数）	383人	383人	383人	383人	383人
②－①	69人	70人	92人	96人	104人

■「量の確保」に向けた取組

町内保育園（所）だけでなく、保護者の就労状況によって送迎時間の関係から、町外保育所等へ広域入所する児童もいます。

また、育児休業終了後、希望保育園（所）への途中入所が難しくなっており（配置基準乳児3：保育士1）、希望保育園（所）以外へ入所し、新年度に希望保育園（所）への転園が増えることが予想されるため、児童の数が確定せず、保育士の雇用への影響が今後の課題となっています。

■「質の向上」に向けた取組

保育士不足については社会問題となっており、本町においても深刻な状況です。

現在、3歳児は保育園（所）にほぼ入所しており、急激な入所児童の増加は想定されていませんが、認可保育所には利用定員もあり、入所児童の偏りと合わせ、保育士不足による待機児童が発生する可能性もあることから、将来的には保育園（所）の統廃合も視野に入れながら保育士の確保に努めていきます。

4 保育利用率について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、満3歳未満の子どもに待機児童が多いことから、満3歳未満の子どもの数全体に占める3号認定子どもの量の見込みの割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。

各年度の量の見込みに対応できる保育サービスの供給が目標となることから、本町における保育利用率の目標値は、「量の見込み（3号認定子ども）÷推計人口（0～2歳）」により算出された以下の数値とします。

■保育利用率

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（3号認定）	124人	119人	120人	116人	114人
3号（0歳）	28人	27人	26人	26人	25人
3号（1・2歳）	96人	92人	94人	90人	89人
②推計人口（0～2歳）	150人	144人	145人	140人	138人
保育利用率（①÷②）	82.7%	82.6%	82.8%	82.9%	82.6%

4 地域子ども・子育て支援事業

教育・保育事業のほか、地域子ども・子育て支援事業として、子どもと子育て家庭を対象に各事業を展開します。

■地域子ども・子育て支援事業一覧

事業	
1	利用者支援事業
2	延長保育事業
3	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・放課後子ども教室
4	子育て短期支援事業（ショートステイ）
5	地域子育て支援拠点事業
6	一時預かり事業
7	病児・病後児保育事業
8	子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）
9	乳児家庭全戸訪問事業
10	養育支援訪問事業
11	妊婦健康診査事業
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業
14	産後ケア事業（※）
15	子育て世帯訪問支援事業（※）
16	児童育成支援拠点事業（※）
17	親子関係形成支援事業（※）
18	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（※）
19	妊婦等包括相談支援事業（※）

※本計画より新たに追加された事業です。

1 利用者支援事業

利用者支援事業とは、子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	—
こども家庭センター型	—	—	—	—	1か所

■量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども家庭 センター型	量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

■「量の確保」に向けた取組

これまで、「母子保健型」として母子保健コーディネーターによる妊娠期から子育て期にわたるまでの相談や情報提供等の支援を行っていましたが、令和4年6月の児童福祉法改正に伴い、令和6年度より「こども家庭センター型」として事業を開始しています。「こども家庭センター型」では保健師等の専門職が、全ての妊産婦から子育て世帯、子どもに対し、母子保健と児童福祉両機能の連携・協働を深めた、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応を行います。

■「質の向上」に向けた取組

子育てに関する不安や悩みなどいつでも気軽に相談できる相談体制の充実及び周知を図ります。

2 延長保育事業

延長保育事業とは、保育園（所）において、通常の保育時間を超えて保育を実施する事業です。

■実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実利用人数	119人	119人	114人	147人	94人
延べ利用人数	1,395人	1,569人	1,456人	1,532人	1,362人

■量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		135人	133人	125人	120人	110人
確保方策	実利用人数	135人	133人	125人	120人	110人
	施設数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

■「量の確保」に向けた取組

町内全保育園（所）にて、延長保育を実施しています。保護者の勤務時間等やむを得ない事情により、保育認定時間を超えて保育が必要とされる児童に対し、引き続き事業を行っています。

■「質の向上」に向けた取組

延長保育には保育士の資格がなくても子育て支援員研修を修了した者が従事できるため、子育て支援員研修を受ける者や延長保育を実施している保育園に対し、国・県の補助金を活用し、今後も同様な支援を継続します。



3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・放課後子ども教室

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童（小学生）に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業です。

放課後子ども教室は文部科学省からの補助を受け、地域住民の力を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動等を行う事業です。

■実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実利用人数	76人	79人	89人	87人	89人
小学1年生	21人	25人	31人	22人	18人
小学2年生	23人	29人	24人	27人	19人
小学3年生	18人	7人	22人	14人	21人
小学4年生	6人	8人	3人	19人	11人
小学5年生	4人	9人	4人	3人	18人
小学6年生	4人	1人	5人	2人	2人

■量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		74人	62人	60人	58人	56人
	小学1年生	18人	11人	20人	16人	15人
	小学2年生	21人	18人	11人	20人	16人
	小学3年生	13人	14人	12人	7人	14人
	小学4年生	11人	7人	8人	7人	4人
	小学5年生	8人	9人	6人	6人	5人
	小学6年生	3人	3人	3人	2人	2人
確保方策	実利用人数	105人	105人	105人	105人	105人
	施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

■「量の確保」に向けた取組

令和6年度に新しい施設が完成し、受入れ人数もナウマンクラブ（第1）35名、ナウマンクラブ（第2）35名、ナウマンクラブ（第3）35名、計105名となり多くの児童の受入れが可能となりました。

令和6年度の子ども教室については、申し込んだ児童全員を受入れ、登録児童数は、斗賀野80名、尾川22名、黒岩24名で、利用人数は1日あたり、斗賀野で40名程度、尾川で12名程度、黒岩で20名程度でした。

令和7年度以降も保護者の就労等の実情に対応し、待機児童が発生することのないよう、入所を希望する児童全員の受入れ体制が取れるよう引き続き努めます。

■「質の向上」に向けた取組

職員においては、県教育委員会が主催の資質向上研修や町内の全体会として開催する救命救急講習等の研修に積極的な参加を促し、資質の向上を図っていきます。また、ほとんどの職員が放課後児童支援員研修に参加し資格を取得していますが、今後も引き続き、資格取得者の増員を図っていきます。

環境面においては、無線LANを整備しています。

放課後児童クラブの運営においては、第1、第3土曜日や学校代休日の開所等保護者の要望に対応した運営体制を引き続き実施していきます。

4 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や仕事等の理由で家庭において養育が一時的に困難になった児童に対して、児童養護施設等において必要な保護を行う事業です。

■実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
延べ利用人数	15人日	0人日	1人日	6人日	6人日

※令和3年度はコロナのため受入中止により0人。

■量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		8人日	8人日	8人日	8人日	8人日
確保方策	延べ利用人数	8人日	8人日	8人日	8人日	8人日
	施設数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

■「量の確保」に向けた取組

町内外の児童養護施設を受入れ先とし実施しています。

■「質の向上」に向けた取組

町外の施設については学校等への送迎が課題となっています。継続的な利用が困難なケースを想定し、他の事業も組み合わせながら利用調整に努めます。

5 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が気軽に交流できる場所（子育て支援センター）を開設し、子育てについての相談や情報提供、助言等を行う事業です。

■実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
延べ利用回数	2,682 人回	1,630 人回	2,719 人回	3,007 人回	2,302 人回
施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,331 人回	2,253 人回	2,238 人回	2,176 人回	2,145 人回
確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

■「量の確保」に向けた取組

健康福祉センターかわせみ内「すくすくひろば」にて、「佐川町子育て支援センターなかよしひろば」として開設し 11 年目となりました。月・火・木・金の週 4 日開所しています。

町の子育て支援の総合サイト「さくら・さいたねっと」への掲載とともに、保健師の赤ちゃん訪問や乳児健診時に周知することで、子育て支援センターは町の事業として定着しており、季節に応じた行事や子育てに関する各種イベント、保健師・歯科衛生士、管理栄養士による子育て相談も実施しています。

子育て世代包括支援センターと連携し実施しており、引き続き関係者と連携しながら運営します。

■「質の向上」に向けた取組

子育て世代包括支援センターと連携し事業実施する際には、妊婦さんの参加もあり、妊娠期からの関わりのきっかけにもなっています。

利用時に様子が気になる親子に関しては、積極的に声をかけ、育児相談を受け、必要であれば、母子保健担当保健師や母子保健コーディネーターにつなぐようにしています。県が主催する研修会に積極的に参加し、子育て支援に関する資質の向上を図っています。

また、子育て相談日以外に寄せられた栄養や歯に関する相談については健康福祉課内の専門職に声掛けをし、その場で保護者からの相談に答えられる体制ができています。保育所勤務経験のある保育士もおり、保育士同士が話し合い、事業展開をしています。

6 一時預かり事業

保護者の急な用事や病気・出産により家庭での保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業です。

■実績【幼稚園型】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
延べ利用人数	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

■実績【幼稚園型以外】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
延べ利用人数	314人日	207人日	88人日	219人日	154人日
施設数	5か所	5か所	4か所	3か所	4か所

■量の見込み【幼稚園型】

これまで本町には幼稚園がないため、越知幼稚園での受入可能人数を見込んでいましたが、令和6年4月より幼保連携型の認定こども園になったため、見込みの設定は行わないこととします。

■量の見込み【幼稚園型以外】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	300人日	277人日	270人日	261人日	255人日
確保方策	延べ利用人数	300人日	277人日	270人日	261人日
	施設数	6か所	6か所	6か所	6か所

■「量の確保」に向けた取組

現在、4園にて事業を行っています。休止中の2園についても、一定のニーズはあると考えられますので、空き定員部分での受入れをする「余裕活用型」での事業再開について、引き続き実施の呼びかけをします。

■「質の向上」に向けた取組

希望する保護者が利用できる環境を整備するため、4園のうち1園は、「一般型」で事業を行っており、常時職員を配置しているため、利用の希望があった際はいつでも受入れができる体制を整えています。

一時預かり事業以外にもファミリー・サポート・センターを紹介するなど、保護者等の育児負担の軽減を図ることができるよう、情報提供をします。

7 病児・病後児保育事業

病気にかかっている子どもや回復期にある子どもを医療機関、保育所等で保育を行う事業です。

本町では、病気の回復期にあり、集団生活が困難である子どもを専用の施設で保育する「病後児保育事業」のみを行っています。

■実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
延べ利用人数	0人日	1人日	1人日	1人日	0人日

■量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		3人日	3人日	3人日	3人日	3人日
確保方策	延べ利用人数	3人日	3人日	3人日	3人日	3人日
	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

■「量の確保」に向けた取組

令和6年度より、スタッフ不足のため休止をしています。保護者アンケートからも利用のニーズはあるため、引き続き、広報さかわや町ホームページ等を活用して人材募集を行い、再開できるよう努めていきます。

■「質の向上」に向けた取組

事業再開に向けて人材確保等の体制整備を行い、利用者のニーズに応じた提供ができるよう努めます。



8 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

「子育ての援助を受けたい人（おねがい会員）」と「子育てを援助したい人（まかせて会員）」を登録し、お互いの理解と協力のもとで、地域の中で行われる育児援助の有償ボランティア活動をサポートする事業です。

■実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
登録会員数	112 人日	131 人日	146 人日	153 人日	162 人日
まかせて会員	55 人	56 人	61 人	64 人	68 人
おねがい会員	57 人	75 人	85 人	89 人	94 人

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	151 人日	147 人日	143 人日	139 人日	130 人日
確保方策	151 人日	147 人日	143 人日	139 人日	130 人日
施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

■「量の確保」に向けた取組

佐川町社会福祉協議会に事業を委託し、実施しています。

令和3年度より新しい活動場所として共生型施設「ぶらっとホームさかわ」や斗賀野地区の公園内にある「歩々園」を利用できるようになりました。

まかせて会員について事業開始当初は、セカンドライフ夢追い塾やわくわくクラブの方が登録してくれており、その後は講習会の受講者を中心に少ないながらも徐々に会員が増えています。現在は、おねがい会員の利用希望者全員への支援はできています。まかせて会員とおねがい会員のマッチングも専任のアドバイザーが調整していますが、活動できる会員が限定的で、新規のマッチングも調整が難航するケースが出ているのが現状です。

今後、講習会の実施や町内の保育園や地域の関係機関等と連携をとりながら、安心して仕事と子育ての両立ができるよう、まかせて会員の募集とあわせておねがい会員も増えるように事業の周知を行っていきます。

■「質の向上」に向けた取組

まかせて会員の登録にあたっては、援助活動に必要な様々な知識やスキルを習得するため、3日間（12時間）の講習会の受講・修了を必須としています。

事業を開始して11年目となり、ひとり親世帯や障害児を持つ母親からの継続依頼等事業を必要としている方からの依頼も多くあります。まかせて会員の知識やスキルの確保のため、今後も引き続き、フォローアップ研修を年1～2回実施します。

母子保健や要保護児童対策地域協議会と連携の必要な世帯については、引き続き、情報共有しながら対応していきます。

9 乳児家庭全戸訪問事業

町内の生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、保護者や対象児が安心して過ごせるよう助言やその他の必要な援助を行う事業です。

■実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
訪問対象者数（出生者数）	62人	42人	43人	42人	46人
訪問実施者数	58人	48人	49人	43人	49人

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	48人	46人	45人	44人	43人
確保方策	48人	46人	45人	44人	43人

■「量の確保」に向けた取組

保健師による家庭訪問を実施し、授乳方法や体重増加等様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うと共に、支援が必要な家庭に対しては他事業の利用などにつなげています。また、必要に応じて継続支援を実施しています。

さらに、町外に里帰りをするケースもありますが、町内に戻った際に必ず家庭訪問を実施し、すべての産婦家庭について状況把握に努めています。本実績には挙がりませんが、住民票地からの依頼に基づき町外からの里帰りケースへの訪問支援も実施しています。

■「質の向上」に向けた取組

訪問を担当する保健師は研修会への参加や課内でのOJT（職員の職業教育）等、今後も継続してスキルの向上に努めます。また、医療機関や産後ケア事業所との情報交換及び連携等、支援体制の構築に取り組んでいきます。

10 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育の実施を確保する事業です。

■実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実利用人数	7人	8人	6人	1人	1人

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1人	1人	1人	1人	1人
確保方策	1人	1人	1人	1人	1人

■「量の確保」に向けた取組

乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業、医療機関からの情報提供等から本事業による支援が必要とされる児童の把握に努め、養育支援の必要な家庭に対して保健師等の専門職が継続的に訪問支援を実施します。令和6年度から養育支援訪問事業については専門的相談支援に特化し、「家事・育児援助」については「子育て世帯訪問支援事業」で対応しています。

■「質の向上」に向けた取組

母子保健、障害福祉、児童福祉を含め支援が必要なケースについて連携して対応しています。日頃の相談業務、乳幼児健診、保育所での様子など情報の把握に努め、関係機関と情報を共有し、今後の支援のあり方について適宜協議を行うことにより、児童虐待の未然防止に努めていきます。

11 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
健診対象者数	103人	52人	57人	57人	59人
延べ健診回数	754人回	526人回	580人回	517人回	545人回

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	532人回	514人回	504人回	495人回	486人回
確保方策	532人回	514人回	504人回	495人回	486人回

■「量の確保」に向けた取組

高知県が広域で委託契約を実施しており、県内の産婦人科医療機関と助産所において健診が受診できる体制を確立しています。また県外の医療機関を受診した場合は、利用者の申請により償還払いを行っています。

■「質の向上」に向けた取組

引き続き妊婦健康診査受診の大切さについて啓発し、妊婦支援に努めます。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定を受けた子どもが教育・保育を受ける際に、教育・保育施設へ支払う給食費以外の日用品や文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用に対して、その世帯の所得状況に応じて助成を行っていく事業です。

国の子ども・子育て支援交付金交付要綱においては、対象は生活保護の世帯のみとなっています。

現在、本町での一月あたりの補助上限額は2,700円です。今後も低所得者の負担軽減のため、継続して事業を実施します。

■実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用人数	4人	4人	3人	3人	3人
1号認定	-	-	-	-	-
2号認定	2人	1人	-	1人	2人
3号認定	2人	3人	3人	2人	1人

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象人数	3人	3人	3人	3人	3人

13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受入れるための職員の加配を促進するための事業です。

この事業は民間認定こども園への補助事業であり、民間認可保育所の認定こども園への移行は現状ではないことから、本計画期間において事業量の設定は行わないこととします。

14 産後ケア事業【新】

産後1年未満の母子に対して、医療機関や助産所等での宿泊及び通所により、または助産師の訪問により、心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援を実施し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とする事業です。

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ利用人数）	48 人日	46 人日	45 人日	44 人日	43 人日
確保方策（延べ利用人数）	48 人日	46 人日	45 人日	44 人日	43 人日

■「量の確保」に向けた取組

ショートステイ（宿泊型）、デイケア（通所型）、アウトリーチ（訪問型）のケアを医療機関や助産所等に委託し実施しています。

■「質の向上」に向けた取組

支援を必要とする全ての方が利用できるよう、妊娠届出時の面談等で情報提供を行い、事業の利用を促進します。

15 子育て世帯訪問支援事業【新】

子育て世帯訪問支援事業は、家事・子育てなどに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を実施する事業です。

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ訪問人数）	240 人日	240 人日	240 人日	240 人日	240 人日
確保方策（延べ訪問人数）	240 人日	240 人日	240 人日	240 人日	240 人日

■「量の確保」に向けた取組

町内事業所等に委託し必要量を確保します。

■「質の向上」に向けた取組

今後も現在の取組を継続し、事業を実施します。

16 児童育成支援拠点事業【新】

児童育成支援拠点事業は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

児童育成支援拠点事業については、本計画期間中の実施は予定していません。

今後、利用が必要と考えられる対象児童の動向やニーズを注視しながら、事業の実施について検討します。

17 親子関係形成支援事業【新】

親子関係形成支援事業は、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行う事業です。

親子関係形成支援事業については、本計画期間中の実施は予定していません。

今後、事業の利用が必要と考えられる対象世帯の動向やニーズを注視しながら、事業の実施について検討します。

18 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新】

乳児等通園支援事業は、保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

■ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ利用人数）	—	12人日	12人日	12人日	12人日
確保方策（延べ利用人数）	—	12人日	12人日	12人日	12人日

■ 「量の確保」に向けた取組

令和8年度から町内公立保育所での実施を検討しています。量の見込みについては、未就園児の保護者からのニーズや近隣の自治体の動向も踏まえて見直しを行っていきます。

19 妊婦等包括相談支援事業【新】

妊婦等包括相談支援事業は、妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ利用回数）	144 人回	138 人回	135 人回	132 人回	129 人回
確保方策（延べ利用回数）	144 人回	138 人回	135 人回	132 人回	129 人回

■「量の確保」に向けた取組

妊娠届出時の面談、妊娠後期の電話相談（希望者には面談）及び乳児家庭全戸訪問の機会を活用し、情報提供や相談対応等を行うとともに必要な支援につないでいきます。

■「質の向上」に向けた取組

担当職員は共通のツールを使い、各妊婦及び家庭ごとの妊娠・出産・子育て期におけるリスクを把握し、各家庭に必要な支援を届けられるよう質の保証に努めながら、リスクアセスメント会議やケース会議を開催し、組織的に評価・判断して支援できるよう引き続き支援体制を確保します。



5 子どもの放課後対策に関する目標量

1 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

平成 29 年度当初から佐川小学校の余裕教室を借りてナウマンクラブ（第 1）、ナウマンクラブ（第 2）で実施していましたが、令和 6 年度に施設を新設し、定数をナウマンクラブ（第 1）、ナウマンクラブ（第 2）、ナウマンクラブ（第 3）それぞれ 35 名ずつ合計 105 名に増員し、待機児童は 0 名となっています。

今後については、利用者の実情に応じた方策を検討します。

■量の見込み（再掲）

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み		74 人	62 人	60 人	58 人	56 人
	小学 1 年生	18 人	11 人	20 人	16 人	15 人
	小学 2 年生	21 人	18 人	11 人	20 人	16 人
	小学 3 年生	13 人	14 人	12 人	7 人	14 人
	小学 4 年生	11 人	7 人	8 人	7 人	4 人
	小学 5 年生	8 人	9 人	6 人	6 人	5 人
	小学 6 年生	3 人	3 人	3 人	2 人	2 人
確保方策	実人数	105 人	105 人	105 人	105 人	105 人
	施設数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

2 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

現在、佐川小学校で放課後児童クラブ、斗賀野小学校、尾川小学校、黒岩小学校で放課後子ども教室を実施しています。

放課後児童クラブ、放課後子ども教室ともそれぞれの学校敷地内で開設し、子ども教室は学校の余裕教室や図書室を利用、児童クラブは専用施設を設置しています。それぞれの地域の実情に応じた運営ができていることから、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施の予定はありません。そのため、本計画期間においては、事業量の設定はしないこととします。

3 放課後子ども教室の実施計画

現在、斗賀野小学校、尾川小学校、黒岩小学校で放課後子ども教室を実施しています。登録希望者数の増加に伴い、更なる充実、確保に努めていきます。

■目標事業量

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
放課後子ども教室	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

6 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

1 幼児教育・保育の質の向上

保育現場では、各年齢や発達に応じた生活習慣の体得や様々な体験が豊富に得られるよう保育内容を構成し、乳幼児期にふさわしい生活や遊びの環境整備や運営を行っています。引き続き、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくために、町内保育園（所）による合同研修会や研究活動等を推進し、教育・保育の資質向上を図っています。

あわせて、保育士の人材の確保に努めるとともに、その処遇及び配置の改善等を図ります。

2 関係機関との連携

保育園（所）と小学校との連携を推進するため、研修の実施や職員同士で交流する場を設け、情報交換を行う機会を提供するなど、関係機関相互の連携強化を図ります。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、高知県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取組が重要となっています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、高知県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、高知県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていくとともに、町が教育・保育施設に対して実施しなければならない確認監査について、保育担当職員が研修を受け、スキルアップを図り、適正な監査ができるよう資質の向上に努めます。

8 産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産前、産後休業及び育児休業期間中の保護者に対して、訪問事業や健診及び相談事業、並びに利用者支援事業（こども家庭センター型）による情報提供や相談支援を実施します。

また、当事者だけでなく、企業等にも、子ども・子育て支援に関する情報の周知・普及啓発を行い、復職しやすい環境づくりの支援を行うとともに、今後も保育ニーズに応じた保育定員の確保を行います。

9 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

近年、全国では児童が死に至る児童虐待が発生しています。児童虐待の発端（原因）は発達障害、家族の病気や育児能力不足、DV等多様であり、調査や支援に入ることが困難なケース、長期にわたる支援の必要や対応に苦慮するケースが増えてきています。

今後、こども家庭センターを中心として、相談、訪問体制を整えきめ細やかな支援に努めます。また、保育園（所）や学校・主任児童委員・警察等関係機関と綿密な情報共有と連携を図りながら早期発見と適切な支援につなげます。

1 児童虐待防止対策の充実

乳児期の各健診、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、養育支援を必要とする家庭や虐待の早期発見、早期対応に努めます。また、こどもを守る地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会の機能強化をすることにより、関係機関との連携強化を図ります。特に、一時保護等の措置権限を有する児童相談所と密接に連携し、役割分担のもと、家庭への継続した支援を行うことで虐待の防止に努めます。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策等について、総合的な対策を実施するとともに、相談体制の充実や各種情報の提供を行います。

3 障害児施策の充実等

障害のある子ども等、配慮を要する子どもが日常生活する上での支援や、障害の有無にかかわらず教育や保育を受けられるための教育・保育支援体制の整備等を図るとともに、関連施策を実施する中で、発達障害等様々な障害の早期発見、早期支援に努めます。

10 職業生活と家庭生活との両立を図るための雇用環境の整備と連携

1 仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し等

男女が協力して、働きながら家庭を築くことの意義に関する教育や啓発について、各分野で連携を図るとともに、企業や各種団体に対し、従業員の仕事と子育てや家庭生活、地域生活が両立できる制度整備について、啓発や情報提供等を積極的に推進します。

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育園（所）や放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター等、多様な働き方に対応した子育て支援を展開するとともに、国や県及び関係機関と連携を図ります。

11 地域子ども・子育て支援事業の関係機関相互の連携推進

各子育て支援事業の実施者の連携・協力の推進を図るため、保育園（所）・学校・社会福祉協議会等の関係機関との情報共有を積極的に行うなどの取組を推進します。



第5章 具体的な施策の展開

I まち全体で子育てする環境づくり

すべての子どもや若者とその家族が、将来にわたって幸せな生活を送ることができるよう、地域全体で子育てを支える環境をつくります。

1 地域における子育て支援

(1) 地域間や世代間での交流機会の創出

各学校で開かれた学校づくり推進委員会を開催し、地域へ情報発信を行っています。
また、あったかふれあいセンターや集落活動センターの活動の中で、地域の方との農業体験や伝統行事への積極的参加、町や県指定の無形文化財の継承活動等を通じて世代間交流の推進を行っています。

今後も地域の特性に合わせた交流活動の推進や、行事への積極的な参加などにより、きめ細やかな世代間交流を促進します。

(2) こども家庭センターの設置

令和4年6月に、児童福祉法等の一部を改正する法律が制定され、「市町村は、児童および妊産婦の福祉や健康の保持増進に関する包括的な支援を行うため、『こども家庭センター』の設置に努める」ことが規定されました。

法改正を踏まえ、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、「母子保健」・「児童福祉」の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、令和8年度に「こども家庭センター」を設置します。

(3) 子育てに関する情報提供

子育て世代が地域の子育て支援や活動等の情報を把握し、活用できるよう、子育てに関する情報について、広報さかわや町ホームページ等を活用して発信することで、子育て支援の提供につなげます。

(4) 子どもの権利に関する啓発の推進

子どもの権利についての啓発の推進は、子どもたちが自らの権利を理解し、尊重される社会を実現するために不可欠です。学校や地域で子どもたちに「子どもの権利条約」や具体的な権利について教え、権利の重要性を伝えるとともに、保護者や地域住民に対して啓発活動を行い、子どもたちが自らの権利を理解し、主張できる力を育むための基盤づくりを行います。

2 児童の健全育成を地域で支える取組の推進

(1) 児童館活動事業

【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
わんぱく広場 (回数)	4回	0回	0回	1回	4回	11回
わんぱく広場 (人数)	55人	0人	0人	11人	21人	120人
児童館 (開館日数)	241日	204日	240日	221日	236日	230日
児童館 (利用者数)	1,446人	612人	720人	442人	472人	950人

児童館では子どもたちが心身ともに健やかに育つために、楽しい遊びや年間を通じて様々な行事(親子クラフト、キッズダンス&レクリエーション、お正月飾りづくり(型抜き貼り絵)、七夕飾り、アイロンビーズづくりなど)を企画しています。また、「わんぱく広場(児童館便り)」を配布し行事等の周知を図っています。

また、利用者数が減少していたため、土日開館の検討が必要ではないかとのことから、わんぱく広場の開催回数を増やし、土日の利用者数についてデータ収集を行っています。

人員及び予算面で単独の活動内容が狭められますが、子ども支援のためにそれぞれ専門性が必要となっていることから、他の関係機関や団体等との連携を図るとともに、運営委員会で問題点等の把握を行い、ニーズに沿った支援が行えるように努めていきます。

また、外国人保護者の社会的孤立を解消するため、外国人保護者のニーズを把握し、日本語の学習機会の提供や親同士のコミュニケーションが図れる場の確保に努めます。

(2) 子どもとあゆむ会事業

佐川町地域支援ネットワーク実務者会（あゆむ会）及び個別ケース検討会であがった事例について、補導センターを中心とした、あゆむ会メンバーが対応を継続して実施しています。

子どもを取り巻く家庭や地域の環境は、より複雑化し、教育と福祉による専門的な対応が求められる状況となっています。子ども家庭総合支援拠点を設置する健康福祉課との役割分担を明確にし、児童・生徒についての問題を解決に導く方向の中で、行政機関と連携しながら「地域での見守り役・良き相談者」としての役割を大切に活動します。

(3) 地域教育推進事業

【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実施日数	3日	0日	3日	3日	3日	3日
事業所数	34か所	0か所	3か所	2か所	3か所	8か所
佐川中学校	83人	0人	0人	0人	0人	0人
尾川中学校	6人	0人	6人	2人	3人	10人

3日間、生徒たちが地域の事業所で実際に働くことで、仕事をするものの意義や内容について体験しています。

事後アンケートでは、生徒、保護者、事業所それぞれから概ね良好の評価を得ています。

生徒の希望を聞き、学校と生徒が主体となって受入れ先の事業所を開拓し、縦（異年齢）・横（地域）の一貫教育による進路学習を進めていきます。

(4) 家庭や地域の教育力の向上

家庭や地域がそれぞれの役割を果たせるような支援体制づくりを推進するとともに、家庭教育力の向上を支援し、地域との交流を図りながら積極的に地域ぐるみで健全育成を図っています。

地域支援ネットワークや児童家庭センターによる支援体制により、家庭教育の向上を図っていますが、家庭・地域の教育力等の変容が進み、発達に課題のある子どもの増加等、子ども達に現れる課題が顕著に現れてきています。

支援体制の更なる見直し、充実を図るとともに、さかわ未来学を骨格として社会教育を体系化するなど、根本解決のための施策を構築します。

(5) 子どもを取り巻く有害環境を改善する対策の推進	
①	青少年補導育成事業 非行防止に関する補導活動、相談活動、情報提供等を実施し非行防止に努めています。 ・ 早朝、夜間の防犯パトロール（青色回転灯車、パトカー）、街頭補導活動 ・ 白いポストでの悪書回収 ・ 防災行政無線を利用し、子どもの声による下校時の呼びかけ ・ 関係機関との連携による補導相談活動 ・ 要保護児童対策地域協議会の構成機関としての活動 ・ 広報活動等 日頃の防犯活動を計画的に実施し、非行防止に努めるとともに「佐川町の子どもたちは佐川町の地域で守る」のスローガンの下、さらに県民会議が掲げる「大人が変われば子どもも変わる」運動を掲げ、青少年の健全育成活動を着実に推進します。
	青少年育成町民会議 青少年がそれぞれの生活領域において、社会の一員として自立していけるよう、適切な指導・援助を行い、関係機関と連携しながら青少年の健全育成活動に取り組んでいます。 ・ 夏休み創作教室（科学教室、木工教室等） ・ あいさつ標語募集、チラシ、ポスター配布等あいさつ運動の取組 ・ 駅伝競走大会等 ・ 小学生の下校時に防災無線を利用した「児童見守り」の呼びかけ 今後も引き続き青少年の健全育成活動を継続するとともに、運営委員会での意見も反映し、保育園（所）から高校生までを対象にした、新しい事業も検討します。



2 ライフプランの実現に向けた環境づくり

職場や地域社会への意識啓発や保育サービスの充実を行い、「共働き・子育て」の考え方を浸透させ、子育て家庭のライフプランを実現するための環境をつくりします。

1 家庭生活と職業生活の両立

(1) 男性の働き方の見直し等の普及・啓発の推進						
【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
育児参加に関する記事の 広報掲載回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
令和4年度に「佐川町特定事業主行動計画 後期計画」を策定し、佐川町役場男性職員の育児取得人数を現在の0人から令和7年度までに3人以上とする目標を立て、対象職員に制度の周知を行い、目標値以上をめざしています。 民間企業における女性管理職の割合について現在把握できていませんが、佐川町役場の女性管理職の割合は、令和6年4月1日現在 50%となっています。この割合は、女性活躍推進法に基づき、毎年把握をしており、ホームページ上で公表もしています。 男性の育児参加については、毎年広報さかわ又は公式LINEで啓発を行っています。 住民意識調査では、「食後の後かたづけ・食器洗い」「日常の家計の管理」では、主に妻が負担をする割合が5～6割台となっていることから、更なる仕事と家庭生活との両立に向けた働きかけや就業環境の向上に向けた啓発と、子育てや介護の支援等の施策を推進する必要があります。 また、多様な生き方・働き方が選択・実現できるよう、男女にとってのワークライフ・バランスと働き方改革の普及・啓発を推進します。						

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進						
【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
ワーク・ライフ・ バランス等に関する記事の 広報掲載回数	1回	0回	1回	1回	1回	1回
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉や考え方に対する町民の関心や理解を高めていくため、広報さかわや公式LINEにて、ワーク・ライフ・バランス等に関する記事を年に1回掲載しています。 男性の家事・育児参加等への男性自身の抵抗感の低減に向け、多様な働き方や休業制度利用を促進するとともに、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント防止等の働きやすい環境づくりについて事業所や地域に働きかけなどを行い、男女ともに育児休暇や介護休暇を取りやすい環境の実現を促進します。						

2 子育て支援サービスの拡充

(1) 児童手当						
【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
受給者数 (延人数)	676 人	655 人	627 人	588 人	565 人	542 人
支給額	160,140 千円	155,345 千円	150,675 千円	143,275 千円	137,690 千円	170,360 千円
児童手当は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした制度です。 令和6年度の制度改正により、対象を高校生まで引き上げ、多子加算等制度が拡充されました。受給漏れにならないように、対象者への情報発信に努め、引き続き事業を実施します。						

(2) 乳幼児医療費助成事業						
【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
件数	1,219 人	1,184 人	1,125 人	1,104 人	1,311 人	1,323 人
助成額	35,334 千円	27,980 千円	30,522 千円	27,571 千円	31,954 千円	41,280 千円
乳幼児・児童が健康で健やかに成長するように、乳幼児・児童の医療費を助成します。 令和6年度より助成対象を高校生まで引き上げたため、広報さかわや町ホームページ等による情報発信に努め、引き続き事業を実施します。						

(3) ブックスタート事業						
【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
絵本の配布人数	34 人	28 人	60 人	39 人	37 人	35 人
全ての赤ちゃんのまわりで楽しくあたたかいひとときが持たれることを願い、一人ひとりの赤ちゃんに、乳児健診（前期）時に読み聞かせを行い、絵本を開く楽しい体験と一緒に好きな1冊を選んでもらい、絵本を手渡します。 絵本を通して親子のふれあいや、絵本との出会いのきっかけづくりとなるよう、今後も継続して取り組んでいきます。						

(4) ウッドスタート事業						
【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
プレゼント数	45 個	20 個	66 個	44 個	52 個	44 個
本町では、子育てしやすい環境を整える一方で、森林を手入れして自然環境を守る取り組みをはじめています。 この、森林を手入れするときに伐られる木を有効に使い、お子さまの健やかな成長をお手伝いできればと考え、安心・安全で木のぬくもりが感じられる木のおもちゃをプレゼントする「ウッドスタート（誕生祝い品）事業」に平成30年度より取り組んでいます。 乳児期から木に触れて遊んでもらう事で、豊かな人間性を育み、健やかな成長を促すとともに「木育」の活動を知ってもらうきっかけとなるよう推進します。						

(5) 保育料の軽減						
【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
多子世帯対象者	27 人	31 人	32 人	31 人	26 人	21 人
軽減額	6,764,950 円	9,039,930 円	7,643,590 円	7,403,150 円	5,907,660 円	6,534,000 円
第2子対象者	61 人	47 人	41 人	36 人	44 人	30 人
軽減額	8,904,950 円	7,538,850 円	6,158,950 円	4,804,050 円	6,838,450 円	5,559,750 円
保育料については、幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳以上児及び住民税非課税世帯の3歳未満児は無料となっています。本町では、県や国の施策に加えて、町独自の施策により、令和7年度から第2子以降の3歳未満児についても無料としました。 また、副食費についても、国の施策に加え、町独自の施策により、3歳以上児の副食費（給食費）の無償化も実施しています。 保育料の軽減について、今後も引き続き、国・県及び町の事業を実施します。						

3 保育サービスの充実

(1) 低年齢児保育事業（旧乳児保育事業）						
【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
受入数	56 人	55 人	75 人	33 人	21 人	55 人
町内全保育園（所）にて生後 57 日目の乳児から受入れを行っています。 本町は、低年齢児（0～2 歳児）の就園率が高く、保護者の復職時期に対応できるよう保育士の雇用に対して、私立園に補助を行っています。 継続して保育園への財政的な補助を実施し、保護者に安心して就労してもらえるよう支援を実施します。						

(2) 障害児保育事業						
【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
特児対象児	8 人	5 人	3 人	7 人	8 人	3 人
障害児は一人ひとり必要とされるサポートが異なっており、成長の顕著な乳幼児期の発達支援には特別な配慮が必要であり、乳幼児期の対処の如何により、その後の成長発達を左右します。現在、町内全保育園（所）で個別支援が必要な障害児 1 名につき加配保育士 1 名を配置して手厚い保育を行っており、就学に向けて成果が出ています。 本町では、私立園に対して加配保育士の配置等、障害児の受入れに対し必要な経費の補助を行っています。一方、保育士不足が全国的に深刻な状況の中で、個別支援が必要な障害児への加配保育士の確保が課題となっています。また、医療ケアが必要な子どもの受入れについては公立保育所で積極的に取り組みます。 今後も障害のある子どもが、障害のない子どもと一緒に保育を受けられる環境を整え、障害のある子どもに対する健全な社会性の成長発達や適正な指導を行っています。また保護者のニーズに応じて引き続き町内全園で受入れができるよう、今後も私立園に対しては人件費の補助を行っています。						

(3) 保育所体験特別事業（園庭開放）						
【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用延人数	124 人	111 人	97 人	98 人	110 人	89 人
未就園児が、保育園生活にスムーズに移行できるよう月 1 回程度園庭を開放し、園児と一緒にふれあう時間の確保に努めることで、保護者同士の交流や保育士への相談、地域行事への参加等、7 園独自の活動を行っています。 各保育園（所）が自園事業として実施していますが未就園児へ各園の情報を提供するなど、継続していけるよう支援等を行います。						

3 希望ある健やかな成長に向けた環境づくり

生涯にわたる人格形成の基礎を培う教育・保育サービスの質・量の充実に図るとともに、子育てをする保護者が安心して利用することができる放課後の居場所づくりを推進します。

子ども達が生涯を通じて心身ともに健康でいられるよう、教育行政及び福祉行政が連携をして教育や育児に関する相談する機会を設けるなど、子育てをしやすく、健全な子どもに育つための支援を行い、健やかな成長に向けた環境をつくります。

1 子どもの教育・保育環境

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

地域とともに「生きる力」を育てる「ふれあい学習」を行い、自らを高め何事にも意欲的に取り組む子どもの育成に努めています。

町内の集落活動センターの支援や地域高齢者等の支援を得て、様々な活動を実施し、社会や子どもたちの変化に十分対応した内容に取り組み、確かな生きる力につながったと感じています。

さかわ未来学構想のふるさと力と人間力を育てるカリキュラムの中に、地域とのふれあい学習を位置づけ、ゴールイメージを示した上で、系統的に取り組んでいきます。

(2) 学校及び保育園（所）の運営体制の改善

発達に課題のある子ども達の増加等厳しさを増す子ども達の状況に対応するため、教職員や保育士が「子ども理解」をはじめ、教育・保育における最新で最適の知見やスキルを学ぶことができ、現場で生かせるよう研修を充実させます。

また、校内・園（所）内で子ども達の課題を共有し、カウンセラーをはじめとする専門家の支援を得て、ケース検討会を充実させるとともに、教育委員会と健康福祉課が連携して組織的に対応できる体制を整えます。

(3) いじめや不登校に対する取組の推進

教育研究所の教育相談員、県教委派遣のスクールカウンセラー、町独自に配置しているカウンセラーとカウンセリングの専門職を三層に配置し、教育相談員自身が相談業務に当たりながら、各カウンセラーをコーディネートし、学校と連携しながら事例に対応しています。

専門性の高いスタッフを確保していくこととスタッフと教職員の研修を充実させ専門性を向上させるとともに、福祉行政や地域の見守りとの連携を強化し、いじめや不登校への対応の質を維持・向上させていきます。

(4) 人権教育の推進	
①	人権意識の高揚 人権意識の高揚のため、本町では佐川町人権教育研究協議会主催の研修会の開催や高岡地区市町村教育委員会連合会の人権社会教育部会での情報交換、研修への参加等の取組を行っています。 また、人権フェスティバルでの人権まちづくり意見発表会や町内保育園（所）、小中学校での人権の花運動を行うなど、啓発活動も行っています。
	人権教育研究協議会補助事業 町から協議会に対し、助成金を交付しています。 協議会は年1回の総会、年3回の職場委員会、年2回の研修会（うち1回は地域支援ネットワークとの共催の虐待防止研修会）を実施しています。 研修会への参加は、知識と認識を深めることにつながっており、実践例を学ぶ有意義な機会となっています。 今後も協議会について、協力します。
③	小・中学生への働きかけ 小中学校では各学年や学校の課題に応じ、教育活動の全ての場面で人権教育を実施しています。 今後も学校での取組を通して、現状にあった取組を推進します。



2 放課後等の居場所づくり

(1) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携による実施

基本的には現在の体制で実施する予定としていますが、月1回開催しているリーダー会を今後も継続して開催し、情報共有や意見交換を実施します。今後も引き続き児童クラブと子ども教室の連携を図っていきます。

(2) 学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用

佐川小学校放課後児童クラブは当初プール横のプレハブ施設で実施していました。平成29年度からは小学校の余裕教室も併せて利用していましたが、令和6年度には当初から利用していた施設の老朽化と利用児童数の増加に対応するため、専用の施設を新設し、各クラブ定員35名、3クラブ合計105名として運営しています。

また、尾川小学校では学校の余裕教室で、斗賀野小学校、黒岩小学校では開いている時間に図書室や体育館を借りて実施しています。

今後も引き続き、関係機関との連携を図り、地域の実情に応じた方策を検討します。

(3) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部署との連携

放課後児童クラブと放課後子ども教室をあわせて「放課後子どもプラン」とし、毎年運営委員会を開催し、福祉部署と連携しながら定期的に協議を行っていきます。

(4) 特別な配慮を必要とする児童への対応

今後も引き続き特別な配慮が必要な児童については、学校、家庭と連携を図り、最適な受入れをめざします。

(5) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長

アンケート結果から、利用時間は18時までの利用希望が多くなっていることから、従来通り18時までとします。

今後も引き続きニーズの把握に努め、必要に応じて開所時間延長に向けた協議、検討を行います。

(6) 放課後児童クラブの役割をさらに向上させるための取組

集団生活における児童同士の関わりのなかで、主体性を尊重しつつ、自主性や社会性の向上を図るとともに、職員の資質向上のため、県の実施するものも含め研修を受ける機会をつくるよう努めます。

(7) 利用者や地域住民への周知の推進

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室での様子を日常的に保護者に伝えることを目的に、定期的に「ナウマンクラブだより」、「子ども教室だより」を発行し、家庭との情報共有に努めるとともに、信頼関係を構築し、連携した育成支援に努めています。

また、放課後子どもプランの運営委員会と地域学校協働本部事業の運営委員会を毎年同時に行っており、その場で地域の方に子どもプラン事業の報告を行うことで、学校等との情報交換、情報共有、職員同士の交流等を行い、児童の健全育成を図っています。

今後も引き続き、関係機関と連携し、適切な体制づくりに努めます。

3 保・小・中・高の連携による継続性のある教育の推進

(1) 幼児教育と学校教育の連携の推進

子どもたちの発達や学びの連続性を重視し、保育園（所）から小学校へスムーズに移行できるよう、子ども理解や支援の知見を導入した接続期のカリキュラムを整えていきます。

また、保育園（所）と小学校の意見交換や合同研修会、保育・授業参観等を通じて相互理解や子ども理解を深めると共に、子ども同士の行事等の交流を進め、保小及び小学校同士の連携・協力を積極的に推進します。

(2) 小中連携と小中一貫校の推進

佐川中学校区において平成29年度から平成30年度にかけて、「未来にかがやく子ども育成型学校連携事業」に取り組み、情報共有や教員の交流は図られましたが、子ども同士の交流については、まだまだ進んでいない状態です。

尾川小中学校では小中一貫教育に取り組み、学力の向上、学校生活に適應しにくい子どもの減少等一定の成果は出ていますが、児童生徒数の減少が進んでいます。

今後は、佐川中学校区と尾川小中学校で、さかわ未来学と子ども理解、学級経営の改善、仲間づくりといった本質的手法により、一貫性を追求し小中一貫教育の実を挙げるように支援します。

(3) 中高連携教育の推進

義務教育と高等学校教育の円滑な接続を図るため、教員同士の交流として、合同研修会や公開授業を通じて教科指導力の向上と相互理解を深めるとともに、生徒同士の交流として、部活動の合同練習・練習試合の実施や交流行事の開催等、連携教育の充実に努めてきましたが、生徒会の交流以外の取組は進んでいない状況です。

今後は、「さかわ未来学」に取り組む中で、佐川高校との交流を進め、連携・協働を推進します。

(4) 活力と魅力ある佐川高校づくりの推進

少子高齢化の進行に伴い生徒数が減少する佐川高校が、今後とも地域の学校として発展していくためには、生徒を確保することが喫緊の課題であり、そのため、日高村から仁淀川町に至る国道 33 号沿線の 5 教育委員会が連携した、広域連携型中高一貫教育構想の実現に向けた取組を推進してきましたが、広域連携型中高一貫教育構想については、近年、議論になっていない状況です。

今後は、各種補助事業を継続しながら、さかわ未来学の取組と併せて町内小中学校との連携強化等に取り組む、佐川高校の振興を後押しします。

4 母子保健・医療体制

(1) さかわ・まみいヘルパー訪問事業

【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用者数	0人	0人	0人	1人	1人	1人
申請者数	2人	1人	0人	2人	2人	2人

母子手帳を発行した妊婦から産後6か月未満（多子の場合は1歳未満）の乳児がいる家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児について援助を行うことにより、母親の心身の健康を維持するとともに、妊娠期や子育て期の負担の軽減を図っています。

町内の事業所に委託し、平日のみの利用で1時間当たり自己負担500円で実施しています。

(2) 子育て応援事業（子育てひろば〔育児相談〕）						
【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （見込み）
利用延人数	107人	138人	86人	91人	162人	90人
実施回数	11回	11回	10回	12回	12回	12回
月1回、子育て支援センターにて保健師・歯科衛生士・管理栄養士・保育士による子育て相談を実施しています。 身長・体重の測定のほか、お子さんの発達に関すること、離乳食の進め方等様々な相談に対して個別に対応しています。保護者の子育ての不安解消や、保護者同士の交流の場にもなっています。 今後も赤ちゃん訪問や乳児健診の際に事業の周知を行い継続して行っていきます。						

(3) 佐川町母乳相談料助成事業						
【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （見込み）
利用者数	709回	761回	384回	188回	312回	360回
本町では、母乳育児をしたいお母さんを応援するため、町内の母乳哺育相談所で使用できる「母乳相談受給者証」を発行しています。母乳育児に関する相談と乳房マッサージ等の際に、利用でき、利用料の一部を公費負担としています。 平成26年度から事業内容を変更し、子どもが2歳になる前日まで回数無制限で助成を受けることができる制度になっています。コロナ禍で利用が減少した時期もありますが、一定利用があると見込まれます。今後も引き続き、事業の周知を行い継続して実施します。						

(4) 乳幼児健診事業						
【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （見込み）
乳児前期	34人	28人	60人	39人	37人	35人
乳児後期	45人	20人	66人	44人	52人	44人
1歳6か月児	86人	52人	59人	72人	37人	52人
3歳児	63人	80人	85人	56人	60人	70人
子どもが1歳になる前日までの間に、県内医療機関で乳児健診を受ける場合に、2回まで公費負担を行っています。 また、集団健診として、乳児前期（3～6か月児）・乳児後期（8～11か月児）健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を健康福祉センターかわせみで実施しています。健診により心身の健康状況を把握し、健康増進に役立てたり、疾病の早期発見や早期治療、発達促進や療育のきっかけとなる情報を受診者に提供します。 健診未受診者（児）は背景に支援を要する状況や虐待が疑われることもあることから、電話連絡や手紙等で受診勧奨を行ったり、保育所等とも連携し発育や発達の状況を確認するなどの対応に努めています。						

(5) 予防接種事業

乳幼児への各種感染症の予防のため、定期予防接種を実施しています。

保護者には、保健師による赤ちゃん訪問時に接種スケジュールの説明、乳幼児健診や就学前健診では予防接種の重要性の啓発や接種歴の把握を行っています。

定期接種の種類が増えているため、個別通知や広報さかわ、町ホームページを活用して、未接種者への接種勧奨や予防接種の重要性等、引き続き周知を行っています。

定期予防接種一覧表

ワクチン名	予防できる感染症	接種時期		接種回数
小児用肺炎球菌	小児の肺炎球菌感染症 (細菌性髄膜炎、敗血症、肺炎等)	生後2か月～5歳の誕生日前日まで		4回 (初回3回、追加1回)
B型肝炎	B型肝炎	1歳の誕生日前日まで (標準的な接種期間としては、生後2か月から生後9か月に至るまで)		3回
五種混合	ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、Hib(ヒブ)感染症	生後2か月から7歳半に至るまで		4回 (初回3回、追加1回)
二種混合	ジフテリア、破傷風	11歳以上13歳未満		1回
B C G	結核	1歳の誕生日前日まで (標準的な接種期間としては、生後5か月に達した時から生後8か月に達するまで)		1回
MR(麻しん風しん混合)	麻しん、風しん	第1期	1歳から2歳に至るまで	1回
		第2期	小学校就学前の1年間	1回
水痘 (みずぼうそう)	水痘(みずぼうそう)	1歳から3歳に至るまで		2回
日本脳炎	日本脳炎	第1期	生後6ヵ月から7歳半に至るまで(標準的な接種期間としては、3歳から)	3回 (初回2回、追加1回)
		第2期	9歳以上13歳未満	1回
ロタウイルス	感染性胃腸炎 (ロタウイルス)	ロタリックス (1価)	生後6週から生後24週に至るまで	2回
		ロタテック (5価)	生後6週から生後32週に至るまで	3回
HPV (ヒトパピローマウイルス)	子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間(標準的な接種期間としては、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間)		2～3回 (女性のみ)

(6) 家庭訪問、健康相談						
【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
妊婦訪問	51 人	44 人	10 人	13 人	8 人	10 人
赤ちゃん訪問	58 人	64 人	45 人	48 人	54 人	50 人
父母以外の子育ての支援者が近くに居ない家庭や、ひとり親家庭、ステップファミリー等、家族の形の多様化が進んでいます。 妊産婦や保護者への支援が必要なケースもあり、必要な場合には医療機関や保育園（所）等と連携しながら、家庭訪問、乳幼児健診、来所相談等で柔軟に関わり、安心して妊娠・出産・子育て期を送れるよう支援しています。 赤ちゃん訪問は、生後4か月頃までに全数対応しています。赤ちゃんの体重増加不良や保護者の不安がある場合は、その方に合わせて訪問や面談などで継続的に対応しています。また、町外からの里帰り出産にも対応しています（住民票地からの依頼時）。 今後も様々な機関と連携しながら家庭訪問や健康相談の充実を図ります。						

(7) 食育の推進						
①	佐川町食生活改善推進協議会					
	【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	小中学校	8 回	0 回	8 回	8 回	8 回
	保育園（所）	7 回	0 回	7 回	7 回	7 回
	年に1回、町内の小中学校及び保育園（所）を訪問し、食育の重要性についての啓発を行い、併せて講話や調理実習の依頼を行っています。 毎年、全小中学校で講話及び調理実習を実施してきましたが、保育園（所）では一部実施できていない所がありました。 今まで各学校や保育園（所）の要望に応じて講話及び調理実習を実施してきており、学習内容にかなりのバラつきがあるため、学習内容の見直しが課題となっています。 学習内容について検討を行い、食の大切さについて学校や家庭への啓発活動を推進します。					
②	学校給食事業					
	【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	小学校児童数	536 人	541 人	542 人	528 人	497 人
	中学校生徒数	277 人	259 人	270 人	25 人	265 人
	新鮮で安全な地元食材を使用するように努めています。しかしながら、近年は天候不順や農家の高齢化により安定した量の食材確保が困難な状況となっています。 今後も引き続き、地産地消に努め、安心安全な学校給食の提供をめざします。					

	親子料理教室事業						
	【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	参加人数	42人	実施なし	実施なし	実施なし	27人	実施なし
③	給食提供業務のない夏休み期間に、給食センター主催で実施してきました。 しかしながら、参加者の減少や食物アレルギーのある子ども達の増加により、今後の実施については検討が必要となっています。 実施については今後検討します。						
④	各学校での取組						
	給食センター管理栄養士（佐川小学校栄養教諭）が給食を提供している各小中学校全クラスへ出向き、食に関する指導を行っています。 また、年2回の給食主任会や希望があれば給食センターの見学会も行っています。 各家庭には給食献立表とともに、季節に応じた食育や生活習慣の情報を盛り込んだ給食便りを毎月発行しています。 今後も引き続き実施し、食育を推進します。						
⑤	各保育園（所）での取組						
	各保育園（所）の特性を活かし、各年齢に応じた食育を実施しています。 今後も引き続き、それぞれの園で創意工夫し、食育に取り組んでいけるよう支援します。						
⑥	民間組織等の取組						
	【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	集落活動センターでの共食機会						
	子ども食堂	22回	0回	0回	1回	1回	2回
	カレーの日・カレーランチ	24回	2回	7回	13回	23回	26回
	モーニング	0回	2回	2回	0回	19回	21回
	居酒屋	10回	0回	0回	0回	1回	1回
	さかわ夢まちランドでの共食機会						
	よりあい会	0回	0回	0回	0回	0回	0回

	各機関ともに、食育に関する教室や講座を実施しています。 佐川町健康づくり推進委員会、専門部会にて各機関の実施事業について情報交換、情報共有を行っています。専門部会を年間2回定期開催することで、それぞれの組織や機関が独自に実施してきた健康づくりが、同じ目標に向かって取り組んでいるという共通認識ができてきています。 また、町内5箇所のあったかふれあいセンターと集落活動センター、さかわ夢まちランドが連携しながら、子ども食堂、カレーランチ、モーニング等を定期開催し、子どもから高齢者までの共食の取組として展開されています。 他にも、小学校の代休日に子どもを含めた各種ランチや夏休み BBQ、駄菓子屋、各地区の特色を活かした取組として、ピザ焼き体験、居酒屋等が随時開催され、共食の機会となっています。 今後も引き続き、各民間組織や地域福祉の拠点等と連携しながら、食育の推進を図っていきます。						
	家庭内での取組						
	【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画						
	推進委員会	1回	1回	1回	4回	0回	1回
	専門部会	2回	2回	2回	2回	0回	2回
⑦	健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画を推進していくうえで、町内の健康づくりに関わる組織や団体を推進委員とした健康づくり推進委員会を年1回、専門部会を年に2回程度開催しています。 第3期佐川町健康増進計画・食育推進計画の見直しの際に行ったアンケート調査の結果、朝食を毎日食べている人は全体で7割以上いる一方で、20代の男女及び40代の男性層は、毎日食べている人は5割未満となっており、働き盛り世代の朝食欠食が懸念されます。また、食育についての認知度は、全体の6割は意味を含めて知っており、聞いたことのある人も合わせると約9割が認知していました。 子どもを通じて食育の推進をすることは、子どもや保護者に対し、家庭で実践に結びつけるための情報提供や取組が求められます。 健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画の推進のため、今後も推進委員会や専門部会の開催を通じて、一人ひとりが健康づくりを「自分ごと」として考え、地域ぐるみで健康づくりに取り組んでいけるよう進めていきます。						

⑧	「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進
	食生活改善推進協議会を中心に保育園（所）や小中学校にて食育の重要性について講話や調理実習等を通して啓発活動を行っています。 保育園（所）では、高知県教育委員会が作成した、「すくすくリズムで元気モリモリ！」を3歳児保護者に配布し、基本的生活習慣定着に向けて、親子で取組を行っています。 また、乳幼児健診等では保護者向けに「できることからはじめよう！食べて動いてよく寝よう！」のリーフレットを配布し、学力との関連を切り口に啓発を行うなど、保護者が興味関心のある内容で行動変容を促しています。 今後も引き続き、朝ごはんや睡眠の質の向上に向けた啓発や子ども達に向けた朝ごはんの大切さについての講話などの取組について再検討を行い、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進します。

（８）思春期保健対策の充実	
3歳児健診の際に、からだと性に関する「だいじだいじどこだ？」の絵本を配布し、親子で身体の大事なところ（プライベートパーツ）について話し合うなど各家庭における「幼少期からの性教育」のきっかけづくりを行っています。あわせて、「生命（いのち）の安全教育」に関するチラシも配布し、普及啓発を行っています。 「生きる力」をつけ、自分を大切にし、他人を思いやることができるためにも性教育は欠かせないものとなっています。 今後も「幼少期からの性教育」について普及啓発を続けていきます。	

（９）医療体制の整備	
現在、町立病院の小児科医は週１回午前中だけの勤務態勢となっており、今後の目途も立っていない状態です。産婦人科については、高知市内の二次・三次周産期医療提供施設と周産期病病連携を行い妊婦健診を実施していますが、分娩への対応はできず、また医師不足は深刻な状況にあります。 町立病院の産婦人科は、高知市内の二次・三次周産期医療提供施設と周産期病病連携を行い、妊婦健診を取扱います。また、病児・病後児保育や医療的ケア児の保育園（所）の受入れに向けての協力要請等、地域住民が安心して出産・育児ができるよう推進します。	

4 すべての子育て家庭を守り支える環境づくり

障害、虐待や貧困等の困難な状況に置かれた子どもや若者とその家族に対し、個々の現状等に応じたきめ細やかな支援を行い、誰一人取り残さない環境をつくります。

1 援助の必要な家庭への支援

(1) ひとり親家庭等の自立支援の推進						
①	公営住宅の優先的入居					
	【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	ひとり親家庭の入居決定数	3件	1件	3件	1件	5件
	公営住宅は、母子、多子世帯だけでなく、その他問題を抱える世帯の条件を踏まえ総合的に優先順位を付け、入居を割り当てています。 入居の割り当てについては、佐川町営住宅入居者選考委員会を開催し、決定しています。 現在は、年3回（5月、9月、1月）の定期募集としています。 今後も引き続き、ひとり親家庭等の自立支援に向けた取組を推進します。					
②	ひとり親家庭医療費助成事業					
	【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	助成件数	259人	230人	228人	205人	188人
	支給額	9,568 千円	8,877 千円	8,989 千円	8,943 千円	8,324 千円
	ひとり親家庭の父母及び子どもが、安心して医療機関で診療が受けられるように、医療費を助成しています。 今後も引き続き、県及び町の事業を実施します。					

(2) 児童虐待防止対策

本町では従来の「子育て世代包括支援センター（母子保健機能）」と「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）」を同一の係で運営しており、妊産婦や子育て世帯、子どもを対象に、「児童福祉」・「母子保健」の各部門が情報を共有しながら、妊娠期から子育て期まで一体的な相談や支援を行っています。

また、児童福祉法に基づき、支援対象児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は支援を図るために必要な情報交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行う要保護児童対策地域協議会を設置しています。

今後は、令和8年度に設置する「こども家庭センター」を軸に、児童虐待防止に向けた取組を推進します。

(3) 障害のある子どもの対策の充実

①	教育相談					
	教育現場の学びの環境を充実し、一人ひとりの能力適正に応じた指導により、将来社会的自立ができる子どもの育成に努めています。 家庭・学校・福祉が連携し、子ども一人ひとりに応じた対応を共に考え、実践しています。 一方で、教育相談利用件数は年々増加傾向にあります。 今後も引き続き、学校・家庭・福祉と連携を図りながら推進します。					
②	重度心身障害児医療費助成事業					
	【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	利用者数	13人	11人	12人	12人	11人
	重度心身障害児（者）が医療機関で診療した自己負担分の医療費を助成しています。 今後も継続して実施します。					

(4) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているこどもや若者のことです。学業や遊びの時間を犠牲にし、心身の負担を抱えていることから、安心して相談できる場の提供と必要な支援へのつなぎ、学校との連携による教育支援、リフレッシュ機会の創出等、安心して成長できる環境の整備について協議します。

（５）子育て中の外国人家庭への支援の充実

国際化の進展に伴い、教育・保育施設において海外から帰国した幼児や外国人幼児に加え、両親が国際結婚であるなど、いわゆる「外国につながる幼児」が在園することもあります。

これらの幼児の多くは、異文化における生活経験等を通して、異なる言語や生活習慣、行動様式に親しんでいるため、生活に必要な日本語の習得が困難な幼児もいると思われます。

そのため、実態を的確に把握し、指導内容や指導方法の工夫を関係機関が連携し、子ども一人ひとりに応じた対応していくことが重要であると考えます。

２ 子どもの貧困対策の推進

（１）学習意欲の向上と学習機会の充実

未就学児から教育機会の充実と教育の質の向上を図り、就学後も切れ目のない充実した教育提供ができる体制づくりに努めます。

家庭の経済状況に左右されない十分な学習・進学のための機会提供のために、学校及び地域と協働、連携した様々な学びの環境づくりと各種制度の周知徹底、公設塾の開設等進学支援・指導などを推進します。

児童生徒の学習意欲の向上と継続のために、勉強の悩みから友だちや家庭に関する不安や悩みまでを、児童生徒自身が気軽に相談できるように職員の体制を整備し、また児童生徒の不安や悩みの解消を手助けするために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と学校や健康福祉課、教育委員会が連携し、学校における福祉の相談窓口の充実を図ります。

（２）子どもと保護者の心身の健康確保

生活困窮の有無にかかわらず、全ての子どもとその保護者の心身の健康確保のために、相談支援をはじめ食料支援や居場所支援等を、生活圏域における様々なシーンで提供できる体制づくりを推進します。

子育てに関する支援の充実と併せて、特に保護者の様々な悩みや不安を聞く専門性の高い相談員の配置や相談場所の設置に努め、保護者の精神的な安定と余裕の確保を手助けし、安心して子どもの養育ができる環境づくりを推進します。

(3) 生活安定のための支援

生活安定に向けて、保護者の安定した就職先の確保や、家庭でゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境の確保に努めるとともに、ひとり親のみならず、生活が困難な状態にある世帯については、状況に合ったきめ細かな就労支援に努めます。

また、親の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日々の生活を安定させる観点から、一時的な経済補助だけでなく、子育てサービスや地域での助け合いなどによる包括的な支援を行います。

家庭の経済的困窮については、把握が難しいこともあることから、関係機関との連携により、支援が必要な世帯の把握に努めます。

(4) 確実な情報の集約と適切な情報の発信

地域や学校等と連携し、少しでも気になる子どもの情報を確実に集約していくなど、生活困窮世帯の子どもやその可能性のある子どもの現状把握に努めます。

また、集約した情報に基づき、支援やサービスの利用を必要とする世帯や子どもに対して、適切な情報を提供するための情報発信体制の整備を進めます。

3 安心・安全な生活環境

(1) 子育てに適した住環境の確保

①	佐川町新婚生活応援事業						
	【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	世帯数	1世帯	2世帯	0世帯	2世帯	1世帯	2世帯
	補助額	300千円	202千円	0円	600千円	117千円	600千円
平成29年度より国の補助制度を利用し、結婚に際して新居となる住宅の購入費や家賃、引越しなどにかかった費用について、事業対象1世帯当たり30万円を上限として補助金を交付しています。 今後も引き続き事業を実施します。							

②	町内における公園や緑地の整備
	園等の遊具については、毎年度１回以上の定期点検を実施し、遊具の状況に応じて修理・撤去等を行ってきました。また、公園等の機能維持・安全に利用できるよう草刈なども年１回を基本に実施しており、一定程度達成できたと評価しています。 新たに「まきのさんの公園」が完成。多くの利用者で賑わっています。 既存の施設の老朽化も含め、限られた財源と人材の中で維持管理自体のあり方も含め考えていくことが必要となっています。 課題の解決に加えて、地域住民との協力・連携を図り、町内施設を有効に活用し、地域に根ざした公園・緑地づくりをめざします。

(２) 安全な道路交通環境の整備						
①	町道維持のための資材確保					
	【実績】	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度 (見込み)
	公共土木	2,385 千円	3,765 千円	2,221 千円	2,370 千円	1,636 千円
	地域住民に身近な町道の維持修繕に必要な材料を、町が支給することにより、道路を利用する地域住民が主体となり、地域全体で安全な道路交通環境の整備に取り組んでおり、国や県、警察等他の関係機関と連携し、通学路の安全向上に取り組んでいます。 「地域でできることは地域で」をかけ声に協働の仕組みが定着できていますが、協働の仕組みを今後も安定的に維持発展させていく必要があります。 今後も地域住民と連携しながら、道路交通環境の整備に努めていきます。					
②	防犯灯設置補助事業					
	【実績】	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度 (見込み)
	補助件数	16 件	13 件	16 件	9 件	12 件
	補助額	595 千円	500 千円	436 千円	315 千円	414 千円
②	道路を明るくして犯罪や事故を防止するとともに、省エネルギー型防犯灯の普及による温室効果ガスの排出削減及び維持管理費の軽減を図るため、町内自治会が実施する防犯灯設置に要する経費に対して補助金を交付しています。 現在、町内全ての既存防犯灯は LED へ更新済みです。 今後も自治会から設置要望があり次第、対応を行っていきます。					

(3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進						
早朝街頭指導及び広報車による啓発活動						
【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
カーブミラー 支給数	10 か所	8 か所	10 か所	12 か所	6 か所	3 か所
児童用黄色 帽子配布数	90 個	93 個	86 個	68 個	81 個	60～80 個
子どもの事故 発生件数	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件	0 件
本町では毎月、「県民交通安全の日」に交通安全運動を実施しています。 また、地域住民の協力により、登下校時にあいさつと交通安全指導を行っています。 交通安全啓発用の桃太郎旗の設置、保育園（所）卒園前には小学校入学に備えて黄色い帽子を配布しています。カーブミラーについては、各自治会の申請により、現地調査等を経て現物支給を行っています。 今後も引き続き、現在の取組を継続するとともに、各関係機関と連携し、町民全体の交通マナーの向上に努めます。						

(4) 子どもを犯罪から守るための活動の推進						
①	子ども110番の家（佐川警察署管内）					
	【実績】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	設置数	104 か所	104 か所	104 か所	104 か所	97 か所
	登録者台数	72 台	72 台	72 台	72 台	72 台
	毎月、「県民交通安全の日」に交通安全運動として交通指導を実施しています。 また、季節によって行われる交通安全運動では、地元警察署や町民の方と連携を図り、マナーアップキャンペーンや広報車による町内パトロールを行っています。 今後も地元警察署と連携を図り、地域の子どもの安全を確保する取組を継続して行います。					
②	防災行政無線の活用					
	子どもの声による防災行政無線での町内放送を継続的にを行っています。 子どもの声は学期ごとに佐川、黒岩、斗賀野、尾川の各小学校を順番で録音し、放送しています。 子どもの声による防災行政無線での町内放送を継続的にを行い、子どもの下校時の安全確保に努めます。					

	犯罪により被害を受けた子どもたちの立ち直り支援 教育研究所の教育相談員、県教委派遣のスクールカウンセラー、町独自に配置しているカウンセラーとカウンセリングの専門職を三層に配置し、教育相談員自身が相談業務に当たりながら、各カウンセラーをコーディネートし、学校と連携しながら事例に対応しています。 ③ 高い専門性による的確な対応により、早期発見、早期対応、早期解決及び事後のケアが可能になり、重大事案に発展した事例は皆無です。 課題は専門性の高いスタッフを継続確保することと教職員の専門性と組織的対応の向上であると思われます。 専門性の高いスタッフを確保していくこととスタッフと教職員研修の充実させ専門性を向上させるとともに、福祉行政や地域の見守りとの連携を強化し、対応の質を維持・向上させていきます。
--	--

(5) インターネットの利用に関する対策 学校と連携し、情報モラル教室や防犯教室等を実施することにより、SNSを通じたトラブル防止や、スマートフォンをはじめとする情報メディアへの依存を防ぐための指導や啓発に取り組むとともに、児童生徒の保護者に対しても、広報や学校だよりを通じて、スマートフォンをはじめとする情報メディアの適正利用や子どもを犯罪被害から守るためのフィルタリング機能の利活用の推進に向けた対策を検討します。	
---	--





第6章 計画の推進

1 計画の周知

社会全体で子育て支援に取り組んでいくという本計画への理解と協力を、保護者をはじめ広く地域住民の方々から得るため、広報さかわや町ホームページに本計画を掲載するとともに、概要版を作成し、取組や事業内容の周知に努めていきます。

また、子ども自身の主体的な参画を得るためにも、保育園（所）、学校等の関係機関と連携して計画の周知に努めていきます。

2 関係機関との連携・協働

子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育等、多岐の分野にわたっています。このため、民生委員・児童委員、主任児童委員をはじめ、地域組織等との関係機関と連携を図りながら、協働に基づく子育て支援に努めます。

また、国や県とも連携して、施策の推進にあたります。

3 計画の進行管理

この計画（Plan）が実効のあるものにするためには、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画策定の審議にあたった「佐川町子ども・子育て会議」が今後も毎年度の進捗状況の把握・点検を行い、それに対する意見を関係機関や団体等から得ながら、必要に応じて専門家による支援及び意見を取り入れつつ、適時取組の見直しを行っていきます。

Ⅰ 佐川町子ども・子育て会議設置条例

平成25年6月20日

条例第26号

(設置等)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。第3条において「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、同項の審議会その他の合議制の機関として、佐川町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置くとともに、同条第3項の規定により会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 子ども(法6条第1項に規定する子どもをいう。)の保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)

(2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。)に関し学識経験を有する者

(3) その他町長が適当であると認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再委嘱されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けた場合はその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 会長は、必要があるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び意見を求めることができる。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年6月9日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

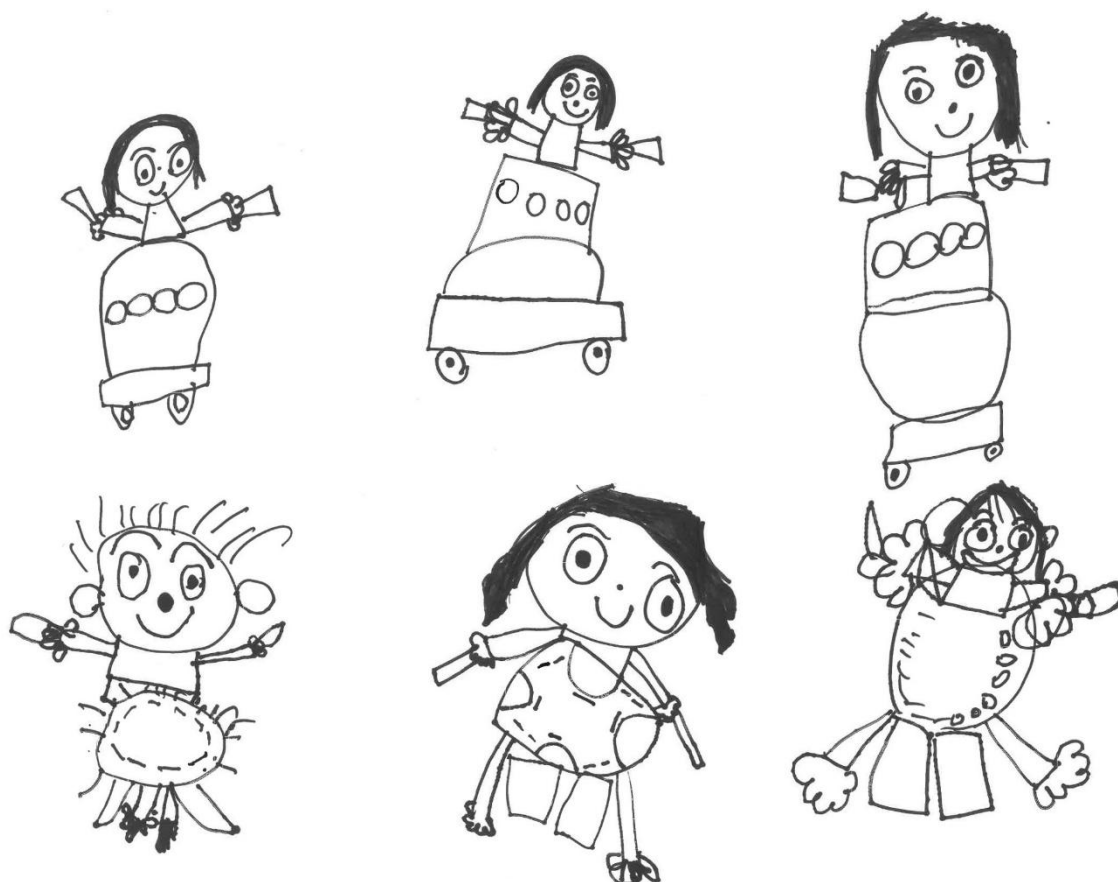
2 佐川町子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	所属機関・団体（職）名等
1	田村 裕子	佐川町教育委員
2	井上 和江	佐川町主任児童委員
3	岡崎 明子	佐川おもちゃ美術館 館長
4	刈谷 住夫	佐川町保育協議会園長会 代表 佐川町若草保育園園長
5	藤田 早苗	佐川町保育協議会園長会 代表 海津見保育園園長
6	西本 文雄	佐川町小中学校長会 会長 斗賀野小学校長
7	横畠 宏幸	佐川町保育所保護者会連絡協議会 会長
8	坂本 圭匡	佐川町PTA連合会 会長

任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日

3 策定経過

年 月 日	事 項
令和6年 3月5日 ～3月19日	子ども・子育てに関するアンケート調査の実施
6月25日	第1回佐川町子ども・子育て会議 1) 佐川町子ども・子育て支援事業計画の進捗について 2) 佐川町子育て支援に関するアンケート調査の結果について 3) 保育士・放課後児童支援員へのアンケート調査の実施について 4) その他 第3期計画策定スケジュール
7月18日 ～8月2日	子育て支援に関する専門職アンケート調査の実施
10月31日	第2回佐川町子ども・子育て会議 1) 第3期佐川町子ども・子育て支援事業計画（素案）について 2) 子育て支援に関する専門職アンケートの結果報告及び課題について 3) 第3期計画（素案）第3章について 4) その他
12月16日	第3回佐川町子ども・子育て会議 1) 第3期佐川町子ども・子育て支援事業計画（素案）について 2) その他
12月23日 令和7年 ～1月14日	パブリックコメントの実施
2月7日	第4回佐川町子ども・子育て会議 1) 第3期佐川町子ども・子育て支援事業計画（案）について



作：佐川町立永野保育所「はとぐみ」一同

第3期佐川町子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和7年3月

発行・編集 佐川町 健康福祉課

〒789-1202

高知県高岡郡佐川町乙 2310 番地

佐川町健康福祉センターかわせみ内

TEL：0889-22-7705 FAX：0889-22-7721